

三重県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・ スクールカウンセラーの配置を通して、いじめや不登校など、児童生徒の心のあり方と深いかわりがある問題に対応できる教育相談体制を構築し、子どもの健全な心の育成を図る。
- ・ 中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置することにより、小中連携のもと、途切れのない支援を行うとともに、スクールカウンセラーの専門性を活用することにより、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校など、児童生徒を取り巻くさまざまな課題に対して、未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- ・ 児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動、不登校の背景には、心理的、環境的な原因等、さまざまな要因が考えられることから、状況に応じて、スクールソーシャルワーカーと連携し、関係機関につなぐなど、効果的にチームでの支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 児童生徒の学びを保障するための環境づくりを推進するため、中学校区を単位としてスクールカウンセラーを配置する。このことにより、小中学校間の途切れのない支援や地域の福祉等関係機関との連携による、教育相談体制の充実・活性化を進め、児童生徒が安心して学べる環境づくりをめざす。また、校区の実情に合わせ、校区内で配当時間の弾力的な運用を図る。
- ・ スクールカウンセラーが小中学校間のパイプ役となり、丁寧な引継ぎや入学後のケアを行うことにより、中1ギャップによる中学校1年生での増加率が高い不登校や問題行動等の減少を図る。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

＜配置校数＞

小学校	：	321校
中学校	：	155校（義務教育学校1校を含む）
高等学校	：	36校
教育委員会等	：	1箇所（スーパーバイザー）

＜資格＞

（1）スクールカウンセラー

- ・ 臨床心理士 73人（大学教授を兼ねている者1人含む。）

（2）スクールカウンセラーに準ずる者

- ・ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ・ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 42人

＜主な勤務形態＞

・ 単独校配置	小学校	2校	（6時間×31校）
	中学校	18校	（6時間×32週）
	義務教育学校	1校	（6時間×42週）
	高等学校	36校	（5時間×32週）（7時間×37週）（7時間×42週）
・ 拠点校配置	中学校区	136中学校区	（4時間×19週～7時間×72週）
・ 小小配置		2（4校）	（6時間×30週）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

新規任用スクールカウンセラー（第1回）、全スクールカウンセラー（第2回、第3回）

（2）研修回数（頻度）

計3回

（3）研修内容

○第1回研修会

講義 「スクールカウンセラーの役割と具体的な取組」

（講師）三重県スクールカウンセラースーパーバイザー

○第2回研修会

講義 「学校現場における『いのちの授業』～スクールカウンセラーとしての関わり～」

（講師）奈良女子大学 生活環境学部 心身健康学科 教授 伊藤 美奈子 先生

○第3回研修会

講義 「子どもたちの命を守る～いじめや自殺を予防するために～」

（講師）奈良女子大学 生活環境学部 心身健康学科 教授 伊藤 美奈子 先生

（4）特に効果のあった研修内容

第3回研修会「子どもたちの命を守る」

参加したスクールカウンセラーからは、下記のような感想が多く寄せられた。

- ・ 自死への心構えを再認識できた。
- ・ いのちと死について考える自殺予防の授業を、学校と相談しながら進めたいという気持ちを強く持つことができた。
- ・ 自殺を予防するために、そのサインに気づくことが大切である。
- ・ まさかと思うようなことが起きないためにあらゆる情報を集め、チーム学校として対応し、実践していくことが大切である。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 : 有（1名）

○活用方法 : 県教育委員会事務局に配置

スクールカウンセラーの要請に応じたスーパーバイズ
緊急事態が生じた際の対応 等

（6）課題

- ・ スクールカウンセラーに求められる学校現場のニーズに応じた研修内容の選定
- ・ 限られた時間の中で、人材育成、資質向上を図るための研修内容の充実
- ・ スクールカウンセラー同士の横のつながりの構築

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】問題行動等へのチーム支援に係る活用事例（⑩）

（状況）問題行動を起こした生徒とその保護者の関係が良好でなかった。

（対応と経過）当該生徒について、教職員からの情報を基にＳＣとの面談を行い、心療内科の受診につなげた。

心療内科の医師からは、療養の必要があるとの診断を受けた。当該生徒は、引き続き療養している。

（結果）医師の診断をきっかけに、保護者が子どもの現状に向き合うことができ、親子関係が改善された。

【事例２】問題行動等へのチーム支援に係る活用事例（②、⑦）

（状況）中学校時に不登校でリストカットを繰り返し、高校生活においては、自分の意に沿わないことがあると「いじめられた」と帰宅。保護者と学校との関係も良好でなかった。

（対応と経過）ＳＣが、当該生徒と保護者の面談を行い、対応方法について学校に助言した。学校は、ＳＣからの助言をもとに、家庭訪問を中心とした支援を行った。

（結果）これまで保護者は、学校に対して厳しい申し立てを続けてきたが、新たな支援方法によって、保護者から「学校は信頼できる」との言葉を得る等、関係の改善が進んだ。

【事例３】中学校での教育プログラムにおけるスクールカウンセラーの活用事例（⑩）

（取組内容）カウンセリングに対する理解を深めるために、配置校のすべてのクラスで「カウンセリングとは」と題した授業を行った。

（成果）授業終了後にとったアンケートの結果から、カウンセリングに対する理解が随分進んだ様子が読み取れた。また、アンケート「今、困っていること、悩んでいること」の記述から、「気になる生徒」を抽出することができた。この結果をもとに、複数の生徒に対して、担任と情報を共有しながら、日常を見守ったり、カウンセリングを勧めたりするなど、問題解決に取り組むことができた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- スクールカウンセラーが関わって好ましい変化が見られた児童生徒数（平成２９年度）

小学校：３，０４２人（５２．１％）

中学校：１，９２８人（６１．６％）

高等学校：５３９人（６３．９％）

全体：５，５０９人（５６．１％）

- スクールカウンセラーへの相談件数

・全小中高等学校 平成２７年度 ５３，８０７件

平成２８年度 ５４，９２７件

平成２９年度 ５４，８１４件

- 児童生徒の支援のために行った取組（平成２９年度）

・ケース会議や研修会等 小中学校及び高等学校 １，６２７回

・教育プログラム（授業等への参加） 小中学校及び高等学校 １，０８４回

○ 教育相談体制の充実

- ・中学校区での事例検討やケース会議、研修会の開催
- ・中学校区における児童生徒についての情報共有による、途切れのない支援
- ・中学校区における配当時間の弾力的・効果的な運用

○ 小中学校の連携の強化

- ・支援の必要な児童生徒や兄弟姉妹関係についての情報共有を行うことによる、効果的な支援や不登校の未然防止
- ・小学校から中学校への進学時における引き継ぎ等への支援による、中学校における早期の受け入れ体制の構築
- ・スクールカウンセラーが中学校への架け橋的役割となり、6年生児童の中学校進学への不安の緩和

○ 専門性の活用

- ・中学校区での合同研修会の実施による児童生徒理解の共通認識
- ・中学校区不登校対策委員会での情報共有による家庭訪問や適切な声かけ等
- ・小学校段階からの不登校への早期対応、未然防止

(2) 今後の課題

- 学校からのニーズに対応するため、配置時間を拡充する。
- 専門性の高い人材を確保する。
- 各学校の相談コーディネーターを育成する。
- 教員のカウンセリングスキルを育成し充実を図る。
- 中学校区としての成果と課題を共有し、小学校段階からスクールカウンセラーの効果的な活用を図ることにより、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- 小中学校間における丁寧な引き継ぎや新入生に対する面談等の取組を実施するなど、小学校から中学校へのよりスムーズな接続により、中1ギャップ等への対応を図り、中学校区としての教育相談体制のさらなる充実を図る。
- 児童生徒の不登校や問題行動等の背景にある、心理的、環境的な要因等に対して、状況に応じてスクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携を密にして、効果的にチームでの支援ができるように努める。

滋賀県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成２９年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校等児童生徒やいじめをはじめとする問題行動等の対応にあたっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることがきわめて重要になっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー（以下「ＳＣ」）を公立小学校・中学校、県立高等学校等に配置・派遣し、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決に資する。

（２）配置・採用計画上の工夫

原則として、全ての公立中学校および県立高等学校に配置する。小学校では重点配置校を除き、中学校に配置されたＳＣを派遣する。その他、緊急事案の対応等では、スクールカウンセラースーパーバイザーを中心に当該校に緊急派遣する。採用については、滋賀県の関係団体と協力して実施している。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア．配置人数

小学校	： １８人
中学校	： ７３人
高等学校	： ２８人

※小学校、中学校、高等学校で重複あり。※中高一貫校３校は中学校で計上している。

イ．配置校数

小学校	： ２２２校
中学校	： ９９校
高等学校	： ４７校

※中高一貫校３校は中学校で計上している。

ウ．資格

（１）スクールカウンセラーについて

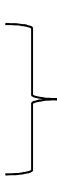
- ①臨床心理士 ８１人 （※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
- ②精神科医 ０人
- ③大学教授等 ０人
- ④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
０人

（２）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者 ４人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、５年以上の経験を有する者 ５人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者 ０人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者
0人

エ. 配置形態について

- ・単独校 47 高等学校 高等学校重点配置校 9 校（月 4 回・1 回 3 時間程度）
一般校 38 校（月 3 回・1 回 3 時間程度）
※中高一貫校 3 校は中学校と高等学校あわせて時間を配分し、中学校で計上している。
- ・単独校 25 小学校 小学校重点配置校（月 2 回・1 回 3～4 時間程度）
- ・拠点校 99 中学校  中学校常駐校 4 校（週 5 日・1 日 4 時間程度）
小中連携校 8 校（月 9～12 回・1 回 3 時間程度）
一般校 87 校（月 2 回・1 回 2 時間程度～月 5 回・1 回 4 時間程度）
※中学校の一般校は生徒数や課題等を考慮して配置時間を決定
- ・対象校 197 小学校 対象校：中学校から域内の小学校へ派遣（年 6 時間以上）
※小中連携校は一般校より多く小学校に SC を派遣

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

全ての SC、各校 SC 担当教員（コーディネーター）

（2）研修回数（頻度）

SC は年 2 回、SC 担当教員は年 1 回

（3）研修内容

- ・1 回目＜4 月＞（SC 担当教員の研修会を兼ねる）

①「スクールカウンセラーの仕事」（講義）

- SC の役割 ○SC と生徒指導 ○教育相談 ○社会資源を生かす
- コーディネーター（SC 担当教員）の役割 ○学校で出会う諸問題
- 心理教育（心理授業）の有効性 ○緊急支援について
- 異なる専門家との協議 等

②「スクールカウンセラーと協働した、児童生徒への効果的な支援について」（グループ協議）

- 各校の取り組みについて（意見交換）
- 各校における効果的な支援について（SC と SC 担当者の協議）

- ・2 回目＜8 月＞

「児童生徒の教育相談の充実について」（講義）

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ＳＣの活動内容等について研修会を行い、ＳＣの役割や教員とのコンサルテーションの重要性を再確認するとともに、実践に活かすことができた。
- ・教育相談の充実には、「チーム学校」としての考え方が不可欠で、ＳＣも心理の専門家として組織的対応を意識した活動が必要であると改めて学ぶことができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 あり

○活用方法

- ・県内の４地域に２人ずつＳＶを割当て、各担当地域で発生した問題行動等を中心に緊急対応を行う。
ＳＶが担当する地域の新規採用ＳＣ等への助言・援助や県教育委員会への事業に対する助言・提言を行ったりする。また、研修会の講師を務めたりしている。

（６）課題

- ・ＳＣやＳＣ担当教員の研修のさらなる充実について必要性を感じているが、予算や多忙化の問題もあり、研修会の拡充（研修内容や回数）が難しいところがある。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（①）

中学校入学後からほとんど登校できていなかった。その中でＳＣのカウンセリングは継続できていた。

３年生になり「学校に登校できていないから高校には行けない」という思いでいた生徒に対して、ＳＣと話すことによって「進学したい」という気持ちが高まり、夏休みの体験入学を経て、志望校を決定することができた。

その後、夜間登校で勉強に励み、やがて別室登校もできるようになり、朝から勉強に取り組んだ結果、希望の高校に合格することができた。

ＳＣから「あきらめない」「努力しよう」「自分で決めよう」等、常に前向きな言葉で本人を支えたカウンセリングのおかげで、本人の自己肯定感が高まってきたことがよくわかった。

【事例２】児童虐待のための活用事例（⑬）

普段から家庭のストレスをＳＣに相談をしていたが、その相談の中で母親からの虐待が判明し、通告に至った。ＳＣの見立ても児童相談所に伝えることができた。

その後も継続的にカウンセリングを行い、見守りを続けた結果、本人も母親も安定している。

これまでカウンセリングを継続して行ってきたことにより、早期にサインをキャッチできたことが良かった。

【事例３】性的な被害のための活用事例

女子生徒が男子生徒から性的被害を受け、本人が担任に相談してきた。双方の保護者が話し合い、警察とも連携を取り、女子生徒は医療にかかる処置がされた。

その後、学校では被害の女子生徒が安心して登校できるように、心のケアのためにＳＣにつないだ。継続的にカウンセリングを受ける中で、依然と変わらない様子を見せるようになった。

また、学校もＳＣからコンサルテーションを受け、対応の仕方等に関する助言を受け、慎重に対応し、注意深く見守りを続けることができている。

【事例４】教育プログラムのための活用事例（⑩）

中学校新入生に対して、「ＳＣに聞きたいこと」というアンケートを実施。それに基づいてＳＣが学年全体に「カウンセリングとは」「思春期の悩み」というテーマで心理授業を行った。

その結果、気軽にカウンセリングを受ける土壌ができ、適切なカウンセリングが早期に実現できた。

また、ＳＣからストレスマネジメントの指導方法や資料等を提供していただき、それをもとに各担任が心理授業をすることで、生徒はストレス耐性を高めることや、呼吸法などでリラックスすることが大切であることを学ぶことができた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・ＳＣ等活用事業が定着し、相談人数は平成 28 年度 29,987 人、平成 29 年度 31,067 人と増加傾向にある。
ＳＣの存在や役割が認知された効果が表れている。
- ・ＳＣが関わった不登校児童生徒のうち、好転した割合が平成 27 年度は 79.9%、平成 28 年度は 82.6%、平成 29 年度は 79.5%と、平成 29 年度はやや減少したものの、高い割合を示している。
- ・ＳＣが関わったいじめの件数のうち、早期対応・解決の割合が平成 27 年度は 60.6%、平成 28 年度は 83.0%、平成 29 年度は 75.9%と、平成 29 年度はやや減少したものの、高い割合を示している。
- ・小学校重点配置校として平成 27 年度は 15 校、平成 28 年度は 20 校、平成 29 年度は 25 校と拡充を図った。
より早い段階（小学校低学年）での問題行動や、不登校の対応が可能となった。
- ・小学校重点配置校での不登校在籍率は、平成 26 年度 0.64%が、平成 29 年度 0.62%となり、0.02 ポイント減少した。

不登校在籍率(100人率)		
	H26	H29
小学校重点配置	0.64	0.62
滋賀県小学校平均	0.48	0.56

- ・小中連携校での不登校在籍率は、平成 25 年度 3.92%が、平成 29 年度 2.68%となり、1.24 ポイント減少した。

不登校在籍率(100人率)		
	H25	H29
小中連携校	3.92	2.68
滋賀県中学校平均	2.63	2.98

- ・中学校常駐校でＳＣが関わった不登校生徒のうち教室復帰ができた割合は、平成 28 年度 25.5%が、平成 29 年度 27.7%となり、2.2 ポイント増加した。

教室復帰ができた割合		
	H28	H29
中学校常駐校	25.5	27.7
滋賀県中学校平均	19.9	17.1

（２）今後の課題

- ・ＳＣ等活用事業を推進していく中で、いじめや不登校、虐待や発達に課題を抱える子どもへの対応等に対してＳＣの支援・助言が必要とされるケースは多く、児童生徒や保護者、教員のニーズに応えるために配置時間数を増加するなど予算の確保が課題である。

また、限られた予算の中でより効果を上げる為に、ＳＣによる校内研修やケース会議等を通じて教員の力量を高め、教員自身が児童生徒や保護者への支援を的確に行えるようにしていくことと、より早い段階（小学校低学年）でのＳＣ活用を考えていく必要がある。

京都府教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中学校等に臨床心理に関して高度な専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、学校における教育相談機能の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内の各拠点校から対象校への派遣を行い、市内小・中学校にスクールカウンセラーの計画的配置（派遣）が行われるように、市町（組合）教育委員会で調整をしている。府立の高等学校及び特別支援学校については、府教育委員会の担当課で調整している。

スクールカウンセラーの採用に関して、新規採用者の他、小・中学校に配置するスクールカウンセラーについては同一校に継続して3年勤務した者を対象に、また府立高等学校・特別支援学校に配置するスクールカウンセラーについては毎年、面接を実施している。

京都府臨床心理士会の推薦を受けた臨床心理士を採用し、質の確保に努めている。

また、スクールカウンセラーの専門性の確保と維持のため、スクールカウンセラースーパーバイザー制度を導入し、経験豊かな6名を登録して、要請があればスクールカウンセラーの支援に当たっている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	: 30 人
中学校	: 94 人
高等学校	: 50 人
義務教育学校	: 1 人
特別支援学校	: 1 人

【配置校数】

小学校	: 37 校
中学校	: 96 校
高等学校	: 47 校
義務教育学校	: 1 校
特別支援学校	: 2 校

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて：

- ① 臨床心理士 118 人
- ② 精神科医 0 人
- ③ 大学教授等 0 人
- ④ 上記①～③以外のもので自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0 人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について → なし

【主な配置形態】

単独校	6 小学校	(週1日・1回8時間) (週1回・1回7時間) (週1回・1回6時間) (週1回・1回4時間)	対象校	181 小学校
	15 中学校	(週1日・1回8時間)		14 高等学校
	41 高等学校	(週1日・1回4時間) (週1回・1回6時間) (週1回・1回7時間) (週1回・1回8時間)		10 特別支援学校
	1 義務教育学校	(週1日・1回6時間)		
	1 特別支援学校	(週1日・1回4時間)		
拠点校	79 中学校	(週1回・1回8時間) (週1回・1回7時間) (週1回・1回6時間)		
	22 小学校	(週1日・1回8時間) (週1回・1回4時間) (年3回・1回4時間)		

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラー配置校担当教員（教育相談担当教員、コーディネーター等）

（２）研修回数（頻度）

スクールカウンセラー連絡協議会（京都府教育委員会主催：年１回）

スクールカウンセラー連携会議や研修

（各教育局、市町（組合）教育委員会主催：回数は主催者による）

（３）研修内容

スクールカウンセラーによる効果的な活動が展開されるように、交流協議や事例研修、大学教授による講義等を実施し、スクールカウンセラーの資質能力の向上と学校における教育相談体制の充実を図る。

（４）特に効果のあった研修内容

特別支援教育士による専門的な知見からの特別支援を要する児童生徒への効果的な関わり方に関する講演

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置・・・６名

○活用方法・・・個々のスクールカウンセラーだけでは対応できないケースが生じたとき、要望に応じて、スクールカウンセラーを指導、支援、マネジメントするための経験豊かなスーパーバイザーを派遣する。

（６）課題

面談だけではなく、コンサルテーションやコーディネートについても担ってもらう必要性が年々高まっている。また、校内研修等や児童生徒に向けての講師として、講演や授業を行うことも増えてきた。問題行動や不登校、いじめ等児童生徒を取り巻く状況は厳しさを増しており、その背景も複雑化していることと併せ、スクールカウンセラーにおいても世代交代が進んでいることから、資質能力の向上が急務で、さらなる研修の充実が求められる。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１－１】不登校の長期化を防ぐための活用事例（①不登校）　　＜中学校＞

１年時から対人トラブルが重なり、自身の力では解決できないため対人交流を回避するように不登校状態になっていった。当初、母親は本人の課題よりもトラブルとなった出来事や学校の対応に疑問を呈していた。しかし不登校が長期化する中で本人の問題点に気がつき、家庭は本人を押し出すようになっていった。この母親の変化は、本人の中に“登校しよう”というやる気と同時に“登校してない悪い子”のように自責感も募らせる結果となり、登校するなら教室に行かなければと高い目標を抱くようになった。しかし、学校では本生徒は小集団の方が適しているという見立てで、一つの選択肢として適応指導教室への入級も視野に入れ、その見学を勧めていた。しかし、母親の抵抗感が強く状況に変化が生じにくかったため、本人とスクールカウンセラーが面談することになった。面談の中では身動きできない苦しさや、登校できていないことなどを語ってくれた。スクールカウンセラーとしては、今後の選択肢は複数あることや、「先生や親御さんではなく、あなたの気持ちを聞いてみたいし、大切にしたい」ということを繰り返し伝えた。スクールカウンセラーとの関係ができてきた頃に、再度不登校状態に陥ったが、教員の提案で“交換ノート”を介してやりとりを続けた。また、教員等の熱心な関わりが実を結び、３学期には適応指導教室への見学、入級が実現し、その後順調に通っている。家庭の押し出しや教員からの働きかけとともに、スクールカウンセラーという第三者が支持的に関わったことにより、高い目標が必ずしも最善策ではないことが分かり、過度な緊張がほぐれたようである。本人面接、教員のコンサルテーションにより、不登校状態であったが適応指導教室に新たな居場所を築けているケースである。

【事例１－２】気になる行動を改善させるための活用事例（⑩発達障害等）　　＜小学校＞

特別支援学級に在籍する本児は、知的な発達の遅れ以外にも、以前からこだわりの強いところや明らかなチックが見られ、支援学級の中でも落ち着いて学習できないことがあった。３年生になってからは、些細なことで気持ちがふさぎ込み何も手につかなくなるなど、以前の様子に加えて新たな反応が目立ち始めた。

この様子を受けて、担任と保護者は頻繁に面談を行うなどして、学校と家庭の様子を交流しながら支援を続けていたが、来年度弟が入学してくるということで、弟の関係性も含め、保護者の悩みが増幅してきた。

そこで、まずは本児の状態を把握するため、本児へのカウンセリングを実施し、その後保護者にカウンセラーよりコンサルテーションをしていただいた。知的な遅れだけでなく、発達のバランスに気になる点がカウンセリングから感じられ、具体的にその様子を伝えることで、保護者の本児に対する理解がかなり深められた。また、今後は本児へのカウンセリングを実施しながら、気をつけたい本児からのサインや卒業までの目標などを、保護者も担任も確認することができ、学校でも家庭でも本児を見守り育てていく環境が整っていった。

あわせて、本児の担任は今年度転任してきたばかりで、尚且つ特別支援コーディネーターという新しい立場におかれている。日々の学級経営にあわせて、学校全体の特別支援教育のコーディネートも難しく、毎日の学校生活で頻繁に起こる本児のパニック症状にも大変苦慮する毎日だった。担任に、カウンセラーが本児のカウンセリングの様子を伝えることで、担任の指導の悩みにも触れていただくことができ、担任が自信を持って保護者や本児に対応するための後押しとなった。

現在は、本児のパニック症状もほとんど出ることはなく、気持ちがふさぎ込んでも回復する時間も短くなり、保護者も担任も余裕を持って本児に関わることができている。今後も、本児へのカウンセリングを基本としながら、本児を支える保護者や担任とのコンサルテーションの時間も確保し、支援体制をより強くしていく。

【事例２】不登校未然防止のための活用事例（⑬児童虐待）　　＜中学校＞

２年生の４月に他県から転入。父子家庭であるが父親が仕事の関係で遠方に行ってしまい、兄２人と本人だけで生活している状況で、学校でも方言などの違いから他の生徒と交わろうとせず、唯一、放課後、担任と少し話をするという状況であった。

そのような中で、1学期後半に頭痛や腹痛を訴えて遅刻や欠席をするようになり、クラスに入ることができなくなった。担任が朝の迎えや欠席時の家庭訪問などを通じて個別の関わりをしていくと、徐々に話をするようになり、家庭では父親が不在のため、アルバイトをしている兄たちに家事を押し付けられていることや、学習や通学などについて世話をしてくれる大人がいないことなどが問題として浮上してきた。また、転入についても、転居前には祖父母が世話をしてくれていたが、祖父の死去に伴って本人の意に沿わないものであったという。

担任や教育相談主任、養護教諭と打ち合わせを行い、個別の関わりを増やし、学校に居場所を作っていくという共通理解のもと、スクールカウンセラーの面談を並行して実施した。初回の面談では、堰を切ったように、方言の違いで回りに馴染めないこと、家事を押し付けられてしんどい思いをしていること、祖母の元に帰りたいが祖母に心配をかけたくないことなどを語った。また、成育歴の中でのネグレクトを疑うエピソードも幾つか語った。しかし、一定話をするすると表情も明るくなり冗談を言ったり、担任や他の教員の言動を面白おかしく話したりなどひょうきんな一面を覗かせた。スクールカウンセラーが「こちらへ来てからシュンとして暗い顔をしていたけど、本当はおしゃべりで喋りたい人なんやなあ」と言うと「そうなんやって、喋る人おらんけん喋れんかった!」と話した。

その後、担任や学年の教員、養護教諭とのかかわりの中で安定し、別室登校を開始し、徐々に学校での居場所をつくっていった。加えて担任の努力により、遠方での仕事を終えて帰宅していた父親とも連絡をとることができた。現在、別室を主な居場所としているものの関わる生徒や教員も増えて学習態度も安定し、給食を教室で食べることや、教科によって教室で授業を受けるなど、チャレンジを続けている。

【事例4】困難・ストレスへの対処方法を知るための活用事例（⑩教育プログラム） <中学校>

「ストレスマネジメントの極意」（中学1年対象）

・第1学年生徒全員にストレスを自分自身でコントロールする方法を説明した。「ストレスとは」「ストレスとうまく付き合う方法」「具体的なリラクゼーションの方法」等分かりやすい項目の資料を用い概要を理解させた。言葉による説明だけで無く、教師がウルトラマンと怪獣に扮し、寸劇を交えての説明であったので、生徒にも分かりやすく「よく分かった」と好評であった。事後感想でも「ためになった」との感想が多かった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

効果指標①	配置前年度から４年間の不登校児童数の推移 ＊平成 27 年度に新たに配置した小学校 11 校が対象 ＊年度末時点の不登校児童数を基に調査			
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
不登校児童合計人数	28	32	28	24
不登校児童数が０であった学校数	3	1	0	4
分 析	H26 から H27 にかけて当該 11 小学校の不登校児童合計人数が増加しているが、H27 にスクールカウンセラーを配置し、年間を通して取組を進めたことにより H28 には減少している。さらに、H29 にも、減少している。また、「不登校児童数が 0」の学校の数が H29 には 4 校となり、配置より 3 年、継続した取組の効果がみられる。			

効果指標②	学校に通うことが不安と感じている児童の割合 ＊全国学力・学習状況調査の質問紙調査より 「学校に行くのは楽しいと思いますか」			
小学校(SC)	27 年度 4 年生 (a)	29 年度 6 年生 (b)	改善状況 (a-b)	未配置校との差
配置校	16.66%	16.29%	-0.37%	2.57%
未配置校(派遣校)	12.75%	14.95%	2.20%	
分 析	スクールカウンセラーを配置することにより、学校に通うことが不安と感じている児童が減少している。			

○児童生徒や保護者との面談だけでなく、教員に対するコンサルテーションが積極的に行われるようになってきた。

○校内研修においてスクールカウンセラーを活用した研修計画を設定し、教員のカウンセリング能力の向上に努めている。

○スクールカウンセラーに対する保護者の認知度が高まり、カウンセリングの希望者が増えてきている。特に不登校の児童生徒を抱える保護者の思いを聞き、スクールカウンセラーと学校が連携して取り組むことで不登校から別室登校に進展した例もいくつか見られ、保護者の学校に対する信頼感にもつながっている。

（２）今後の課題

○スクールカウンセラーによる校内研修で、教員が教育相談の視点を学ぶ機会は増えてきているが、1 回のみの研修でなく、継続的に実施することで、研修の中身を充実させていくことが必要である。

○カウンセリングの希望者が多い中、時間の制約があり、次回の予約が何週間も先になってしまったり、教員に対するコンサルテーションが十分に行えなかったりする状況がある。配置校においても時間数増加などの充実が望まれている。

○巡回派遣の学校については、現在の派遣回数で十分な支援を行えていない部分がある。配置校については、特に大きな課題を抱える学校であり、自校の児童生徒への支援に多くの時間を要するため、派遣が十分に行われているとはいいがたい。

○学校によってスクールカウンセラーの活用度に差があるため、今後は全ての学校が効果的に活用していけるよう工夫が必要である。

大阪府教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

①学校の教育相談体制の充実を図るため、以下の業務を行う。

- ・児童・生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集及び提供
- ・その他、学校が必要と思われること

②緊急事案発生時に、スーパーバイザーを派遣し、教育委員会と連携し、学校支援にあたる。

（2）配置・採用計画上の工夫

①同一校で最長5年の勤務を可能としている。

②配置市教育委員会の活用方針のもと、市の人材や連携可能な機関等の把握とスクールカウンセラー（以下、SC）のネットワークづくりのためにチーフSCを配置。

③SCと配置校の校長に活動状況アンケートを実施し、学校の適切な活用とSCの活動について把握。チーフSC及びSCスーパーバイザーと次年度の方針を相談の上、市町村教育委員会が配置希望調書を作成し、府教育委員会で次年度配置を決定。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

配置人数について

小学校	：	30人
中学校	：	267人
義務教育学校	：	2人

配置校数について

小学校	：	30校
中学校	：	287校
義務教育学校	：	2校

資格について

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 269人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

該当なし

主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

拠点校	289中学校（義務教育学校（後期課程）を含む）	（週1日・1回6時間）
単独校	30小学校	（週1日・1回6時間）
対象校	573小学校（義務教育学校（前期課程）を除く）	（週1日・1回6時間）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

各ＳＣ、市町村教育委員会担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

年２回

（３）研修内容

- ・府教育委員会からＳＣの活動に係る今年度の重点についての説明
- ・ＳＣの資質向上に係る講義、事例報告及び情報交換
- ・市町村教育委員会によるＳＣ活用方針の交流

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ＳＣスーパーバイザーによる「学校のアセスメント力を高める専門家のアプローチ」について講義
- ・ＳＣによる「より充実した学校アセスメントに向けて」のケース検討を通じた協議

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置

府内を５つのブロックに分け、各ブロックにスーパーバイザーを配置

○活用方法

- ①新規採用ＳＣへの指導助言
- ②各ブロックでの市町村教育委員会及びＳＣへの助言
- ③緊急事案発生時に教育委員会と連携した学校への直接支援

（６）課題

- ・ＳＣの効果的な活用についての認識が十分でない市町村教育委員会や学校もあり、チーム支援体制の中における、ＳＣの有効な活用について理解を深めるよう、研修会の充実をはかる必要がある。
- ・経験の浅いＳＣを含め、ＳＣ同士が情報共有できるように、各市町村や地区でのＳＣ連絡会の実施を促す。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校から非行傾向に転じた生徒のための活用事例（①・⑤）

中2女子。小学校時から不登校傾向。中学1年生時も、引き続き不登校傾向であったものの、時折登校できていた。中学2年生の2学期頃から、非行傾向のある女子生徒と行動を共にするようになり、ピアスや化粧、喫煙、飲酒、出会い系サイトで知り合った男性との不純異性交遊、さらにはリストカットといった行動をとるようになった。当該学年の教員や保護者から厳しく叱られたこともあり、家庭にも学校にも居場所を見いだせない状況に陥っていた。やがて、行動を共にしていた非行傾向のある女子生徒がほとんど登校しなくなり、本人の欠席が増えていった。

本人が2学期末、SC勤務日に登校したのを機に、学年教員の協力を得て、SCとのカウンセリングにつながることができた。大人に対する不信感が強かったが、次第にSCと打ち解けるようになり、家族や友人のこと、リストカットのことなどを語るようになった。それと同時に、本人が心を許して話せる教員も増えてきた。また、SCによる母親とのカウンセリングの中で、本人が父親から放置されていることなど、家庭内の様子も知ることができた。

SCは、本人が好きなことの1つである料理をきっかけに、まわりの人とのつながりを修復できるかもしれないという思いもあり、学年教員と一緒に料理をすることになった。校長の許可のもと、教育センターにある厨房を借りて、職員室にいる教員とケーキ作りをした。これまで厳しく指導されてきた教員とも、料理をすることを通して、楽しく話しながら嬉しそうに活動できた。また、できあがったケーキを他の教員や、関係が悪化しつつあった母親にも自分から手渡すことができた。

このことをきっかけに、本人は、毎日昼前に必ず登校するようになり、学年教員と給食を食べてから帰宅している。本人が困った時には、自ら養護教諭や学年教員、SCに相談するようになり、少しずつ学校に居場所を見つけ始めている。今後は、校内適応指導教室等を活用しながら、少しずつ教室に戻るとともに、進路選択について取り組めるようにしていきたい。

【事例2】カウンセリングから明らかになった児童虐待のケースを他の関係機関と連携した活用事例（⑬）

中3男子。3年生になってから欠席が目立つようになり、本人が「高校も行かないし、一生引きこもり生活をしたい」と言い出した。本人は、これまで学校を休むこともなく、友人からも慕われており、母親からも、担任から見ても深刻な問題を抱えているようには見えなかった。

欠席が続き、体調不良を訴え、無気力な状態となり欠席が続いていたが、家でゲームに没頭している様子を見て、母親も担任も本人の怠けからくるものだと思っていた。進路を決める時期だったこともあり、本人に登校を強く促したが、かえって頑なになり、ストレスが高まるという悪循環に陥っていた。

このような状況の中、母親の不安が高まり、母親からカウンセリングの依頼があった。カウンセリングの中で、本人が小学校低学年の頃に、母親が夫から長期にわたり、本人の面前でDVが行われていたことがわかったため、SCが直ちに校長に報告し、子ども家庭センターに通告を行った。父親から本人への直接的な暴力はなかったが、家庭内で常に父親の顔色を伺いながらの生活が続いていた。父母が別居してからも、父からの本人への威圧的な言動が続き、本人が学校を休んでいることを知ってから、父の言動がより激しくなり、本人が助けを求めて警察に飛び込むということもあった。SCは、本人の安全、安心を最優先に対応するため、その都度、校長と担任に報告し、関係機関と情報共有を行った。

問題の背景に深刻な家庭内の課題があることから、警察等の関係機関とも連携を進めるとともに、SCは、母親の不安の軽減と、本人が落ち着いて進路決定できるように対応した。2学期半ばからは、適応指導教室に通うことになり、本人に居場所が見つかったことで、落ち着いて将来のことを考えられるようになった。

【事例3】「性的な被害」への対応のための活用事例

小4女子。4年生の夏休みに、義父から性的虐待を受け、2学期の始業式に保護され、その後、本校に転入してきた。転入当初より、管理職、こども支援コーディネーター、養護教諭、SSW、SC等で毎週1回開催される会議で、これまでの家庭の状況が共有され、当該児童の見守りを、SCも含めて行っていた。

本人は、授業は真面目に受けていたが、休み時間になると1人で読書していることが多く、なかなか友人となじめない様子だった。11月末に、本人が泣きながら登校してきたので、担任が話を聞くと、同じ登校班の女子から冷たくされていると訴えた。このことがきっかけで、本人とカウンセリングを行うことになった。20分休憩の時間にカウンセリングを行い、カウンセリングの情報は、担任や前述の会議において毎週共有された。SCは、過去の性的虐待の経験による本人の不安などを、カウンセリングを通して和らげるとともに、家庭生活の課題については、SSWが福祉機関と連携を行い、課題を克服できるように態勢を整え、見守りを継続している。

【事例4】SCと教員が連携して児童生徒理解と支援を深めるための活用事例（⑮、⑯）

SCは、大阪府教育委員会が平成25年8月に発行した「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」（以下「ブックレット」）を活用している。この「ブックレット」は、矯正施設で実施されている「社会性涵養プログラム」を参考にして、暴力行為の解消に向け、臨床心理学の観点から児童生徒の内面を引き出すために必要な「表現」「気づき」「行動」の3つの要素でワークを構成したものである。

「ブックレット」のワークは、SCが生徒の状況に合わせて加工することも可能で、カウンセリングルームなどで個別の児童生徒に実施したり、学級担任からの依頼により、1つの学級でSCと教員が連携してワークを実施したりしている。ある学級でワークを実施したSCからは、「児童とカウンセラーとの距離が縮まったように思う。自由記述欄に書かれた感想やSCへの質問が、本人理解や関係作りに役立つ」、「ワーク実施後に、ことばの暴力によるトラブルがなくなったクラスがある」、「SCが学年の現状を実際に見て体験できたことで、学年との関わりが増え、ケース会議の内容がより深まった」などの感想を得ている。

ワークを実施するにあたり、管理職、生徒指導主事、学級担任、養護教諭などさまざまな教職員と連携しており、総合所見として、「実施してよかった」という肯定的意見が9割以上となっている。

また、SCが配置中学校や校区小学校の教職員に対して行う研修において、「ブックレット」の題材について紹介し、児童生徒が取り組むワークを教職員に体験してもらうことによって、その効果を実感するとともに、子どもの内面を引き出す指導に生かせるような研修となっている。研修後には、教員自身が学級でワークを活用したりするなど、活用の幅が広がっている。府からも電子版をSCに提供し活用を支援している。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

・府内の全中学校（府内 289 校（義務教育学校含む））にＳＣを配置することができ、府内で統一した教育相談体制を整えることができた。ＳＣへの相談件数は、（表１）のとおり、例年並みの水準を確保することができた。

（表１）【ＳＣへの相談件数（延べ人数） 小学校・中学校・その他を含む】

	H 2 6 年度	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度
相談件数（人）	8 5, 4 8 7	8 5, 9 6 1	8 5, 8 8 9	8 5, 1 4 4

・府内全中学校にＳＣを配置したが、（表２）のとおり、週１回１名のＳＣ配置の中学校における暴力行為発生件数（千人率）－２．３ポイントに対し、１校につき週１回×２名配置した中学校の方は－１２．８ポイントと大きく減少しており、暴力行為の抑制により効果が高くなっている。

（表２）【効果指標】暴力行為の発生件数（千人率）

	効果検証	効果指標推移		
	対象学校数	H 2 8 年度	H 2 9 年度	差
平成 2 9 年度 中学校 2 名配置 （週 1 回× 2 名、 1 日 6 時間）	5	34. 1	21. 3	-12. 8
平成 2 9 年度 中学校 1 名配置 （週 1 回× 1 名、 1 日 6 時間） ※義務教育学校（後期課程）含む	284	22. 9	20. 6	-2. 3

・配置市町村教育委員会の活用方針のもと、市内のＳＣを集め交流会や研修を実施し、ＳＣのネットワークづくりを行うことができた。その際、各地区に配置されたＳＣスーパーバイザーやチーフＳＣがまとめ役となり、関係機関との連携や、効果的なケース会議の持ち方等について情報共有ができた。

・ＳＣの資質向上を目的としたスクールカウンセラー連絡協議会（２回）を実施し、大阪府における生徒指導上の課題や、求めるＳＣ像などの説明したうえで、学校での生徒指導に関わる問題等の解決に向けた助言等、スクールカウンセラーの役割について理解を深めることができた。

（２）今後の課題

・現状ではＳＣの業務の多くはカウンセリングや重篤なケースの相談が占めているが、生徒指導上の課題の未然防止や予防の観点からも、ＳＣが校内会議への参加や授業観察等をスムーズに行うことができるようにする必要がある。

・様々な課題に対応していくために、スクールソーシャルワーカーなど他の専門家等との連携を推進する。

・事案発生時に、ＳＣスーパーバイザーやチーフＳＣによる緊急支援が必要かどうかの判断基準を、市町村教育委員会と府教育庁とが共有することで、児童生徒、保護者及び教職員への速やかな心のケア等の支援ができるようにする。

・ＳＣスーパーバイザーやチーフＳＣによる緊急支援後に、中長期的な視点で支援が続けられるように、各校に配置されたスクールカウンセラーと学校および教育委員会が連携できる体制づくりを進める。

兵庫県教育委員会

【1】 スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立小中学校に配置し、子ども達の心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制の充実に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校においては全公立中学校に配置している。また小学校において平成29年度は127校を拠点校に、連携する小学校への相談に対応している。

スクールカウンセラーの採用においては、兵庫県臨床心理士会の推薦を受け県内6カ所の教育事務所から、各学校の実情を考慮して採用している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数（神戸市を除く）

小学校	: 127人
中学校	: 258人
高等学校	: 0人
中等教育学校	: 1人
特別支援学校	: 0人
教育委員会等	: 0人

配置校数（神戸市を除く）

小学校	: 127校
中学校	: 258校
高等学校	: 0校
中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 0校
教育委員会等	: 0箇所

拠点校 259中学校等（週1日・1回6時間）

拠点校 127小学校（週1日・1回6時間）

連携校 468小学校

資格

兵庫県のスクールカウンセラーはすべて臨床心理士の有資格者

【2】 スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

兵庫県教育委員会が配置しているスクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

2回（年間）

（3）研修内容

- ・講義等 テーマ「兵庫県いじめ防止基本方針」の改定をうけて
- ・事例研究
- ・授業研究 スクールカウンセラーが実施する授業（教育プログラム）について実演

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例研究をもとにしたスクールカウンセラー同士の意見交流
- ・講義をふまえた事例についてのグループごとの意見発表

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置

県内6カ所ある教育事務所のうち3カ所にスーパーバイザーを1名ずつ配置している。また、平成30年度より、全県をカバーできるスーパーバイザーを1名配置している。

○活用方法

- ①重大な事件が起こった場合、学校等の状況を考慮し、市町組合教育委員会の要請によってスーパーバイザーの派遣を行い、当該学校への支援として、校長への助言、スクールカウンセラーへの助言や教職員の研修会、保護者説明会などにおいて講演などを行う。
- ②新任スクールカウンセラーへのスーパービジョンを含む県内のスクールカウンセラーに対する助言を行う。

（6）課題

- ・スクールカウンセラーの勤務時間が課題となり教職員と連携がうまくとれていない場合もある。

【3】 スクールカウンセラー等の活用事例（以下「SC」）

【事例1】家庭環境から暴力をふるってしまう事案対応のための活用事例（③⑥）

1. 事例の概要

本児の父親から母親への身体的暴力が続いた。本児が小学校入学前に、父親と離婚が成立し母親の実家の近くに本児と弟と3人で転居することになった。

母親によると本児の言葉遣いが悪く、家族や友人に対して暴言が出たり、急に大きな声で怒り出したり、母親が言うことに反発して衝突することが多い。また、学校からは友達ともよくケンカをして、手が出てしまうということであった。そのことを母親が学校に相談し、カウンセリングを実施することになった。

2. 学校・SCの対応

SCは放課後にカウンセリングルームで、プレイセラピーを通して本児と関わった。面接場面での攻撃性の表出を過去の感情と体験から来る家族に対する葛藤を巡る一つの表現として理解しつつ、この場での表現が家庭生活や学校生活の場面で攻撃的になることを収めることが出来るのではないかと期待して見守った。

SCは、継続したカウンセリングの中でとらえられた本児の見立てや母親の様子を教職員に伝え対応を依頼した。また、教職員もクラスでの様子や行動の変化などをSCに伝えるなどを行った。

プレイセラピーを用いたカウンセリングを継続する間に、本児の中でゆっくりと内面的な変化が生じ、母親や弟に対する本児の態度にも徐々に変化が見られ、暴言や暴力も収まって行った。また、学校生活の中でもけんかが減少し手が出ることも徐々に少なくなった。

3. 保護者対応

SCは母親との面接の中で、母親自身の被害体験をおさめながら、転居後の家庭環境を中心に話し合った。やがて、母親の口から、母親自身が権威的な父親の元で育ち、両親に対してありのままの自分を表現することが出来なかったということが語られた。その後、母親の父親（本児の祖父）への葛藤に向き合う中で、実家に戻り、本児の祖父母と同居することになった。この転居を通して、母親自身が心身両面での安定する生活環境を得ることが出来た。

4. チーム学校としての対応

学校はSCと教職員が連携できるよう時間を設定し、担任を中心に学校内での本児の変化等をSCに伝えるなど情報の共有をはかった。SCは、秘密の保持をしつつもカウンセリングで得た本児や母親の生育歴等、学校での指導や支援に必要な情報を定期的に共有できるよう努めた。

【事例2】貧困の問題のための活用事例（14）

1. 事例の概要

小学校低学年児童の不登校。ひとり親家庭。数年前にDVを理由に離婚をしたが、保護者間では面会交流を巡って係争状態である。子の不登校が出現してからは、親が仕事を休まざるを得ず、焦りや苛立ちから親から子への叱責が増えていた。このままではさらなる事態の悪化を招くと考えた担任がSCに相談、事例化した。担任は、親子ともに個別対応での支援が必要だと考えていたが、ひとり親家庭に対する校内での理解が整っていないことを懸念していた。

2. 学校・SCの対応

担任の勧めにより、保護者がSCとの面接に応諾した。SCは保護者からひとり親家庭の不安や、DVで受けた心理的負担について丹念に聴取し、これまでの苦労をねぎらった。また、生活面での支援についてはスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の支援を受けることを助言し、DV支援団体や「法テラス」等の社会資源を利用できることも提案した。

子に対しては、遊びを介した面接を実施した。子の安心感を保証、ラポールの形成に努めたところ、カウンセリングの予約日には喜んで来校するようになった。子が喜んで来校する姿に保護者も喜び、生活再建の意欲が見られるようになった。

3. チーム学校としての対応

SC、SSWの提案により、校内でケース会議を実施。SCは親子面接で得られた情報を踏まえ、この事例の背景には面前DVや離婚に伴う転居による心理的影響も考えられ、決して子の怠けや親の養育放棄に限ったものではないと説明した。SSWはひとり親家庭の経済的・心理的負担の大きさを説き、誤解や偏見から支援者に心理的嫌悪感が生じやすいことを指摘した。担任は「他児と同じ時間帯で登校できなくても、放課後登校で支援する」ことを提案し、関係教員の了承を得た。

以後、放課後登校やカウンセリングを通じて、子や保護者に対する支援を継続することができた。子が出席できる授業も次第に増え、保護者も学校に子を預けることに安心感を持てるようになった。校内では親子の変化に対する肯定的な評価が増え、担任も「個別対応に踏み切ってよかった」と感想を述べた。

【事例3】性的事案対応のための活用事例

1. 事例の概要

当該被害生徒は、学校行事で、加害生徒と二人きりになった時に、突然、わいせつな行為を受けたが、誰にも話せず抱えていた。不眠、嘔吐感、過呼吸気味になるという症状を呈するようになって、友人と一緒に保健室を訪れ、養護教諭に語った。

2. 学校・SCの対応

養護教諭は本人の了解を得て、保護者への連絡、担任（女性）との連携を取るなど、被害生徒の対応に尽力されたので、被害生徒及び保護者とも信頼関係を構築することが出来た。SCは、養護教諭から、被害生徒の心身の状況、出欠状況などの報告を受けながら、休養を取る事や、医療に繋いでいくことなどのコンサルテーションを継続した。SCも出席した生徒指導委員会では、情報を共有し（集団守秘義務）、

学校全体で（チーム学校として）被害生徒のことを見守っていくという共通理解が得られたので、不登校防止の一因となった。他方で加害生徒の対応および保護者対応に苦慮していた。

3. 保護者対応

SC は、加害生徒の保護者カウンセリングを実施した。成績もよく、先生からは、褒められることが多かった自分の息子が、まさか、こんなことをするとは、という困惑気味の心情を吐露されたので、その心情をサポートしながら今後、息子さんが同じ行為を繰り返さないよう、行動変容を図るために共に歩んでいきましょう>とお伝えし、保護者カウンセリングと、加害生徒のカウンセリングを継続した。

4. 専門機関との連携

被害生徒については、養護教諭が窓口となり、保護者の同意の下、医療機関と連携を取った。加害生徒については、SC が生徒指導担当教諭と連携を取りながら、専門機関に繋ぎ、検査等も実施していただいた。被害生徒の心ケアの意味でも、同じ学校に在籍するは望ましくないとの主治医のアドバイスもあって、加害生徒は転校した。

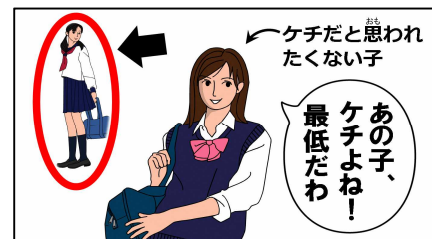
【事例4】教育プログラムのための活用事例（16）

SCが児童生徒対象に「いじめ防止講演会」を実施し、身近な人間関係を見つめ直す機会を提供する。ゲームやワークを用いた参加型の講話内容を計画する。児童生徒にとって身近な話題を採用し、共感できる内容を工夫する。

《スライド1》

講話の一例『悪口の秘密』

- (1) 自分の立場（ステイタス）を上げる簡単な方法があります。お金もかからず、今すぐできる手っ取り早い方法です。それは悪口や陰口です。



- (2) ひとつ、たとえ話をします。自分がケチだと思われなくするために、あなたならどんな工夫をしますか？近くの人と話し合ってみましょう。
- (3) 「ケチ」だと言われなければ「気前がいい」とか「太っ腹」と呼ばれるようなことをすればよいのです。でも、それを実現するには相当な努力しなければいけません。努力や時間が惜しければ、身近な人を「あの人、ケチなのよ！最低！」と貶めれば、周囲の人々は「あの人、ケチなんだ！」と思ってくれます。つまり、悪口とは、自分が言われたくないことを自分に言われなくにする、自分の印象を操作する方法なのです。

《スライド2》

- (4) この「悪口・陰口」という方法にはひとつ弱点があります。ここで一句。「悪口で あなたの心丸見えだ」つまり、悪口を言っている人の話をよく聞いていると、その人が本当は他人からどんな風に見られたいかがわかってしまうのです。

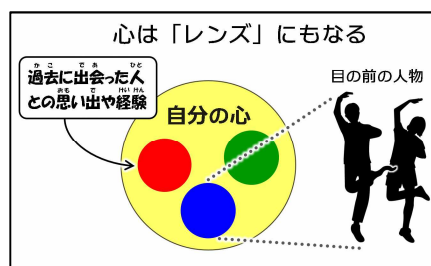


- (5) 本当は「みんな、自分のことをどう思っているのかな」と聞いてみたいのです。しかし、それを知ることにも不安なので、聞きたいけど聞けないのです。だから、身近な人のことを利用して、周囲の人々の心の中を探っているのです。もしあなたの近くに誰かの悪口を言う人がいたら、「大丈夫だよ。そんなに心配しなくてもいいよ」と安心させてあげて欲しいのです。
- (6) わたし達は過去に出会った人との思い出や経験を通して、目の前の人物を推し量っています。楽しい人とたくさん出会って来た人は次も楽しい人が来たと思うでしょうし、厳しい人とたくさん出会って来た人は今度もそうだと思うかもしれません。でも、もしかすると「今まで出会ったことがないタイプ」の人かもしれません。そんな風に想像してみてもはどうでしょう。

また、自分の口から思わず飛び出した「悪口」に思わぬヒントがあるかもしれません。それは、自分

でもまだ気がついていない心の願いや叫びかもしれないのです。人が嫌がる悪口や陰口には、あなたが自分を再発見できるチャンスが隠されているかもしれません。

《スライド3》



講話の感想

- ・悪口や陰口はその人の悩みやストレスなんだと知りました。悪口を言ってしまう子がいたら、悩みを言えない友達関係のせいでもあると思うので、もっと気軽に言いやすいような関係をきずく努力をしようと思いました（中学校3年生）
- ・ワークを生徒と一緒に同じ目線で実施することにより、生徒の目線で一緒に考えることができ、時間を共有できた（中学校教職員）
- ・内容自体は、生徒向けの構成であったが、人との接し方や自分の心の在り方がテーマだったため、大人が講話を聞いても、十分に自分自身を振り返ることができる内容である。具体的には、教職員が生徒にかかわるという日常の職務を遂行するにあたり、相手を批判的な言葉で指導するというよりも、人格を認めて行為を叱るという前向きな指導ができるようなヒントを得られた（中学校教職員）

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・児童生徒、保護者へのスクールカウンセラー相談が周知され、相談体制が整っている。
- ・中学校においては全公立中学校に配置している。また、平成30年度より小学校における拠点校を昨年度より3校増の130校にできたことで、昨年度よりきめ細かな支援が可能となった。
- ・スクールカウンセラーを活用することで教員のいじめに認知に対する意識が高くなる一つの要素となり、組織として早期発見・早期対応の一助となっている。
- ・学校のいじめ対応チームにおいて、ほとんどの公立学校で外部の専門家としてスクールカウンセラーの見地や専門性が活用されている。

	平成27年度	平成28年度	平成29年
相談人数	101, 728	101, 853	102, 319
うち教職員の相談人数	49, 431	49, 664	51, 343

（2）今後の課題

- ・小学校児童の中学校への円滑な環境対応につなげるため、連携小学校と拠点中学校のスクールカウンセラーまたは、拠点小学校スクールカウンセラーと拠点中学校スクールカウンセラー間によって情報交換や共通理解の場を設ける必要がある。
- ・各スクールカウンセラーの経験によって、事案に対する対応能力に差があり、研修の積み重ねが必要である。
- ・学校の実情に応じ、スクールカウンセラーの年齢・性別などのニーズが異なることから、スクールカウンセラーの確保が困難になることがある。
- ・年度途中で離職することがあり、十分な引き継ぎの時間がとりにくい。
- ・スクールカウンセラーと教員の立場において相談者の問題解決に当たるため、それぞれの立場を考慮しつつ密な連携をとる意識を高める研修が不可欠である。

奈良県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成 29 年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置し、児童生徒の心の相談にあたるとともに、悩みを抱えた児童生徒の保護者に対する支援を行う。また、児童生徒に対し多面的な支援ができるようにスクールカウンセラーが教員に対してコンサルテーションを実施することにより、学校の教育相談体制の強化・充実を図り、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に役立てる。

（２）配置・採用計画上の工夫

在籍生徒数及び学校の状況により、配置時間を変える。

中学校に配置しているスクールカウンセラーを必要に応じて校区内の小学校へ派遣する。

（３）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態

中学校 : 104校

高等学校 : 9校

（１）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 38人

（２）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 13人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 4人

拠点校 104中学校 (年35回・1回5～6時間・5中学校)

(年17回・1回6時間・65中学校)

(年11回・1回4時間・34中学校)

拠点校 9高等学校 (年35回・1回6時間・1高等学校)

(年17回・1回6～7時間・5高等学校)

(年11回・1回5～6時間・3高等学校)

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

本事業で採用しているスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者全員

（２）研修回数（頻度）

年3回 4月 連絡会

8月 スクールカウンセラー研修会

12月 スクールカウンセラー研修会

(3) 研修内容

行政説明、講演、事例研修、情報交換

(4) 特に効果のあった研修内容

事例研修、情報交換

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有・2人

○活用方法 希望するスクールカウンセラーへのスーパービジョン、研修会での助言

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーは他の職業にも就いており、研修会へ参加のための日程調整が難しい者もいる。また、研修会等への参加費用（旅費や日当）は経費として計上できないため、参加者の自己負担となっている。
- ・スーパーバイザーの効果的な活用について検討する。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】・不登校支援のための活用事例（①）

高校3年生の女子2名。1名は「同じやるなら完璧にしないといけない」「今日1日休んだら卒業できない」というように、必要以上に重く不安を感じてしまう生徒で、登校することが困難になっていった。もう1名は、幼少期から施設で生活している生徒であり、管理的な「家庭」で育ってきている。家族によって養われるべき部分が抜けてしまっていると感じられる生徒で、徐々に登校が厳しくなっていた。

2名ともカウンセリングと別室登校でなんとか学校と繋げる中で、校内支援委員会を立ち上げ、不登校認定を検討する際、SCによるアセスメントと「この生徒2名には不登校認定が必要」という助言が大きな後押しとなり、不登校認定が下りた。

今は、この2名が「別室登校仲間」となり、目標をもって登校できるようになってきている。不登校認定されたことで、教育相談部以外の教職員にもこの生徒らを理解しようとする姿勢が見られるようになり、教育相談部も自信をもって不登校生徒を支援できるようになった。

・保護者対応のための活用事例（⑦⑩）

中学3年生の女子。小学生の頃から睡眠障害があり、母親は小学校とともに試行錯誤を重ねてきた。しかし中学校になってから「配慮がない」「先生方が見守ってくださる感じがいない」と感じ始め、学校に不満を訴えるようになった。担任が母親の訴えを受け止め、学校に代弁しているが、教職員同士ではそれぞれの立場もあり難しい。担任は母親と学校との板挟み状態になっていた。SCは母親と担任双方の話を聞き、管理職に伝える橋渡し役をしている。

【事例2】貧困問題を抱える生徒支援のための活用事例（⑭）

中学2年生男子。兄弟が5人いる中の一番下で、上のふたりは父親①、その下ふたりは父親②、本人は父親③の子。現在は、第4子の姉と母親との3人暮らしで、姉も母親も病気を患っており就労ができない状態。1日中ゲームをして過ごし、食事は外食が多い。小学校の頃から不登校で、低学力。「給食だけでも」という関わりか

らＳＣと繋がり、カウンセリング室で週に１回過ごせるようになっていた。新年度、担任の家庭訪問の際、母親とも話して「週に３日は学校に」という方針を立て、本人は週に３日程度は登校するようになった。そのうち１日はＳＣとの面談日にあて、雑談も交えながら、家族のこと、仕事をするということ、生きるということなど、扱うテーマが広がっている。生活環境の改善を図る必要があり、ＳＳＷとの連携を検討中である。

【事例３】性被害を受けた生徒支援のための活用事例

不登校傾向の状態である中学生女子に対するＳＣによるカウンセリングの中で、母親のパートナーから性的な被害を受けていることが発覚した。ＳＣが担任と学年主任に報告した。本人は母親には伝えたが、学校には知られたくないという思いがあり、慎重に女子生徒のケアを続けながら、外部機関への通告に向け、ＳＣと学校が連携し調整を続けた。幸い、事実を知った母親がパートナーとの関係を解消し、その後大きな被害は確認されていないが、慎重に見守りを続けている。

※ホームページでの公開予定があり、事例が特定される恐れがあるので詳細な記述はできない。

【事例４】開発的教育相談プログラム実施のための活用事例（⑩）

中学校において、２年間に渡る開発的教育相談プログラムの研究が行われた。

まず、年度当初における生徒のストレス対処の状態を把握するため、ストレス対処のチェックを実施した。ＳＣによるストレスマネジメントを中心とした開発的教育相談プログラムを効果的に行うため、エクササイズの実施前にストレスについて学ぶ時間を取り、生徒のストレスに対する知識・理解の深まりを促した。また、心身のリラクスの体験を目的に１０秒呼吸法や、リフレーミングもプログラムに盛り込み実施した。「心のメッセージを変えて気持ちの温度計を上げよう（認知療法を応用したプログラム）」や、「自分と相手を大切にす表現技法（アサーショントレーニング）」などのエクササイズ後、定期的に生徒に対しストレスチェックを実施し、変化を観察した。特にアサーショントレーニングでは、ＳＣはアサーショントレーニングの指導経験を有しており、専門的な立場からの指導を期待するとともに、指導を通してＳＣと生徒との心理的距離が縮まることも期待し、ＳＣ自身が生徒に対して指導を行った。

初年度（Ｈ２８年度）の研究で、自尊感情の向上が望ましいストレス対処につながったことから、自尊感情の向上を目指すエクササイズを中心に取組を進めた。その結果、ストレスチェック項目のうち、望ましいストレス対処法である「問題に立ち向かう」「プラスの気持ち」「相談」という項目に於いて向上が確認され、好ましい結果が得られた。

詳細は、奈良県立教育研究所 平成２９年度研究紀要「開発的教育相談の効果的な活用の在り方—ストレスマネジメントを中心として—」に記載。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

＜年度＞	＜配置校数＞	＜ケース数＞	＜相談件数＞
平成２４年	６８校	１，１７８件	５，６０１件
平成２５年	６７校	１，６０６件	７，０９９件
平成２６年	６８校	２，３３８件	６，５５７件
平成２７年	１１０校	２，６１７件	７，１０１件
平成２８年	１１３校	２，３２５件	６，４７６件
平成２９年	１１３校	２，４９４件	６，９１７件

スクールカウンセラーが配置されている学校では、学校の教育相談体制にスクールカウンセラーが明確に位置付けられ、児童生徒の心のケアを中心に、保護者への助言や教員へのコンサルテーション

ョンが行えるようになっている。

ケース数が平成28年度は、初めて前年度より下回ったが、平成29年度は再び増加した。各ケースにおける相談回数は、平成24年度から4.7回、4.4回、2.8回、2.7回、2.7回、そして29年度も2.7回と低い水準での横ばいが続いている。限られた配置時間の中で、増えるケース数に対応するため、1ケースにおける相談回数を抑えざるを得ないこの状況から、児童生徒が抱える課題や問題の複雑化・多様化が見られ、多くの児童生徒が支援を必要としていることがうかがえる。各相談者が相談の予約を入れるのが困難である状況もうかがえる。

平成27年度から、全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置し、校区内の小学校へも必要に応じて巡回できるようにした。

(2) 今後の課題

- ・配置校数、配置時間の一層の拡充が必要であり、そのための予算確保が課題である。
- ・スクールカウンセラーを県教育委員会に配置していないため、重大事態等により緊急支援を行う場合に、効率的な支援体制を組むことが難しい。
- ・山間部にある学校への配置は公共交通機関も少なく、泊が必要となる学校もあり、人材の確保が難しい。

和歌山県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成２９年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等に対して児童生徒、教職員及び保護者に対してカウンセリングを行うとともに、教職員や保護者への助言・援助等をとおして、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・各市町村教育委員会及び県立学校から提出される派遣申請書に基づき、スクールカウンセラー等の派遣期間、週当たりの勤務日数及び週当たりの勤務時間数の調整を行い、派遣する。
- ・各市町村教育委員会は提出する派遣申請書に、児童生徒数、不登校児童生徒数、いじめ認知件数等を記載するとともに、各市町村教育委員会において配置希望校の優先順位の記載を併せて行う。
- ・配置希望校の地理的条件（公共交通機関の利便性や高速道路の整備状況等）に対して、スクールカウンセラー等の勤務条件（通勤手段、可能勤務日数、曜日等）を考慮して配置を行っている。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置校数の記入について

小学校	:	１１５校
中学校	:	１０６校
義務教育学校	:	１校
高等学校	:	４８校
特別支援学校	:	９校
市町村教育委員会等	:	６箇所（適応指導教室）

※資格の記入について

（１）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士（５８人）
- ②精神科医（０人）

③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第１条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者（１人）

（２）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者（１８人）
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、５年以上の経験を有する者（３１人）
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者（０人）
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者（２人）

※主な配置形態について

小学校	:	年１７日・１回５時間	中学校	:	年３５日・１回５時間
高等学校	:	年３０日・１回５時間	特別支援学校	:	年３０日・１回５時間
適応指導教室	:	年２０日・１回５時間			

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、市町村教育委員会担当指導主事、県立学校
スクールカウンセラー担当教員

（２）研修回数（頻度）

全体研修 年３回（内スクールソーシャルワーカーと合同研修１回）

（３）研修内容

- ・第１回 講 義 : 「学校におけるスクールカウンセラーのあり方について」
グループワーク : 「相談事例に基づいたスクールカウンセラー活用の課題と対策について」
- ・第２回 講 義 : 「スーパービジョンについて」
- ・第３回 事例検討 : 「各ケースに応じた見立てとかかわりについて」

（４）特に効果のあった研修内容

３回目の研修では、県内を３つのブロックに分け、計６回のグループスーパービジョン研修を行った。
スーパーバイザーがファシリテーターとなり、スクールカウンセラーの提供事例についてアセスメン
し、ケースの理解を深めた。また、事例検討をもとに、アセスメントの方法、学校組織におけるスクー
ルカウンセラーの役割、教育相談体制を構築のための働きかけ等について、スーパーバイザーから助言
がなされ、実践につながる研修となった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置 有（３人）

○活用方法

本県スクールカウンセラーとして採用１年目の者を主な対象とし、個別のスーパービジョン（年間３
回程度）を実施した。その際、スーパーバイザーとし、スクールカウンセラーとしての基礎的知識の助
言やケース対応の支援に関する役割を担った。

また、緊急対応が必要となる事案が起こった際、教育委員会や学校等対してコンサルテーションを行
う役割を担った。

（６）課題

和歌山県では、スクールカウンセラーに準ずる者の割合が全体の約半数を占める。そのため、スクー
ルカウンセラーとしての基礎的な内容を研修の重点としつつ、有資格者等経験の豊富なスクールカウ
ンセラーに対しては、より専門的な対応能力向上の研修を計画し、一層の資質向上を図る必要がある。

どのようなレベルのスクールカウンセラーにも有効で、学校の教育相談体制の構築に寄与できるスク
ールカウンセラーのあるべき姿に近づけるためには、スクールカウンセラー個々のレベルに応じた研修
を企画しなければならないが、研修の回数を増やすとスクールカウンセラーとしての勤務日数が減って
しまうことになるので、研修の回数や日程をどのようなバランスで設定するかが現在の課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校解消のための活用事例（①、⑩）

（状況）

- ・小3 女兒A。通常学級から特別支援学級への編入をきっかけに、行き渋りが続き、不登校になった。
- ・2 学期から母子登校が始まったが、母子分離ができないこと、Aの乱暴な行動や立歩きに母親は疲弊していった。

（経過）

- ・小2 より学力不振が顕著となり、Aは特別支援学級へ編入することになる。その後、不登校となった。
- ・2 学期から、担任の誘いで、Aは母親と一緒に登校できるようになった。しかし、Aは母親が自分の見えるところにいなければ教室に入っていられない。午前中のみ登校で1 年が経過した。
- ・Aは、家でも母親の存在を常に確認し、外で遊ぶことも減っていった。教室内では、Aは暴言や乱暴な行動、立歩きがひどく、それを見て叱責する母親は疲弊していった。
- ・1 年余り母子登校が続いた頃、徐々に母親が見えなくても教室にいたることができるようになってきた。しかし、学校での問題行動はおさまらず、母子分離ができないため、母親のAへの叱責は続いていた。
- ・母親の心労から、学校を欠席することが増えていった。母親は、Aの先生への反抗的な態度を見ているのが辛いと繰り返し、「みんなに迷惑をかけて、申し訳ない」と気に病んでいた。担任が、母親に声をかけてAの登校を促しても、母親自身の意欲が弱くなっていたため、登校できずにいた。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内関係者が出席してケース会議を行った。
スクールカウンセラー：母親面接による見立てとして

①母親の孤独感からの脱却

②Aの愛着形成不全から起こっていると思われる症状の改善

が挙げられたので、協議の上具体的対応については、Aと母親に次のような提案をし、承諾を得た。

①Aを「困った子」ではなく、すべての教員で支援したいと強く思っていることを母親に示す。

②Aと担任が関係をきちんと結べる機会をつくる。Aと担任が週に1回、別室で1時間の勉強会を行う。

すると、以下のような変化が見られた。

- ・母親が週に1日連れてくるようになった。勉強会では、担任が根気強く、Aにつきあった。
- ・週1回の勉強会を続けていくうちに、Aのできることが増え、問題行動が減っていった。
- ・次第に母親の不安感や申し訳なさが軽減し、Aにゆったりと関われるようになった。
- ・Aは、母親が帰宅しても学校に居られるようになり、交流クラスの授業も受けられるようになった。
- ・その後、Aは一人で登校できるようになり、乱暴な言動も見られなくなった。母親と担任の関係は良好で、母親が担任を信頼していることがうかがえた。

（成果と課題）

- ・母親面接のみでは、改善が難しかったが、校内全体でケース会議を行い、共通理解のもと対応することで、教員から母親への適切な言葉かけができ、担任がAに個別対応する体制ができ、改善につながった。

【事例2】集団における対人恐怖を感じている生徒に対応する活用事例（⑧）

（状況）高校生男子

いじめアンケートで「悪口を言われている生徒」として名前が浮上した。次第に、授業への出席を渋り担任教諭の分掌室で過ごす時間が増加していった。そこで、当該生徒へのスクールカウンセラーとの面接が開始された。本人は、積極的な態度でカウンセリングに臨んだ。その中で、「対人恐怖、特に集団が怖

い、ある先生には全部話せるが母には話せない。」という本人の悩みが出てきた。

(経過)

スクールカウンセラーが複数の教員に当該生徒への接するポイントとして、「聞きすぎないこと」とその理由など、かかわり方についてのさじ加減について伝えた。そうする中で、本人は、「前ほど人は怖くない。自分ももっと強くならなければ」という話が出てくるようになった。

安定した時期を見せ始めたが、当該生徒の所持品に対するいたずらをされたり荒らされたりすることがあり、興奮し、友達への怒り、幻聴などの現象が表出し、学校を辞めたい（進級や3年間での卒業ができなくなるのを狙う目的も多分にあった）と主張した。本人の訴えをその都度、複数の教員が代わる代わる話を聞きながら、担任は保護者と面談し事情を説明した。学校の教職員はいじめの対応と本人への心のケアの両面で対応していくことをスクールカウンセラーと確認した。

ただ、いたずら書きの書体が当該生徒本人のものと酷似しており、保護者から、いたずら書きの文字はおそらく子どもの自作自演だと言うと述べられた。教頭が医療機関を含めた今後の治療方針等の相談を保護者に提案すると、医療機関への訪問の際には教員の同席を要望した。

いじめ防止等対策委員会を開催し、本人の孤立防止のため、本人をとりまく友達の負担軽減も含めて全職員で支援していくことを確認した。しかし、本人は、「おおごとにしてほしくない。こんなことはもうないから」と発言したと保護者が学校へ伝えた。

スクールカウンセラーは、親子別々に面接し、スキンシップの提案と対応が可能な範囲の調整を行った。本人は、「話を聞いてくれる先生も複数いて、友達もいるのに、寂しい。一番甘えたいのは母、でもそれはどうしてもできない、寂しい」と話してこともあったが、カウンセリングを続けていく中で、徐々に家庭内でも感情が少しずつ素直に出せるようになってきた。

スクールカウンセラーは保護者に、当該生徒が困らせて注目を引こうとする行動を好ましい行動への変更を促す対応を提案し、保護者の本人に寄り添う姿勢をしっかりと労った。スクールカウンセラーは保護者に、パニック時の具体的な対処法やその選択肢をあげ、それぞれのメリット、デメリットについて全て書き出す方法を提案した。

対人恐怖と体調不良の軽減、吐瀉と過呼吸の消失が見られ、母子関係は順調になってきたため、その後は良好に経過している。

(成果)

- 1 教頭の指示による他機関とも連携した援助チームで対応
- 2 母子関係の再構築
- 3 体調不良の軽減、吐瀉、過呼吸と自傷行為は消失
- 4 人が怖くなくなる

【事例4】校内研修のための活用事例（⑩）

中学校のスクールカウンセラーが各学年で1時間、ストレス耐性の向上を目的として、ストレスマネジメント教育を担当と一緒にいった。スクールカウンセラーが心理教育としてストレス、ストレス反応、ストレス対処について説明し、生徒自身がストレスを感じる場面それぞれで使えるストレス対処を考え、交流した。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

当県では、平成２６年２３３校、平成２７年２４８校、平成２８年２６０校、平成２９年２７９校と年々配置校を増やし、児童生徒や保護者、教職員が抱える多様化、複雑化する相談に対応し、課題解決に取り組んでいる。

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
配置校数	2 4 8 校	2 6 0 校	2 7 9 校
配置人数	1 0 0 人	1 1 6 人	1 1 0 人
相談件数	2 4, 1 8 2 件	2 9, 7 9 8 件	3 1, 3 3 2 件

また、平成２９年度からは適応指導教室にもスクールカウンセラーを配置したことにより、学校と適応指導教室と２カ所に同じスクールカウンセラーがかかわることができるので、ケース会議において、「今どのようなかわりが有効であるか」というアセスメントの精度を高めることができた。

（２）今後の課題

①地理的条件による課題

当県では、山間部に設置されている学校が多く、公共交通の利便性が低い地域が多く存在する。また、スクールカウンセラーの勤務時間が公共交通機関の運行時間と一致しないため、自家用車による通勤を余儀なくされる。更に、通勤に２時間以上かかる地域もあり、希望するすべての学校に配置することが困難となっている。

②有資格者の不足

当県において、全てのスクールカウンセラーを県内在住者のみで確保することは困難であり、他府県から勤務可能な者を確保している状況である。また、スクールカウンセラーに準ずる者の割合が半数近くあり、ケース内容によっては対応への不安を抱えることもあるため、平成２９年度から取組を始めたスクールカウンセラーのスーパービジョン体制を今後も充実させていきたいと考える。そこで、各地域で相談業務を行っている教育相談主事がスクールカウンセラーの活動状況を把握し、必要に応じてスーパービジョンにつなぐことや、配置校との連携に関する助言を行うことにより、スクールカウンセラーの資質向上を目指したいと考える。

鳥取県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、暴力行為等の児童生徒の生徒指導上の問題の対応にあたっては、その適切な対応とともに、いじめや不登校を生まない学校づくりの取組の観点から、学校における教育相談の機能の充実を図ることが重要な課題である。このため、児童生徒の臨床心理・教育相談に関して専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を学校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決・改善に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

◇全県立学校に学校の実情に応じて配置。

◇県内の全市町村（学校組合）立中学校に配置、校区小学校の相談にも対応。

◇学校規模等に応じた配置時間数の決定、複数のカウンセラーの配置。

（3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小学校	:	0人
中学校	:	81人
高等学校	:	13人
中等教育学校	:	0人
特別支援学校	:	9人
教育委員会等	:	4人

○配置校数

小学校	:	0校
中学校	:	57校
高等学校	:	24校
中等教育学校	:	0校
特別支援学校	:	10校
教育委員会等	:	4箇所

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 46人

②精神科医 0人

③大学教授等 1人

④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、
1年以上の経験を有する者 3人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に
ついて、5年以上の経験を有する者 4人

- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者 〇人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 〇人

○主な配置形態について

単独校 〇中学校
〇小学校

１３高等学校 （週１日・１回６時間）

９特別支援学校 （週１日・１回２時間）

拠点校	５７中学校	} (週１～３日・１回４時間～８時間)
対象校	１２５小学校	

巡回校 １１高等学校 （週１日・１日６時間）

※教育支援センター１箇所、教育局３箇所に教育相談員（臨床心理士）を配置

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

◇スクールカウンセラー ◇学校担当者 ◇各市町村教育委員会指導主事等

（２）研修回数（頻度）

◇県全体（２回） ◇県内各地区別研修 ※各地域で１～２回

（３）研修内容

◇講義「学校における教育相談体制の充実に向けて」

講師：立命館大学産業社会学部 教授 野田 正人 氏

◇事例発表

◇テーマを設けてのグループ協議

「スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが協働したケース検討について」

「学校における教育相談体制の充実について」 等

（４）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの専門性や業務内容を明確にすることにより、教育相談体制の充実に向けた連携の重要性や有意義な情報を得ることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 無し

○活用方法

（６）課題

◇研修機会の確保

◇経験の少ないスクールカウンセラーのスキルアップ

◇校内の教育相談コーディネーターとの連携

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】生徒の問題行動のための活用事例（⑨⑩）

◇中学校2年男子

退学傾向があり、生活面でのルールも入りにくい生徒について、ケース会議によるアセスメントとプランニングを進めた。スクールカウンセラーとの面談・心理検査を行う中で、教職員による生徒理解は進んだものの、保護者の理解が得られず医療にはつながりにくく、生活面・学習面について改善には至っていない。しかし、個別に対応することで、落ち着いて相談室で過ごすことができています。今後、外部機関との連携や継続的な関わりにより改善を図っていく事例。

◇スクールカウンセラー等の関わり

- ・所属学級で一緒に給食を食べることから始め、徐々に関係性を築きながら面談や心理検査を行う。
- ・受容的な態度で接することを継続することで定期的な面談が始まり、少しずつ自分の思いを話すようになる。
- ・本人との面談を生かして、保護者に家庭での関わり方について助言を行う。

◇成果

- ・カウンセリングや心理検査により生徒理解が進んだ。
- ・支援会議に参加して、教員へのアドバイスとともに保護者にもかかわり方のアドバイス等を行った。
- ・医療へとつながり、継続的なカウンセリングや診察を受け、学校と医療、学校と家庭と支援方法を確認しながら進めている。
- ・医療でのカウンセリングで気持ちを言語化することができ始め、本人の状況確認や気持ちを整理する場所を得ている。

【事例3】性的虐待のための活用事例

◇同居している母の交際相手の男性から性的虐待を受けたケース

◇スクールカウンセラー等の活用

- ・当該生徒から、同居する男性からの暴力の訴えがあり、担任や相談担当、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で校内会議をもち、支援方針を共有。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと当該生徒との良好な関係づくり。
- ・段階を踏んだ情報提供や専門機関への相談を続け、本人が決断できるまで待つ対応の継続。
- ・家を離れたほうがよい状況が確認できたので、家を出ることを勧め、関係機関へ自ら相談に行き児童養護施設へ入所。

◇校内体制

- ・担任を中心に教育相談担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが情報を一元化し、アセスメントシートには気づきがあったすべての教職員が記入していくような体制の整備。
- ・収集した情報をもとに、生徒への支援策を検討。
- ・配置型のスクールソーシャルワーカーが生徒との接触の機会を増やし、生徒への情報提供を継続。
- ・スクールカウンセラーは関係機関への繋ぎは学校としての決定を経てスクールソーシャルワーカーが行うことなど、校内会議で役割分担を協議。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果から、本県は不登校児童生徒のうち、「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた割合」は、全国とほぼ等しい状況にあり（表１）、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合」は、中学校では全国より高い傾向にあることがわかる。

中学校を拠点校として中学校区の小学校にもスクールカウンセラーが巡回しているが、小学校からの引き継ぎがスムーズになったり、不登校傾向の兄弟に対して小中で共通理解して支援したりすることができると、教育相談体制の小中連携の充実が図られてきている。しかしながら、小学校における「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合」が減少傾向であるため、今後、さらに教育相談体制の充実に係る小学校におけるスクールカウンセラーのニーズは高まると考えられる。教育相談体制充実のために、スクールカウンセラーの時間増を図っていきたい。

【表１】相談・指導等を受けた学校内外の機関等

	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた割合
H29 鳥取県小中学校（公立のみ）	40.7%
H28 全国小中学校（国公立）	40.4%

【表２】不登校児童生徒への指導結果状況（公立のみ）

区分	小学校			中学校		
	H28 鳥取県	H29 鳥取県	H28 全国	H28 鳥取県	H29 鳥取県	H28 全国
(a) 指導の結果登校する又は できるようになった児童生徒	37.0%	28.2%	28.9%	32.4%	34.1%	27.8%
指導中の児童生徒	62.9%	71.7%	71.1%	67.6%	65.9%	72.2%
(b) うち継続した登校には至 らないものの好ましい変化 が見られるようになった児 童生徒	14.6%	22.7%	20.6%	31.2%	22.7%	20.6%

（２）今後の課題

- ◇小学校のニーズが高まっていることから、小学校への巡回の機会や時間の確保のためのスクールカウンセラーの配置拡充を図る。
- ◇不登校や問題行動等の未然防止、早期発見を目的として、スクールカウンセラーによる心理教育やアングーマネジメントの教職員研修の実施により、効果的な活用を図る。
- ◇近年、スクールカウンセラーに対して多様な要望や期待が高まっており、その対応が一層難しくなっているため、各カウンセラーのスキルアップのための研修機会や人材を確保する。
- ◇スクールソーシャルワーカー等他の専門家との連携の推進を図る。

島根県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の学校教育相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校、各教育事務所及び子ども安全支援室に配置し、その活用を効果的に学校教育相談体制に取り入れ、もって生徒指導の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、市町村教育委員会及び県立学校から提出された評価票及び次年度の希望票をもとに、学校の状況や地域性等を考慮のうえ、スクールカウンセラーの派遣または配置の可否を決定する。

スクールカウンセラーの採用においては、「スクールカウンセラー募集案内」を県のホームページに掲載、また、テレビの情報番組等で広く募集を行い、審査（面接等）を行い、任用可否を決定する。

（3）配置頻度別配置校数について

【配置校数】

小学校	: 203校
中学校	: 98校
高等学校	: 39校
特別支援学校	: 12校
教育委員会等	: 12箇所

（4）主な配置形態について

単独校 小学校:	117校（月3回・1回4時間）	（隔週1日・1回4時間）
		（月1回・1回4時間）
中学校:	96校（週1日・1回4時間）	（月3回・1回4時間）
	（隔週1日・1回4時間）	（月1回・1回4時間）
高等学校:	39校（週1日・1回4時間）	（月3回・1回4時間）
	（隔週1日・1回4時間）	（月1回・1回4時間）
特別支援学校:	6校（隔週1日・1回4時間）	（月1回・1回4時間）

（5）スクールカウンセラーの資格について

◆スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 46人 ②精神科医 0人 ③大学教授等 0人

◆スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 8人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 6人

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象 県で任用しているスクールカウンセラー（73名）

(2) 研修回数 年間5回の研修会及び1回の連絡協議会

(3) 研修内容

- ・スクールカウンセラー初任者研修会

（事業説明、スクールカウンセラーの倫理について、支援体制について：4月）

- ・第1回スクールカウンセラー研修会（事業説明、危機対応について：5月）

- ・スクールカウンセラー活用事業連絡協議会

（事業説明、関係機関との連携、演習：危機対応について：6月）

- ・第2回スクールカウンセラー研修会（校内研修について：7月）

- ・第3回スクールカウンセラー研修会（事例検討：10月）

- ・第4回スクールカウンセラー研修会（地区ごとでの事例検討：3月）

(4) 特に効果のあった研修内容

校内研修に関する研修会において、経験年数や勤務校に差があるSC同士で以前実施したことのある研修内容や今後実施予定の研修の内容を紹介し合うことにより、実施におけるポイントや工夫、困っている点等を共有することができた。特に新規任用カウンセラーや経験の浅いカウンセラーにとっては、研修の実施に対し抱いていた不安が軽減したり、校内研修に対する意欲やスキルを高めたりすることができた。

学校現場では一人職であるため、参加したスクールカウンセラー同士で情報交換を行い、スーパーバイザーから指導・助言を得ることができる研修は非常に有意義であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

県教育委員会及び教育事務所にスーパーバイザー4名を配置

○活用方法

- ・スクールカウンセラー研修会の企画・運営

- ・スクールカウンセラーの個別相談

- ・学校訪問

- ・緊急支援・危機対応

- ・各学校の職員の来所相談

- ・その他本事業の運営に必要と認められるもの

(6) 課題

スクールカウンセラーの研修会及び連絡協議会への参加については、自己研鑽の場と位置づけており、悉皆的な参加を求めている。他県在住で本県の学校に勤務しているカウンセラーや他の職と兼ねているカウンセラーも多く、参加できにくい者もいる。研修会場を変える等、参加者が増えるように工夫をしているが、参加するカウンセラーは固定化されている。より多くのカウンセラーが参加できるよう、研修内容をニーズに合わせて充実させていく必要がある。

また、毎年新規カウンセラーを任用しており、本事業の趣旨や倫理（守秘義務、報告義務等）についての共通理解やニーズに合った研修内容を行う必要がある。経験のあるカウンセラーとの情報交換の場やスーパーバイザーとのスーパーバイズの間等、適宜設定する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】友人関係に悩む児童のための活用事例（②④）

- ・相談者は小学校5年生の女子児童で、主訴はクラスメートのAにいじめられている。仲間外れにされる。悪口を言われるという内容であった。相談は友達と3名で訪れた。昼休みの相談時間にカウンセリングを実施した。相談者達の思い、状況等を聴き取った。短い時間ではすべてを伝えることができないとのことで、次回も話を聴くことを約束して1回目は終了した。
- ・相談後、担任とのコンサルテーションを行った。担任も相談者からすでに同じ内容の訴えを聴いており、「いじめている」とされた児童からも思いを聴いているなどの状況をSCと共有した。SCの次の勤務までの間に公開授業で「いじめ」を取り上げる予定になっているので、そこでのそれぞれの児童の様子や発言などに注意を払い、必要に応じて助言対応をしていくということを確認し、コンサルは終了した。2回目の相談で、相談者達は「自分たちの方が考え方を変えることにした」「強くなることにした」「いじわるをされた時の対応を考えた」など、自分たちで解決に至ったことをSCに報告した。いじめの公開授業や教育相談で担任が自分たちの思いを理解してくれていたことが支えになったと語った。
- ・相談後担任とも情報交換を実施し、公開授業の様子や、その後の児童らの様子など情報を共有し、担任の見立てを確認し、ひとまずの安定を取り戻していることを確認した。
- ・SCという第三者に相談してみることで中高学年にありがちな女子児童の友人関係のトラブルが大きく広がらないうちにとりあえず収束したこと、今回は特にSCと担任との情報交換や情報の共有がスムーズに行えたことが功を奏したと考えられる。

【事例2】虐待を受けた生徒に対する活用事例

- ・担任が設定した全員面接（入学時に実施）で初めてSCと当該生徒が面接をした中で発覚した。事前アンケートで「（中学校では不登校であったが）高校では友人関係を築いていきたい」と書いていたため、SCからそのことに触れると「友達ができて楽しい」と発言した。この時、当該生徒は終始俯いており会話内容と表情が一致していないことが気になったため、改めて別日に面接を設定した。
- ・別日の面接では家庭での状況が語られた。「母親が以前からうつ病で感情の波に振り回されていた」ことや「現在も母がヒステリーを起こしてものを投げつけてきたり、目の前で自傷行為をする」ことを話した。
- ・面接後、すぐに養護教諭に虐待の事実を報告し、児童相談所に通告してもらった。また、当該生徒に今後は家庭に介入していくことと当該生徒が安心して生活できるよう協力したいということを伝えた。
- ・その後、家庭にケースワーカーが支援に入り、母親は安定してきた。当該生徒と母とのわだかまりは残っており、当該生徒の希望で面接を継続している。なお、面接の内容は母との関係についてである。

【事例3】性被害に遭った生徒の心のケアのための活用事例

- ・校内で男子生徒に体を触られた県立学校女子生徒の事例。女子生徒は中学生の時にも性的な被害に遭ったことがあり、スクールカウンセラーが女子生徒と数回の危機介入的な面談を行い、心のケアに努めた。支援の中心となっていた養護教諭とコンサルテーションを密に行い、本人、保護者の状況を常に共有しながら支援に当たった。
- ・事案の性質上、情報管理には細心の注意を払い、職員全体には職員会議にて概要の説明は行われたが、本人、保護者への直接的な対応・支援は養護教諭を中心とした対応チームの限られた教員が行った。

【事例4】「共感的理解」についての校内研修のための活用事例（⑮）

- ・「共感的理解」についての研修の機会がほしいとの依頼があり、夏期休業中に小中合同の教員研修会で「PCAGIP」をベースとした事例検討会を実施した。タイトルは「事例提供者が主役の事例検討会」として、60分の時間設定で行った。着任2年目の中学校教員（SC担当教員が指名）が事例提供者となった。事例としては「取り立てて問題行動を起こしているわけではないが、どんなことを感じているのか内面がつかみにくい男子生徒」について、検討した。
- ・参加者からは、不適応行動を解決することを目的とした、不適応行動を抑えるための手立ての検討ではな

く、生徒の有り様を理解するという、いわばその子のありのままを見守るための検討会であり、検討会のあとも重苦しい気持ちにならずによかったとの感想もあった。

- ・学校における日々の観察はもちろん、定期の生活アンケートや教育相談の際に個々の児童生徒への関わり方やアセスメントに役立つ内容であり、児童生徒理解につながった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

・平成２９年度スクールカウンセラーの相談状況

平成２９年度における単独校の総相談件数は１１，５７０件（昨年９，６９６件）であった。相談の対象者は、児童生徒が７３．６％（昨年７３．１％）、保護者１９．１％（昨年２１．０％）、教職員５．９％（昨年５．８％）で、児童生徒の相談の割合が昨年より増加している状況である。また、相談種別では「友人関係に対する相談」が１８．８％、「不登校に対する相談」が１４．８％、「心身の健康・保健」が１４．６％、「家族関係に対する相談」が１３．６％となり、昨年度同様高い割合となっている。スクールカウンセラーを配置する学校を増やしており、それに伴って相談件数も増加しているとみられる。また、スクールカウンセラーの周知がされ、学校におけるスクールカウンセラーの活用が進み、各学校におけるニーズが掘り起こされていると考えられる。

【県全体】平成29年度相談件数等(県立学校+市町村立学校)

	不登校	いじめ	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	非行・不良行為	家庭環境	教職員との関係	心身の健康・保健	学業・進路	発達障がい等	その他	合計
児童生徒	709	75	27	24	1,949	11	46	1,138	86	1,310	1,062	272	1,806	8,515
教職員	139	11	7	6	69	0	18	44	8	87	80	66	145	680
保護者	834	18	10	2	140	4	18	382	23	257	143	183	200	2,214
その他	28	3	0	0	16	0	2	4	1	30	6	1	70	161
合計	1,710	107	44	32	2,174	15	84	1,568	118	1,684	1,291	522	2,221	11,570
	14.8%	0.9%	0.4%	0.3%	18.8%	0.1%	0.7%	13.6%	1.0%	14.6%	11.2%	4.5%	19.2%	

・平成２９年度スクールカウンセラーの相談以外の活動状況

平成２９年度における相談以外のスクールカウンセラーの活動状況は計１１，２４２件報告されている。活動内容は、教職員とのコンサルテーション・情報交換が６８．６％と最も多く、全体に対する割合も高い。また、平成２５年度より実施要項に「校内研修実施」「教育プログラム実施」を盛り込んだことにより、教職員研修における指導助言や授業等における児童生徒への支援援助等、各校で取り組んでいる。

「校内研修」を実施した学校の割合は、配置している学校別では、小学校で９０．６は％、中学校では８６．５％、高等学校・特別支援学校では５２．３％となっている。

「教育プログラム」については、小学校では３７．０％、中学校では５４．１％、高等学校・特別支援学校では４０．９％となっている。限られた活動時間の中ではあるが、校内研修及び教育プログラムの有効性を周知し、各校へ広めていく必要がある。各校の教育相談コーディネーターがＳＣと連携して学校や児童生徒の課題に応じた職員研修、教育プログラムを計画的に実施していく必要がある。

相談以外の活動の種類	延べ回数
教職員とのコンサルテーション・情報交換	7,403
職員会議等による事例研究	463
教職員研修における指導助言	256
保護者への講演等	53
授業等における児童生徒への支援援助	520
授業参観による児童生徒理解	1,859
その他	555
合 計	11,109

（２）今後の課題

本県は県内すべての市町村立学校、県立学校へスクールカウンセラーを配置することを目途に、スクールカウンセラーの任用を進めているが、スクールカウンセラーの人材確保が喫緊の課題である。現在任用しているスクールカウンセラーの多くが複数の学校を担当し、１日２校勤務のカウンセラーもいる。また、他の職と兼務しているカウンセラーも多く、学校の希望する勤務日程との調整が難しい場合がある。また、緊急な事案が発生した場合の対応が難しい状況である。特に、県の西部や中山間地域においては、状況はより深刻であり、余裕のある配置を実現するためには人材確保が課題となっている。

岡山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校や問題行動等に対して、効果的に対応していくため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を小・中学校へ配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校においては、平成19年度より全校配置を実施し、学校規模や実情を踏まえて次の5種類の勤務形態を設定した。小学校においては県全体（政令指定都市を除く）の約1／3にあたる95校に配置。特別支援学校においては、拠点校配置を実施。

I a型 1回当たり4時間、週3回、 年35週…中学校1校

I b型 1回当たり4時間、週2回、 年35週…中学校10校

II型 1回当たり4時間、週1回、 年35週…中学校75校、小学校64校

III型 1回当たり4時間、隔週1回、 年17週…中学校28校、小学校31校

IV型 1回当たり4時間、月1回、 年9週…中学校3校

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※ 配置頻度別配置校数

【配置校数】

小学校 : 297校

中学校 : 117校

中等教育学校 : 1校

特別支援学校 : 13校

※ 資格

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 72人

②精神科医 0人

③大学教授等 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 11人

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 27人

③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

※ 勤務形態について

中学校(117校)単独校配置(週3日・1回4時間) (週2日・1回4時間) (週1・1回4時間)
(年17日・1回4時間) (年9日・1回4時間)

小学校(95校) 単独校配置(週1日・1回4時間) (年17日・1回4時間)

特別支援学校(13校) 単独校配置(1校)(月1～2回・1回4時間)

拠点校配置(4校)(月1～2回・1回4時間)

対象校配置(8校)(月1～2回・1回4時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) (2) (3) 研修対象・研修内容・研修回数

○新規採用スクールカウンセラー・・・1回

- ・「スクールカウンセラー配置事業について」「スーパービジョン体制について」説明
- ・「活動の現状と課題について」協議
- ・「スクールカウンセラーの活動上の留意点について」講義・助言

○スクールカウンセラー配置校の担当者・・・1回

- ・「スクールカウンセラーの勤務等について」説明
- ・「スクールカウンセラーの効果的な活用について」協議・情報交換
- ・「学校とスクールカウンセラーの協働について」講義・助言

○全スクールカウンセラー・・・1回

- ・「学校や関係機関との連携について」説明
- ・「小児科医が診る不登校」講義
- ・「不登校児童生徒への関わりについて」協議・質疑応答

(4) 特に効果のあった研修内容

新規採用スクールカウンセラーを対象にした研修会では、学校という枠の中で心理に関する専門性をいかに発揮すべきか、また、学校教職員や関係機関とどのように連携すべきかについて大学教授からの講義を行った。チーム学校の一員としての自覚や思いを新たにす良い機会となった。

また、全ての研修において、学校との連携を意識した協議を行ったり、児童生徒対象の心理教育プログラムについて協議を行ったりすることで、学校もスクールカウンセラーも同じ方向を向いて対応にあたるできるようになった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・有り

○活用方法

- ・対象・・・採用から3年以内のスクールカウンセラー
- ・方式・・・ブロック制にし、スーパーバイザー（指導を受ける側）の勤務校の場所によって、3つのブロックに分け、各ブロックの担当スーパーバイザー（指導する側）により、スーパービジョンを行った。スーパービジョンは、個別スーパービジョン（1対1で実施）とグループスーパービジョン（スーパーバイザーが複数人のスーパーバイザーに対してグループで実施）の2方式で行った。

(6) 課題

人材不足から、スクールカウンセラーの技術等に差があり、質の向上が求められている。学校によっては配置時間が少ないところもあり、スクールカウンセラーの効果的な活用について、配置校の意識の向上だけでなく、スクールカウンセラーからのアプローチの仕方についても研修が必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校児童への対応のための活用事例（①不登校）

学習障害が疑われる4年生男児のケース。2学期初めから登校を渋り始め、保健室登校になった。スクールカウンセラーは保健室での様子を観察したり、保護者とのカウンセリングを行ったりしながら、担任や担当教諭と今後の方向性について話し合った。また、医療機関につないだ後は、ケース会議をもち、児童個人に対する対応だけでなく、学級集団に対してのコンサルテーションを行い、1次支援にも力を入れ、過ごしやすい空間作りにもチームで対応した。その結果、男児は安定し、教室に入れるようになった。

【事例2】児童虐待について対応についての事例（⑬児童虐待）

祖父からの暴力や心理的支配が要因の過呼吸発作（PTSD）を起こす生徒に対して、本人や母親と面談を行った。祖父の喫煙や過剰に関わってこようとするなどをやめてほしいことを何度も伝えたが、やめてくれないことへの嫌悪感から、心が安定しないということが分かり、まずは生徒の心の安定を図るとともに、担任や管理職と情報共有し、学校としての方針を立てた。そして、児童相談所、医療機関へつながるとともに、生徒と祖父との分離を行う等の対応をした。現在は、心理面、家庭、学校のフォロー体制ができており、生徒も安定している。

【事例3】性的な被害を受けた児童等への対応の活用事例

1学期末に、第6学年男児が同じ学級の女児の下着を盗むという案件が起きた。当該校勤務のスクールカウンセラーは男性だったため、被害児童や他の女子児童のケアには女性教員やスクールソーシャルワーカー（女性）、市の女性スクールカウンセラーが関わった。学級の男子児童のケアには、当該校勤務スクールカウンセラーが関わり、クラスの安定を図った。また、校内ケース会議では、スクールカウンセラーが専門的な立場からのアドバイスをを行い、児童や保護者への対応に活かした。

加害男児は、この件の後、登校できなくなったが、担任は学校への意識が切れないように家庭訪問を頻繁に行い、当該校勤務のスクールカウンセラーも家庭訪問し、児童や保護者に面談を行い心のケアを行った。また、児童相談所にもつないで、多面的に家庭をサポートした。現在、別室登校ではあるが、中学校には登校している。

【事例4】学校の教育相談力向上のための活用事例（⑮校内研修）

■校内研修の一例

- 幼児期から中学生（思春期まで）の心の揺れ（発達の危機）について
- 構成的グループエンカウンターについて
- 教員が教育相談を行う際の留意点について
- 児童生徒が問題を起こしたときの保護者への個別対応について
- 気になる児童への理解と対応について

「学校と家で子どもの様子が違う。」「嘘を言う。」「落ち着きがなく、授業中集中できない。」等の具体的事例から、実際に担任はどう動けば良いか、その他の教員はどう動けば良いか、スクールカウンセラーはどう動けば良いか、など、事例検討を行った。

- スクールカウンセラー発信のSC便り

- 例）・自分でできるリラクゼーション
- ・保護者向け 子どもへの接し方のコツ

■校内研修を行った事による成果

学校のニーズに合わせた校内研修を積極的に行ったことで、学校の教育相談力の向上につながり、チームで動くことについての認識も高まった。また、通信を定期的に発行することで、多くの保護者や児童生徒にスクールカウンセラーが認識され、相談しやすい状況となった。そこからスクールカウンセラーを通じて担任と保護者がうまくつながることもできた。

スクールカウンセラーの勤務できる時間帯や曜日が限られていることや、児童生徒や保護者の相談が多く、校内研修の時間を取ることが難しい学校もあったが、実施できた学校については児童生徒への理解が深まり、不登校や問題行動の未然防止に対する間接的な支援になった。

【４】成果と今後の課題

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○中学校について

相談・指導を受けた生徒数

配置校		平成２８年度	平成２９年度	２８年度と２９年度の差
スクールカウンセラー等の専門的な相談・指導等を受けた人数	相談を受けた人数	５１３	５８３	＋ ７０
	指導・治療を受けた割合	３８．０％	４０．６％	＋ ２．６％
指導の結果、登校する（できる）ようになった生徒数と指導中の不登校生徒のうち、好ましい変化が見られるようになった生徒の割合		４７．０％	４７．９％	＋ ０．９％
ＳＣ配置校 不登校出現率		２．３７％	２．６０％	－ ０．２３％

不登校の出現率はあがってきているが、登校できるようになった生徒と、登校できなくても好ましい変化が見られるようになった生徒の割合が２８年度と比べて０．９％上昇している。スクールカウンセラー等から専門的な相談・指導を受けた割合も増えており、スクールカウンセラーの活用が定着し、きめ細かい対応ができつつあることの成果だと考えている。

○小学校について

不登校児童の出現率

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
週１回配置校			０．４９％
隔週配置校			０．３９％
ＳＣ配置校	０．４４％	０．４７％	０．４７％
ＳＣ未配置校	０．３７％	０．４１％	０．５１％

不登校出現率が高いなど課題の大きい学校からスクールカウンセラーを配置し、年々配置校を拡充している。スクールカウンセラー配置校と未配置校の不登校児童の出現率の推移を比較すると、スクールカウンセラー配置校は平成２９年は不登校の出現率が減少、もしくは増加が抑えられており、増加傾向の高い未配置校と比べると一定の効果がみられる。また、新たにスクールカウンセラーを配置したことによって、不登校の出現が抑制されている。

初めてスクールカウンセラーが配置された学校の中には、スクールカウンセラーの活用に不慣れなため、組織の中での連絡体制や情報共有の仕方、スクールソーシャルワーカーとの連携などについて課題がある学校もあったが、スクールカウンセラー自身の研修や関係者の研修等による周知によって、徐々に体制が整いつつある。

○スクールカウンセラー満足度調査から

昨年度のアンケートの結果、満足度が高い学校では心理教育を充実させており、全校生徒に対するケアができていたことや個別の相談以外にスクールカウンセラーと関わる機会が多かったことからスクールカウンセラーの存在や心理の専門家としての役割が児童生徒に広く認知されていたことも要因の一つと考えられる。また、県がスクールカウンセラーの配置計画を策定していたことから、それぞれの学校のニーズとのマッチングが十分ではなかった部分もあった。その結果、全体的にスクールカウンセラーの必要度を示す数値が低かったことを踏まえて、今年度からは、より学校の実情を把握している市町村教委にスクールカウンセラーの配置をしてもらうことで、より学校のニーズに応じたものになるよう配慮した。また、児童生徒に対する心理教育やスクールカウンセラーによるコンサルテーションをより充実させるよう研修等での周知をしたり、それぞれのスクールカウンセラーが各校で行った心理教育や校内研修等で使用した資料や通信をスクールカウンセラー内で共有したりすることで、間接的な支援が充実するようにした。このように、児童生徒とスクールカウンセラーがつながる機会を増やしたり学校全体の教育相談力を向上させたりすることで、問題行動や不登校等を未然に防ぐことができるような体制づくりを進めている。

(2) 今後の課題

平成31年度のスクールカウンセラー全校配置に向けて、今年度から小学校において配置校の拡充を進めている。しかし、人材の確保が難しく、特に、臨床心理士の資格を有する人材の確保が厳しい状況にある。その結果、準ずる者が約1/3を占め、全体的なスキルアップが急務である。スーパービジョンを中心に力量を向上させる場を提供するとともに、全体の研修においても研修へ積極的に参加する等自己研鑽の機会を確保していかなければならない。また、今後も多くの学校での配置頻度が少なくなる状況が予想されるため、面談などの直接的な支援だけでなく、コンサルテーションを行ったり心理教育を充実させたりする等、間接的な支援を充実させていくことで学校全体の教育相談力を向上させるとともに、学校とスクールカウンセラーがうまく連携を取りながら対応にあたっていく体制を整えていく必要がある。また、相談記録が統一されていないため、情報をうまく共有できていない現状がある。

今後は、スクールカウンセラー本人の力量の向上と合わせて、学校の担当者を対象にした研修を充実させていたり、相談記録を統一し情報共有をしやすくしたりする等、チームでの対応がしやすくなるような環境を整えていきたい。また、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーと合同の研修を行い、横の連携も強化していきたい。

広島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為やいじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題等の未然防止や早期発見、早期解決のために、公立の小学校、中学校、高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

配置校の選定については、小・中・高等学校において、暴力行為やいじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の解決に意欲的に取り組む学校を公募し、教育相談体制の整備やスクールカウンセラーを講師とした校内研修等の活用計画等を考慮することに加え、継続校においては、前年度の実績（相談件数等）も考慮し、選定している。また、特段の事情がある学校については、優先的に配置している。

なお、中学校については、原則として希望のあった学校すべてに配置をしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小学校	: 51人	中学校	: 92人
義務教育学校	: 3人	高等学校	: 28人

○配置校数

小学校	: 74校	中学校	: 166校
義務教育学校	: 2校	高等学校	: 37校

○資格

スクールカウンセラー

①臨床心理士 105人

スクールカウンセラーに準ずる者

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、
1年以上の経験を有する者 7人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、
5年以上の経験を有する者 8人

○主な勤務形態

単独校	74小学校	(年間15回・1回4時間)
	166中学校	(年間19回・1回6時間) (年間28回・1回6時間)
		(年間35回・1回6時間)
2義務教育学校		(年間19回・1回6時間) (年間28回1回6時間)
37高等学校		(年間14回・1回6時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

＜スクールカウンセラー連絡協議会＞

（１）研修対象

年２回のうち、第１回は配置校の校長又は教頭、スクールカウンセラー、各市町教育委員会スクールカウンセラー担当者、第２回は、配置校の生徒指導主事又は教育相談担当者、スクールカウンセラー、各市町教育委員会スクールカウンセラー担当者

（２）研修回数（頻度）

県内２会場で年２回実施

（３）研修内容

スクールカウンセラー配置事業の趣旨を説明するとともに、スクールカウンセラーの役割や活用等についての協議・研修を行い、事業の充実を図る。

＜平成 29 年度の研修内容＞

- ・スーパーバイザーによる講話「スクールカウンセラーを効果的に活用するために」
- ・「スクールカウンセラーの活用の工夫について」の協議
- ・「スクールカウンセラーを講師とした校内研修計画について」の協議
- ・『スクールカウンセラーが関わった「児童生徒の自殺予防に係る未然防止の取組」又は「命の危機につながるような深刻な悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応に係る取組」について』の協議など

＜スーパーバイザーによるスクールカウンセラーへの指導助言＞

（１）研修対象

主として新規採用のスクールカウンセラーおよび、新規配置校

（２）研修回数

スーパーバイザーがスクールカウンセラー配置校等への訪問時に随時行う。

（３）研修内容

- ・カウンセリングの技能向上、教職員との連携の在り方等

（４）特に効果のあった研修内容

- ・スクールカウンセラーの活用の工夫について共有したことで、児童生徒の悩みの解決に向けて、早期発見、早期対応など、効果的に活用する学校が増えた。
- ・一人で相談業務に当たることで不安を感じていたスクールカウンセラーが、スーパーバイザーの助言を得たことで、自信を持って業務に当たることができ、より専門性を発揮することができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置

２人配置（合計 年間 35 週 週当たり ７時間 45 分勤務）

○活用方法

- ・スクールカウンセラーへの指導・助言
- ・カウンセリング等に関する学校に対する援助

- ・緊急時におけるカウンセラーの活用方法等についての学校への指導・助言
- ・連絡協議会等の計画・立案
- ・その他県教育委員会が必要と認めるもの

(6) 課題

- ・スーパーバイザーの勤務回数が限られているため、学校訪問は、新規採用のスクールカウンセラーまたは、新規配置校の一部に限られている。
- ・積極的な活用のための工夫（全員面接等）について共有し、多くの学校でスクールカウンセラーの活用を進めていく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校傾向の生徒に登校を促し、関係機関へつなぐための活用事例（①）

不登校傾向のある生徒について、学級担任が学校での様子を、教育相談委員会の中でスクールカウンセラーと相談し、指導方針や生徒の見立てを行った。その指導方針を基に学級担任が家庭訪問を行い、スクールカウンセラーとの教育相談日が月3回あることを伝え、当該生徒に登校して、教育相談を受けるよう勧めた。

その後、当該生徒はスクールカウンセラーの面談を希望し登校するようになった。また、スクールカウンセラーが当該生徒の保護者と面談を行い、医療機関へ相談することを勧めた結果、保護者と本人が医療機関で発達の課題を含めた相談を行うことになった。

【事例1】発達障害の生徒をサポートするための活用事例（⑩）

自閉症スペクトラム障害であると診断された生徒は、入学当初から対人関係でトラブルが続いていた。

本人はカウンセリングに積極的ではなかったが、担任がこまめにスクールカウンセラーと連携をとり、当該生徒の保護者と面談を行った。校内では、スクールカウンセラーのアドバイスのもと、関係者会議を開いて、職員で統一した対応をとることを決めた。

会議で決めた対応方針をもとに、トラブルの際には聞き取りをしっかりと行い、話し合いの場を設けることで、当該生徒は落ち着いて自分の行動を振り返ることができるようになった。

専門機関も受診しながら、通学できるようになった。進学先も決まり、無事卒業できた。

【事例2】虐待を受けていると訴えた生徒を関係機関につなぐための活用事例（⑬）

母親から虐待を受けていると訴える生徒に対し、担任が話を聞くとともに、本人へ教育相談を勧めた。生徒が教育相談を受けた後、スクールカウンセラーと関係教職員とで実態を把握するとともに、こども家庭センターと連携し、生徒の希望に沿いながら組織的な対応を実施した。生徒は一旦、母親と離れてセンターで過ごし、その間、センターの職員が生徒と母親の間に立って対応した。センターと学校の間でも連携をとり、生徒の状況を継続して把握した。現在、生徒は学校に再登校し始め、落ち着いて生活を送っているが、継続して関係教職員・スクールカウンセラーで情報の共有を図っている。

【事例4】校内研修のための活用事例について（⑮）

スクールカウンセラーを講師とする研修会を開催し、発達障害についての基礎理解や、教育相談を行うにあたってのカウンセリング技法についてのロールプレイ等をおこなった。その後、生徒への個別の対応の方法について具体的な助言を受け、実践に活かすことができた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

広島県としては相談件数の増加をめざし取り組んでいる。スクールカウンセラーは児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを図る等、学校の教育相談体制の充実に向け、大きな役割を果たしている。

- 平成２９年度の相談件数の合計は３４，２１６件となっており，昨年度（３３，８５５件）より，３６１件増加している。

（平成２９年度スクールカウンセラー活用事業の相談状況）

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	合 計
H 2 9	4, 7 6 6	2 6, 5 8 0	1 9 0	2, 6 8 0	3 4, 2 1 6
H 2 8	3, 9 7 8	2 7, 7 2 6		2, 1 5 1	3 3, 8 5 5
H 2 7	2, 7 6 6	2 6, 8 9 2		1, 9 0 4	3 1, 5 6 2
H 2 6	2, 5 9 9	2 7, 7 1 6		1, 1 5 2	3 1, 4 6 7

（２）今後の課題

スクールカウンセラーを配置できていない学校もあり，一層の配置拡充をめざし，対応できる人材の確保が急務である。しかし，非常勤職員であり，別に本職を持ちながら，スクールカウンセラー業務に従事している方も多く，急速に配置拡充をするのは難しい状況がある。

スクールカウンセラーの配置効果を一層高めるため，学校が児童生徒についての見立てを行った上で，積極的にカウンセリングにつなげることで，スクールカウンセラーの効果的な活用事例を共有すること，学校の教育相談担当者とカウンセラーの連携を密にしていくことが必要である。

また，研修やスーパーバイザーによるスーパービジョンを通して，計画的にスクールカウンセラーの資質向上を図りたいと考える。

山口県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有する専門家を配置することにより、不登校やいじめ・暴力行為などの問題行動等の「未然防止」「早期発見・早期対応」に係る学校の生徒指導・相談体制の充実を図ることがねらいである。
- 「教育の専門家」である教員と「心の専門家」であるスクールカウンセラー等が互いの立場を理解しつつ、相互に協力して問題行動等の解決及び健全育成を図っていくことが重要である。

（2）配置・採用計画上の工夫

○ 配置

- ・ 中学校については、平成19年度以降、全校に配置しており、高等学校についても、平成18年度以降50校に配置し、運用により全校で相談可能な体制を整備している。

また、平成29年度から中学校区への配置とし、全ての小学校でも計画的に相談を受けることができる体制を整備した。この体制整備により、全ての公立小中学校の「いじめ対策組織」にスクールカウンセラー等が参画できる体制となっている。さらに、中学校区内の小中学校で、同一のスクールカウンセラー等が対応することにより、教育相談担当とスクールカウンセラー等を中核とした、義務教育9年間の切れ目のない相談体制を構築している。

○ 採用

- ・ スクールカウンセラーの採用については、臨床心理士養成第1種指定大学院を有する大学及び県臨床心理士会と連携し、有資格者の任用に努めている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○ 配置人数について

小学校	：	<u>（70）</u> 人
中学校	：	70人
高等学校	：	41人
中等教育学校	：	1人
特別支援学校	：	11人
教育委員会等	：	0人

H29年度から、中学校区へ配置しており、小学校の配置人数は、中学校の配置人数と重複。

○ 配置校数について

小学校	：	290校
中学校	：	145校
高等学校	：	60校
中等教育学校	：	1校
特別支援学校	：	12校
教育委員会等	：	0箇所

○ 資格の記入について

(1) スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士 … 73人
- ② 精神科医 … 0人
- ③ 大学教授等 … 0人
- ④ 上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 … 0人

(※①②③の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。)

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 … 3人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 … 0人
- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 … 0人
- ④ 上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 … 0人

○ 主な配置形態について

単独校	1 中学校	(週1日・1回4時間)
	0 小学校	(週1日・1回4時間)
	6 0 高等学校	(月2日・1回4時間)
	1 2 特別支援学校	(年10時間)
拠点校	1 4 4 中学校	} (週2日・1回4時間)
対象校	2 9 0 小学校	

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 山口県臨床心理士会学校臨床部会所属会員

（2）研修回数（頻度）

- 全体研修会：年2回
- スクールカウンセラー等新人研修会：年1回
- 地区研修会（7地区）：年3回程度

（3）研修内容

- 全体研修会：いじめ関連、緊急支援関連、倫理関連、事例研究
- 新人研修会：スクールカウンセラーの基礎
- 地区研修会：スクールカウンセラー等同士の情報交換、教育相談担当教員との連絡会議、各地区の状況に合わせた研修会（いじめ、非行、事例検討など）

（4）特に効果のあった研修内容

- 全体研修会：研修テーマ「学校臨床における自殺予防教育」
講師 阪中順子 先生（臨床心理士・学校心理士スーパーバイザー）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ SVの設置

山口県臨床心理士会学校臨床部会より各地区にスーパーバイザーを設置している。

○ 活用方法

緊急時の学校支援において、その中心となるとともに、各地区で実施される研修会の企画運営及び事例検討等の指導助言を行っている。

また、スーパーバイザー一覧を全スクールカウンセラー等に配布し、各スクールカウンセラー等が個別に連絡を取り合い、スーパーバイズを受けられるようにしている。また、新規スクールカウンセラーは、必ずスーパーバイザーによるスーパーバイズを受けることとなっている。

（6）課題

各研修会について、研修内容の充実及び参加者の増加をさらに図っていく必要があるが、旅費や報酬の確保が難しく、自主的な参加によるものが多くなっている。そのため、全てのスクールカウンセラーの参加が難しい。また、スクールソーシャルワーカー等、他の専門家との合同研修会等の実施もさらに必要と考えているが、同様の理由で難しい面がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ事案対応のための活用事例（②いじめ問題）

部活動内で卒業する3年生への卒業メッセージを色紙に書いているときに、まじめに書かない男子生徒に注意した際、その男子生徒に暴言をはかれたことにショックを受けた被害生徒が不登校になった。学校で、加害生徒への指導を行ったが、同じ部活動の他の男子生徒、保護者からSNSによる誹謗中傷が始まった。この事案に至ったこれまでの背景と保護者が加害者の1人という複雑な事案であるため、いじめ重大事態として対応することになった。

学校担当SCが、重大事態調査委員会の委員を務め、専門的な立場から学校の対応についての助言等を行うとともに、被害生徒と加害生徒の関係改善を図るため、学校へのコンサルテーション及び被害生徒の心のケア、被害生徒の保護者との面談、加害生徒との面談等を行った。結果として、加害生徒から被害生徒及び保護者への謝罪の場を設けることができ、被害生徒及び保護者は学校の対応に概ね理解を示された。

【事例2】児童虐待事案における活用事例（⑬児童虐待）

中学生男子の虐待事例。母親と付き合っている男性から酷い暴力を受け、母親が警察に通報した。男性は逮捕され、一応の安全は確保されたが、翌日、生徒本人、母親の了解の下、児相に一時保護された。

もともと母親は県外からDV避難してきた経歴を持っており、避難当時から関わってきたSCがすぐに対応することとなった。事件翌日から学校とSCが頻繁に連絡を取り、生徒及び保護者へのケア、支援について確認した。それから1カ月間でSCと本人の面談、SCと母親の面談を5回行い、心のケアを行った。さらにSCの働きかけで、要対協を開催し、他の関係機関の支援を求めた。これまでのSCと家庭の関係性もあり、現在も継続して関わっている。

【事例3】性的被害事案対応のための活用事例

同じ学校内で、1人の男子生徒が、複数の女子生徒に対して、身体を触るなどの行為を繰り返していたことが被害生徒の訴えにより発覚した。すぐに女性のSCを緊急派遣し、被害生徒の心のケアを行った。また、加害生徒は以前にも同じ行為を行っており、今回が2回目でもあったことから、加害生徒保護者の希望もあり、SCとの面談を実施した。その中で、今後家庭生活において配慮すべきことや医療とのかかわり等の助言を行った。学校の教職員と話し合いをし、学校生活での留意事項等のアドバイスをした。加害生徒が最終学年であったため、また、加害生徒保護者の希望もあり、加害生徒が卒業するまで継続して面談を続けた。

【事例4】教職員の教育相談スキル向上のための活用事例（⑮校内研修）

「SCを講師とした小・中合同での教育相談研修会」

○研修会の主な内容 ① 事例検討（小学校、中学校各1事例）

SCから示された事例をもとにグループ協議を行い、それぞれの立場から意見を出す。より具体的に考えるため、「担任としての支援」、「校内（各分掌）における支援」の2つの視点を意識した協議を行った。

② SCによる指導講話

○研修会を通しての成果

年度当初に各学校の校長、生徒指導主任、教育相談担当教員（SCコーディネーター）等が行うSCとの話し合いや年3回のいじめ対策委員会ももちろん効果的であるが、担当教員とSCのみの参加である場合が多い。そのため、長期休業中に研修会を開催し、同一中学校区内の全教員が参加して意見を交わす機会は大変重要だと考える。また、中学校区単位での配置であるため、同じSCと9年間を通じた支援を全教員で共通理解することができる効果があると考えられる。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 平成２９年度実績（経年）

	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
延べ相談件数	77,695 件	76,981 件	77,549 件	67,649 件
実相談件数	31,617 件	31,090 件	34,473 件	30,877 件

- ・ １回（４時間）当たりの平均相談件数 … 小・中学校 11.3 件、高等学校 8.6 件
- ※ 相談室でのカウンセリングだけでなく、授業への参加や、休み時間・放課後のふれあい等、教育相談を幅広くとらえ、児童生徒の心の問題に迫っている。
- ・ 相談による解消率 40.5%・好転率 32.0%（合わせて 72.5% に好ましい結果が出ている。）

○ スクールカウンセラー等のいじめ対応に係る実績（経年）

	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
いじめ相談件数	1,493 件	1,289 件	1,275 件	1,318 件
好転率	81.4%	83.6%	90.4%	87.7%

※ 好転率は、カウンセリングによる解消率と好転率を合わせたもの。

○ スクールカウンセラー等との連携による成果

- ・ 教員には話すことができない児童生徒や保護者にとって、悩みや不安等の相談の受け皿となった。
- ・ カウンセリングを実施・継続することにより、生徒の状況が好転した。
- ・ 学校とスクールカウンセラーとの情報交換会を実施し、専門的な立場から生徒への具体的な支援方法について助言を受けることができた。
- ・ 発達障害のある生徒に対する生徒への対応について、スクールカウンセラーから専門的な助言を受けることができ、指導に反映することができた。
- ・ 適切なアセスメントにより医療機関等の紹介等、関係機関との連携がスムーズに行え、生徒の抱える問題の解決につながった。
- ・ 教職員が、カウンセラーとの関わりを通して、カウンセリングの有効性・必要性を認識することができ、早期から組織的に対応することができた。
- ・ 不登校等学校不適応児童生徒を受け持つ担任等教員の負担を軽減することができた。
- ・ 保護者に対しカウンセリングを行うことにより、保護者の養育不安の解消につながった。

（２）今後の課題

非常勤職員としての不安定な雇用形態から、別に本職をもち、兼業しているスクールカウンセラー等が多いのが現状である。スクールカウンセラー等を主な職業にしている者も、結婚・出産、子どもの就学など生活上の変化が出てきた場合に、収入や社会保障の点から転職や離職する者が多い。

そのため、スクールカウンセラー等の年齢構成において３０代後半から４０代後半にかけての、いわゆる働き盛りの世代が少なくなっている。スクールカウンセラー等だけでなく、スクールソーシャルワーカーも含め、学校や児童生徒の支援に現在では必要不可欠な専門家の生活基盤が安定し、安心して学校教育活動に参加できる体制づくりが課題である。同時に、人材の育成や確保について、長期的な視点で県内の養成大学や関係団体との連携を図り、計画的に進めて行かなければならない。

また、国のスクールカウンセラー常勤化に係る動向を踏まえると、常勤スクールカウンセラーの配置方法や勤務形態、担当学校数など、具体的な準備を進めていかなければならないが、人材や財源の確保等の面において、まだ課題がある。

徳島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒のいじめや不登校等の問題行動に対応するため、スクールカウンセラーを、小・中・高校に配置・派遣し、相談活動の充実を図り、生徒指導上の諸問題を解決することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラーについては、平成19年度から、全ての公立小中学校、平成23年度からは、全ての県立学校に、配置・派遣する体制となっており、学校における教育相談の支援・充実に当たっている。

配置方法については、小中連携型を原則として、中学校を拠点に、中学校区の小学校を対象校としてスクールカウンセラーの活用を進めている。

市町村教育委員会からの配置希望、各学校からの要望、学校規模、スクールカウンセラーの活用実績、不登校・いじめ問題行動状況等の件数等から総合的に判断し、配置校、年間相談時間（140時間、175時間、210時間、245時間）を決定している。

また、自然災害や重大な事件・事故の発生時に備え、スクールカウンセラーを緊急派遣できる緊急支援体制を構築している。

人材確保に関しては、徳島県臨床心理士会及び臨床心理士養成に係る教育課程を有する県内大学と連携し、人材の確保に努めている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数

小学校	：	0人
中学校	：	45人
高等学校	：	7人
中等教育学校	：	0人
特別支援学校	：	1人
教育委員会等	：	3人

○配置校数

小学校	：	0校
中学校	：	71校
高等学校	：	8校
中等教育学校	：	0校
特別支援学校	：	1校
教育委員会等	：	2箇所

○スクールカウンセラーの資格について

スクールカウンセラーについて

① 臨床心理士 49人

スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人

○主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

単独校	5 高等学校(週 5 日・1 日 5 時間)(週 1 日・1 日 3 時間, 4 時間, 5 時間) 1 教育支援センター(週 5 日・1 日 5 時間)
拠点校	7 1 中学校(週 1 日・1 日 4 時間, 5 時間, 6 時間, 7 時間)(週 2 日, 1 日 4 時間) 3 高等学校(週 1 日・1 日 3 時間, 4 時間, 5 時間) 1 特別支援学校(週 1 日・1 日 5 時間)
対象校	1 7 1 小学校 1 2 中学校 8 高等学校 3 特別支援学校
巡回校（県立学校への要請派遣）（平成 2 9 年度 3 0 6 時間／年間）	1 8 高等学校 7 特別支援学校

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

連絡協議会・・・スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者並びに拠点校スクールカウンセラー担当教員

徳島県スクールカウンセラー委員会研修会・・・スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

※徳島県スクールカウンセラー委員会は徳島県臨床心理士会の下部組織であり、当委員会主催研修会への参加もスクールカウンセラー任用の条件としている。

（2）研修回数（頻度）

連絡協議会・・・年 2 回開催

徳島県スクールカウンセラー委員会研修会・・・隔月開催

（3）研修内容

県教委からの事業の趣旨、スクールカウンセラーの効果的な活用方法等についての説明

スクールカウンセラー等と教職員との連携を深めるための大学教授等による講演

スーパーバイザーによる指導・助言

スクールカウンセラーが対応したケースを基にした事例検討会 等

（4）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーが対応したケースを基にした事例検討会

事例の対応について、スーパーバイザーの適切な指導・助言により、スクールカウンセラーの資質の向上につながった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり（8人）

○活用方法 スクールカウンセラーへの指導・助言

スクールカウンセラー委員会主催研修会の企画運営

緊急支援派遣体制のリーダー

スクールカウンセラーの選考委員

（6）課題

発達障がいと疑われる児童生徒に関する相談件数が年々増加している。福祉関連機関との連携を図った研修会を実施し、スキルアップを図る必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】

(1) 発達障害が疑われる児童生徒への対応活用事例 (①不登校 ②発達障害等)

学校内で不満や心配事があると、家庭において暴言や器物破損、時には家族に対して暴力を振るうことがある。家庭内での困り感は強い。家庭における教育力が乏しく、児童相談所や警察等への連絡には消極的である。学校生活においては大きなトラブルはないものの、自分の価値基準で納得できないと受け入れられず活動がストップすることがある。他者の評価を気にして、周りの目にも敏感である。夏以降は遅刻や欠席が多くなってきた。

○カウンセリングによる児童、保護者への対応と教職員への助言

生徒、保護者の希望によりスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施した。保護者については月1回カウンセリングを行った。

児童、保護者にカウンセリングを行い、悩みや思いを共感するとともに、自分の気持ちをコントロールする方法を提示した。また、教職員に対して児童への支援方法について助言した。

生徒は欠席が続いているもののカウンセリングを重ねるごとに、自ら発言することが多くなり、前向きな姿勢が感じられるようになった。また、悩みや不安を人に話すことで、表情も明るくなってきた。

保護者についても、以前は子供の現状についての不安が強く、厳しく対応をしていたが、少しずつ受容することができはじめ、子供の頑張りを認めることができるようになった。

○関係機関との連携

発達障害等の問題や家庭環境の改善に向けての支援の必要性を感じ、カウンセラーが保護者に対して関係機関への相談や外部の専門家による支援について提示した。その結果、保護者が関係機関を訪問することができ、継続した支援を受けることができた。

【事例2】児童虐待が疑われる生徒への対応活用事例

生徒は学校では特に問題行動を起こしていないが、家庭環境が不安定であることや両親の子どもへの適切な関わりが行われていないことから精神的に不安定となり、家庭において問題行動が現れている。

欠席が続いたことから、児童虐待と疑われる事案が発覚した。内容としては食事を作らない等のネグレクト、暴言である。保護者は「しつけ」の一環として考えており、「虐待」であるとの認識は低い。

○カウンセリングによる児童、保護者への対応

学校は児童相談所に報告するとともに、今後の対応について協議した。被害生徒への心のケアとしてスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施した。

○関係機関との連携

本県では外部の専門家による学校への支援事業として「学校問題解決支援チーム派遣」を実施している。高度で専門的な知識を有する医師や大学教授、社会福祉士等の専門家を派遣し、児童生徒の実態把握や指導方法について指導・助言を行っている。本事例においても、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士）を派遣し、学校とスクールカウンセラーとともに、支援方法について検討会を実施した。様々な視点からの指導・助言により効果的な指導につなげることができた。

【事例3】性的な被害にあった児童生徒への対応活用事例

性的な被害(性的いたずら、わいせつ行為)に対して、スクールカウンセラーが関係生徒へのカウンセリングを行った。PTSDが心配される事例もあり、関係機関との連携やケース会議を実施し、専門的な支援を行った。スクールカウンセラーによる迅速な対応によって、児童生徒の心理的な負担軽減につながった。

○関係機関との連携

本県では県教育委員会と県警察本部少年サポートセンターを中心に、市町村教育委員会、所轄警察署、青少年育成補導センター、児童相談所、市町村福祉部局、少年鑑別所、保護観察所、スクールソーシャルワーカー等と連携し「阿波っ子スクールサポートチーム会議」を行っている。本事例への対応においても、学校側から教員とともに、スクールカウンセラーも参加し、様々な角度・視点から児童生徒、家庭への支援の在り方や効果についてケース検討会を実施し、その後の効果的な指導につなげることができた。

【事例4】児童生徒へのストレスマネジメント学習活用事例（⑩教育プログラム）

本県では自他の生命を尊重し、守り育てる児童生徒の育成を目指す「いのちと心のサポート事業」の一環として全ての公立学校を対象に「心の授業」を実施している。スクールカウンセラーを始め、大学教授（臨床心理士）、精神科医等を講師として学校へ派遣し、職員とともに講演等を行い、児童生徒の心の問題に対応している。

○実践事例

「中一ギャップ」への対策として小学校6年生と中学校1年生を対象にストレスマネジメント学習を実施した。中学1年生は環境が大きく変化する時期であり、不登校やいじめ等の問題行動も増加している。環境の変化への適応、コミュニケーション能力や援助希求行動能力の育成は「中一ギャップ」の解消に向けて重要である。学年集会において、スクールカウンセラーがストレスとの付き合い方やストレス発散方法について資料を用い講演を行った。児童生徒たちは友達との付き合い方や積極的なストレス解消法について学び、その後の生活に有効に活用することができている。

また、中学校3年生の保健体育の授業において、スクールカウンセラーがゲストティーチャーとなり、「心の健康」の単元の中でストレスマネジメントについて授業を行った。心理の専門家として、具体的な事例を紹介しながら生徒にわかりやすく説明を行った。中学校3年生は高校受験に向けてストレスもたまりやすくなる時期である。生徒自身が自分に合ったストレス解消法について考えることができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒・保護者・教職員からの相談においては、不登校に関する相談が最も多くなっており、スクールカウンセラーも研修等を通じ不登校対応のスキルアップを図っている。その結果、本県における小中学校不登校児童生徒数（「問行調査」より）は、平成21年度12.6人(千人当たり)であったが、平成28年度は9.7人(千人当たり)まで減少している。全国の不登校千人当たりの人数と比べても、平成24年度以降下回っており、一定の効果を上げていると分析している。

また、スクールカウンセラーの小中連携型配置により、中学校へ進学しても原則として同一のスクールカウンセラーに相談できるため、児童、保護者も安心して相談を受けることができおり、相談件数も増加している。（延べ年間相談件数：平成21年度13,706件、平成29年度19,774件）

（2）今後の課題

国の「ひとり親家庭・多子世帯自立応援プロジェクト」において、平成31年度末までに全小中学校への配置目標が示されている。本県の配置状況は、中学校への拠点校配置率が88パーセント、小学校は全て対象校配置であり、今後、全ての小中学校へ配置を拡充するためには、人材確保が必要不可欠である。県内高等教育機関、臨床心理士会等との連携を強化するとともに、また、スクールカウンセラーの勤務条件の改善に努め、優秀な人材の確保を図りたい。

また、スクールカウンセラーの常勤的な配置を推進することにより、常時相談できる体制の構築に取り組みたい。

香川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校におけるいじめ等の問題行動等に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、教育相談体制の充実を図っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 中学校を拠点校として、公立の中学校区（すべての公立小・中学校）にスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「SC」という。）を配置している。
- ・ すべての公立高等学校及び県立中学校、特別支援学校にSCを配置している。
- ・ 全体の年間配置時間や日数等は、学校の児童生徒数及び不登校数等の状況、学校の要望等を踏まえて県教育委員会が決定している。
- ・ 学校に同じSCを複数年継続配置し、学校の状況に対応できるようにしている。また、同一中学校区の小、中学校に同じSCが対応できるようにし、進学時の子どもや保護者の不安を軽減させるなど、小中連携が効果的に行えるようにしている。
- ・ いじめ・不登校・暴力行為等への対応として、すべての小学校で必ずSCを有効に活用できるよう、全体の配置時間を年間24時間から36時間に増やした。（平成28年度～）

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数・配置校数】

校種	配置人数	配置校数
小学校	50人	159校
中学校	51人	67校
高等学校	24人	30校
特別支援学校	5人	8校

【資格】

◆スクールカウンセラー

①臨床心理士 72人 ②精神科医 0人 ③大学教授等 0人

◆スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 2人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 3人

【勤務形態】

単独校	0 中学校	0 小学校	0 高等学校	2 特別支援学校	(月 1 日・1 回 4 時間)
拠点校	6 7 中学校	(週 1 日・1 回 4 時間)	6 高等学校	(週 1 日・1 回 4 時間)	
	3 特別支援学校	(月 1 日・1 回 4 時間)	1 教育支援センター	(週 1 日・1 回 4 時間)	
対象校	1 5 9 小学校	(月 1 日・1 回 4 時間)	2 4 高等学校	(週 1 日・1 回 4 時間)	
	3 特別支援学校	(月 1 日・1 回 4 時間)	1 1 高等学校	(週 1 日・1 回 2 時間)	
巡回校	0 高等学校	0 特別支援学校			

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- 対象 a 公立小・中学校に派遣する S C、市町が雇用する S S W、教育委員会担当者、公立小・中学校の教育相談担当者
- 対象 b 県立高校・中学校に派遣する S C・S S W、県立学校の教頭・教育相談担当者、教育委員会担当者
- 対象 c 特別支援学校に派遣する S C、特別支援学校の教頭・教育相談担当者

(2) 研修回数(頻度)

- 対象 a 年 3 回 対象 b 年 2 回 対象 c 年 2 回

(3) 研修内容

- 対象 a 第 1 回「チーム学校」支援員等(S C・S S W)連絡協議会
- ・ 講話「チームとしての学校が実現するための具体的な改善方策」
 - ・ グループ協議「学校の課題への効率的・効果的な対応について」
- 第 2 回「チーム学校」支援員等(S C・S S W)連絡協議会
- ・ パネルディスカッション「組織の一員としていじめに対応するために」
 - ・ 講話「いじめの組織的な対応について」
 - ・ グループ協議「各校でのいじめに対する組織的な対応について」
- 第 3 回「チーム学校」支援員等(S C・S S W)連絡協議会
- ・ 講演「『チーム学校』から『チーミング学校』へ」
 - ・ グループ協議「学校で心のケアが必要となる緊急支援に対する組織的対応について」
- 対象 b・c 第 1 回教育相談連絡協議会
- ・ 講演「いじめも未然防止と組織的対応に」
- 第 2 回教育相談連絡協議会
- ・ 研修報告「効果的な教育相談の実践を目指して」
 - ・ 研究協議「地域との連携に向けた校内支援のあり方について」
 - ・ 地域支援活動紹介「自立援助ホーム響～HIBIKI～の支援活動から」

(4) 特に効果のあった研修内容

- 具体的事例をもとにした協働の在り方についてのグループ協議
- ・ S C、S S W、教員、それぞれの立場の役割、強み、よさについて共有
- ・ 重大事態に対応する上での、課題とその対策

- 校内における児童生徒支援の在り方についてのグループ協議
 - ・異なる立場からの意見交流
- 外部との連携に視点をあてた学校の相談体制構築に向けたグループ協議
 - ・異校種編制グループによる情報・意見交換
 - ・実践紹介による具体例の提示

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 無
- 活用方法 無

(6) 課題

- 最新の情報による講演会と、より具体的な事例検討等のバランスの良い内容構成に努める。
- SCとSSWのそれぞれの特性を生かした役割分担、連携をとり、より効果的な活用ができるよう、研修会等での事例検討会が必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】学業を含め学校生活に対する負荷を抱えた生徒のための活用事例（⑨）

進学を重点目標とした高2女子生徒。本人の希望である大学進学を叶えようと、熱意のこもった指導を行う教員の思いを受け止めきれず、負担に感じるようになった。自分にとって必要なことをしてくれているという思いから教員には相談しづらかったとのことで、SCとの懇談を希望してきた。SCに自分の素直な気持ちを聞いてもらい、対応策などを助言してもらうことで、自分自身で心の整理がなされたようで心の負荷が減少し、教員との良好な関係も保ちながら自分の目標に向かって日々学校生活を送ることができている。「SCに相談する」という選択肢があることが、生徒にも理解されてきた。

【事例2】金銭面の悩みをもつ保護者のための活用事例（⑭）

児童が家庭学習にうまく取り組めず困っており、相談したいということで、保護者と面談の時間を設けた。家庭学習について話しているうちに、金銭面の悩みについて保護者が話し始めた。保護者にSSWの存在を紹介し、スムーズにSSWとの面談へとつなぐことができた。後日、その保護者からSCに、市役所に行ったと報告があった。SCが面談の中で、貧困の問題にかかわる情報を得ることができ、早期に対応することができた。SCが、問題行動や不登校の背景に貧困の問題があるかもしれないという意識をもっておくことが大切であると感じる。

【事例3】被害者、加害者、両者のための活用事例

低学年児童が高学年児童に性的いたづらをされたと、被害児童の保護者から学校に相談があった。相談内容から考え、その被害児童、保護者にカウンセリングを行うとともに、加害児童にもカウンセリングが必要であると学校は判断した。SCより学校長に、被害児童、保護者の気持ちを考えると、被害児童と加害児童に対して同じSCが対応するのではなく、それぞれ異なるSCが対応するのがよいのではないかと助言があり、同じ中学校区に派遣されている別のSCも緊急派遣してほしいとの要望があったので、要望通り、2名のSCで対応することとした。

【事例 4】教職員や保護者のための活用事例（⑮）

- ・教員の校内研修において、「メンタルヘルスについて」講演をし、メンタルヘルスを必要とする社会背景や国の動向などについて話していただき、メンタルヘルスについての理解を深めることができた。
- ・「教育相談だより」に専門的な立場から文章を寄稿し、教職員や保護者に対して、思春期の子どもの心の在り方について伝えてもらえた。
- ・「ADHD の理解と支援の基礎」という題で、教員に向けて校内研修を行った。生徒対応へのヒントになることが多く、特に課題を抱える生徒との関わりが深い担任にとって、大きな効果があった。
- ・保護者向けに、「思春期の特性と保護者としての子どもへの関わり方」について講話を行い、保護者にとってこれまでとは違った視点で子どもへの関わり方を考えるきっかけとなったようである。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成 29 年度の S C の相談実績は、小・中学校の合計相談者数がのべ 18,660 人（S C 一人当たり約 373 人）であり、児童生徒や保護者及び教員に対して効果的にカウンセリングが行われている。
- 小学校における「指導の結果登校できるようになった児童の割合」の横ばい状況と、中学校における「1000 人当たり不登校生徒数」の減少傾向に、S C の有効な相談活動や不登校の未然防止の取組の充実があったのではないかと考えている。

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
指導の結果登校できるようになった児童の割合 (%)	40.7	37.9	34.6	24.8	34.3

※H27 に 25% を下回ったが、ほぼ 35% 前後で推移できている。

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1000 人当たり不登校生徒数 (人)	32.5	28.5	28.8	28.5	29.9	29.8

※H23 をピークに、30 人を下回る状況が継続できている。

- 平成 21 年度以降、公立高校の中途退学者や不登校生徒が減少している要因の一つに、S C、S S W の有効な活用や相談活動の充実があったのではないかと考えている。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
中途退学者 (%)	1.0	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5
不登校生徒 (%)	1.2	1.0	1.2	1.0	0.8	0.9	0.7	0.9

- 特別支援学校では、S C を配置して 4 年が経過する。各学校内での相談体制も整い、児童生徒からの相談への対応はもちろん、担任がケースを抱え込むことなく専門性の高い S C が関わるというスタイルが定着した。このことから、学校で発生した緊急事案についても、S C との連携のもと早期に相談体制を整え対応にあたることができた。

（2）今後の課題

- 中学校で不登校が急増する現状に対して、小・中学校の 9 年間を見通した未然防止の取組を引き続き充実させる必要がある。
- 教育相談体制の充実が一層図られるよう、平成 28 年度から、S C と S S W に教育相談担当教員を加えた連絡協議会を設定し、定着しつつある。この会を通して、S C と S S W の特性の相互理解を進めるとともに、チーム学校の実現に努めていきたい。

- 学校、ＳＣとＳＳＷがお互いの役割をより理解し連携を図ることが必要であり、平成 29 年度に作成したガイドラインを活用し、教育相談体制の充実に一層取り組もうと考えている。
- 特別支援学校については、ＳＳＷをまだ配置していない。ＳＣとの連携による効果について県内の現状や他県の活用状況なども参考にしながら、配置を検討しようと考えている。

愛媛県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町が設置する小学校及び中学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー等（スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者）として配置又は派遣することにより、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

愛媛県では、中学校区程度の地域を単位とし、その地域にある中学校を拠点校としてスクールカウンセラー等を配置している。そして、拠点校から近隣の小学校にスクールカウンセラー等を派遣している。

スクールカウンセラー等が配置されていない小学校及び中学校に対しては、市町教育委員会からの要請を受け、県内に配置しているスクールカウンセラーを年間48日分派遣できるようにしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置人数

小学校 : 225校

中学校 : 92校

※資格

1 スクールカウンセラーについて

臨床心理士 32人

2 スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 15人

3 勤務形態

拠点校 92中学校

対象校 225小学校

（年39日・1回4時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県内のスクールカウンセラー及び準スクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

年1回

（3）研修内容

- ・ 学校の特性に応じたカウンセリングやコンサルテーションの在り方
- ・ 学校の運営の仕組みや組織の実際に関する情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー同士の情報交換とグループ協議

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置している。

○活用方法

準スクールカウンセラーに対する指導、困難な事例、状況に対する指導・支援、児童生徒のカウンセリング等に関し必要と認められる指導・支援

（6）課題

予算に限りがあるため、スーパーバイザーを年間10日間分（1回4時間）しか派遣できない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校解決のための活用事例（①）

登校を渋るA児とその母親との関わりの事例である。該当校から、追加型派遣として9月から申請があり、月に2回、継続的なカウンセリングを行った。

派遣当初は、A児と面と向かってのカウンセリングが難しく、様々な遊びや活動の中でカウンセリングを進めていった。

母親とのカウンセリングについては、A児が母子分離できていない状況のため、その日のA児の状態や調子を考慮して、A児と同伴の形や母親のみの形をとった。

教職員との関わりについては、来校時に、まず1時間程度、生徒指導主事がA児の近況を報告する等、報告・連絡・相談を密に行った。そして、全てのカウンセリング終了後、スクールカウンセラーと教職員（校長、教頭、A児の担任、養護教諭、生活支援員、生徒指導主事）で、カウンセリングの報告を行い、今後の対応についての方向性を話し合った。

A児は、カウンセリング当初、スクールカウンセラーに対して拒否反応を示していたが、人間関係が構築されると、打ち解けて話をしたり、一緒に活動したりできるようになった。継続したカウンセリングが、A児の状況の変化の把握や、教職員への適切なアドバイスへとつながった。また、A児が無理なく学校へ登校できるよう安心感のある言葉掛けがなされたことにより、相談室登校ではあったが、A児は学校に登校できるようになり、3学期（1～3月）の欠席日数は3日となった。また、A児の母親は、スクールカウンセラーが悩みを聞いたり、学校の教員とは異なる立場でアドバイスを行ったりしたことにより、A児に対して前向きに関わるようになった。

【事例1】災害時緊急スクールカウンセラー等活用事業における心のケアについて（⑧）

平成30年7月豪雨により、県内も広範囲にわたり大きな被害が生じ、特に5市2町は災害救助法の適応を受けるなど、被害が甚大であった。県では、発災直後、被災により不安を抱えた児童生徒等の心の理解やケアを第一に考えた支援体制を構築し、被害の大きかった地域を中心にスクールカウンセラー等を派遣することとした。派遣計画作成当初より、県臨床心理士会の協力を得て、支援を希望するスクールカウンセラー等の派遣日時・場所を決定した。具体的な派遣方法としては、7月末から9月末までの期間はプッシュ型の派遣（要請の有無に関わらず週に1回程度派遣）とし、各学校や市町教育委員会等のホームページ、メールシステムなどを活用し、スクールカウンセラー等の派遣日時等について周知し、その場所へ行けば誰でも安心して相談ができる体制を整えた。県全体のスクールカウンセラー等の派遣は、9月末までで延べ約360回以上となり、10月以降も、各地域や学校の要請に応じて派遣する予定である。

【事例4】校内研修等のSC活用事例（⑮）

学校保健委員会による生徒集会（全校生徒対象）の講師として、怒りをコントロールする方法「アンガーマネジメント」について講演した。思春期の生徒たちにとって、自分の考え方の癖を知り、ポジティブに考える方法を身に付け、良好な人間関係を築くきっかけとすることができた。

夏季休業中にスクールカウンセラーを講師とする小中合同の研修会を行った。地域の実態から予想される生徒指導上の問題やその対応についての助言やカウンセリングの技法や留意点についての講話を受け、教員の指導力の向上につながった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラー等を各学校に計画的に配置することによって、県内の市町別 1000 人当たりの不登校出現率は、近年約 11%前後で推移しており、全国平均約 13%と比べて低い。（下表）児童生徒へのきめ細やかな相談体制を構築することで、不登校出現率の更なる低下につながるものと考ええる。また、実績報告書から判断すると、相談内容が多様化する中、臨床心理士等の専門的なカウンセリングにより、相談の解決の糸口を見い出すことにつながっているケースも少なくない。

市町別 1000 人当たりの不登校出現率

管内	SC の配置形態	H27	H28	H29
A	中学校に週 1 日、1 日 4 時間配置	9.8	11.3	10.7
B	中学校に週 1 日、1 日 4 時間配置	11.6	12.3	12.7
C	中学校に週 1 日、1 日 4 時間配置	6.8	6.7	7.0
県 平 均		10.1	11.0	11.1

本事業に対する事業評価

- ・スクールカウンセラー等を配置した拠点校数
- ・スクールカウンセラー等の人数
- ・拠点校、対象校を合わせた全体の配置校数
- ・拠点校 1 校の、1 日当たりの相談件数

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
配置校数	2 7 5 校 (小195・中80)	2 6 8 校 (小188・中80)	2 8 3 校 (小196、中87)	3 0 8 校 (小218、中90)	3 1 7 校 (小225、中92)
拠点校 (中学校)	8 0 校	8 0 校	8 7 校	9 0 校	9 2 校
対象校 (小学校)	1 9 5 校	1 8 8 校	1 9 6 校	2 1 8 校	2 2 5 校
相談件数	8, 5 7 0 件	11, 4 6 0 件	17, 6 8 2 件	13, 6 5 7 件	13, 5 5 6 件
SC人数	2 9 人	2 9 人	3 1 人	3 3 人	3 2 人
準SC人数	1 5 人	1 5 人	1 8 人	1 8 人	1 6 人

(2) 今後の課題

スクールカウンセラー等の勤務日数や勤務時間に制限があるため、各校とも相談者との日程調整に苦慮しているとともに、十分な相談時間の確保が課題である。また、スクールカウンセラー等の各学校における校内組織への位置づけが明確化されるよう努めるとともに、スクールカウンセラーの専門知識や技能を生かした、教職員のスキルアップを図る取組も奨励していきたい。

高知県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成２９年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町村（学校組合）立の小・中学校及び県立中・高等学校、特別支援学校において、児童生徒、保護者及び教員の様々な不安・悩み・ストレスに関するカウンセリング及び助言・援助を行うため。

（２）配置・採用計画上の工夫

本県における配置計画については、以下の点を重点目標として配置を行っている。

- ① 未配置校への配置を積極的に行うことで、高知県全域の相談活動の充実をはかる。
- ② 大規模校や生徒指導上の課題のある学校について重点的に拠点校配置や小中連携配置を行うことで、多くの相談希望に応え、教育相談の充実をはかる。
- ③ スクールカウンセラーへの相談希望が多いにも関わらず、配置の組み合わせが３校のため、訪問間隔が空き、面談時間が十分に取れない学校において、２校配置を積極的に推進し、相談活動の充実をはかる。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置人数について

小学校	： ５２人
中学校	： ５０人
義務教育学校	： ２人
高等学校	： １人
中等教育学校	： １人
特別支援学校	： １人
教育支援センター	： ６人

※配置校数について

小学校	： １９２校
中学校	： １０５校
義務教育学校	： ２校
高等学校	： １校
特別支援学校	： １校
教育支援センター	： ６箇所

※資格について

（１）スクールカウンセラー：

- ①臨床心理士 ４８人 （※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
- ②精神科医 ０人
- ③大学教授等 １人
- ④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
０人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 15人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 15人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

※主な配置形態

単独校	24中学校	(週1日・1回7時間)
	1小学校	(週1日・1回7時間)
	1高等学校	(週1日・1回7時間)
	1特別支援学校	(週1日・1回7時間)
	6教育支援センター	(週2日・1回7時間)
拠点校	74中学校	(週1日・1回3.5時間)
	37小学校	
対象校	4中学校	
	154小学校	

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）ＳＣ等研修講座

- ①研修対象 スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、臨床心理士、教職員等（教職員等については、午前講演のみの参加）
- ②研修回数（頻度） 年間６回
- ③研修内容

回	内容	講演内容	講師
1	（午前） 講演 （午後） 事例検討会	子どもの問題行動の理解と支援	高知少年鑑別所 小澤 功滋
2		これからのＳＣに求められる役割	京都大学名誉教授 藤原 勝紀
3		子どもの心のサインを見逃さないために －学校・ＳＣ・大人ができること－	鳴門教育大学大学院 栗飯原良造
4		不登校の子どもの心とつながる	鳴門教育大学大学院 吉井 健治
5		発達段階に応じた発達障害の理解と支援 －切れ目のない適切な支援を行うために－	鳴門教育大学大学院 小倉 正義
6		新しい医学教育の流れ	高知大学医学部附属病院 瀬尾 宏美

（２）相談支援体制充実（チーム学校）に向けた連絡協議会

- ①研修対象 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教職員、及び市町村教育委員会担当者
- ②研修回数（頻度） 年間１回 ブロック別開催（５ブロック）
- ③研修内容 外部専門人材を活用したチーム学校の構築に向けた連絡協議会。本年度は校内支援会をテーマに、それぞれの専門性をいかした効果的なチーム支援について協議を行った。

（３）特に効果のあった研修内容

（２）相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会では、いじめをきっかけに不登校となった事例を用い、模擬校内支援会を実施し、効果的なチーム支援について検討を行った。実施後のアンケートでは、「学校がチームとして取り組んでいくということがどうということなのか、実際に体験することができた。」「ＳＣ、ＳＳＷ、外部機関とのつながり、連携が大切であると改めて実感した。」など本協議会での学びや気づきを今後の各校の支援体制に還元しようとする声が数多く聞かれた。

（４）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ ＳＶの設置

４名設置している。

○ 活用方法

- ① スクールカウンセラー等の配置校での指導・助言
- ② 県教委が設置した相談室でのスクールカウンセラー等への指導・助言
- ③ 採用１年目・２年目のカウンセラー等への研修
- ④ 緊急支援（児童生徒の生命にかかわる事件・事故等、緊急かつ重大な事案が発生した学校の児童生徒、保護者、教職員への支援）

(5) 課題

高知県では、第二期教育振興基本計画に基づき、「チーム学校の構築のさらなる推進」に取り組んでいる。今後のＳＣのあり方としては、ＳＣ自らの専門性を高めることはもとより、その専門性を学校組織の中でいかに発揮させていくかという視点も入れていく必要があると考えている。そのため、ＳＣを対象とする研修のみでなく、教職員や関係機関等も参加する連絡協議会においても、異業種間の効果的な連携・協働に向けた協議を行っていくことが重要であると考えている。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】チーム学校の構築のための活用事例（①③⑫）

高知県は「平成２８年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、小学校の暴力行為の増加、中学校の不登校の高止まりなどが見られ、生徒指導上の問題が喫緊の課題となっている。多様化・複雑化する問題に対して、学校がチームとして対応するため、高知県では学校における校内支援会の充実に向けた取組を進めている。全ての学校において校内支援会を月に１回以上開催することを徹底するとともに、重点支援校を対象とし、毎月の校内支援会に心の教育センターのＳＣと指導主事を派遣し、児童生徒の問題解決に向けた学校への支援を行っている。本事業をとおして、指導主事が支援会の持ち方のモデルを示したことや、子どもの見立てに関するＳＣの専門的な助言により、効果的な支援会のあり方についての教職員の理解が進み、子どもの変容に向けて見通しを持った支援ができるようになってきている。

【事例２】性的虐待にあった生徒への支援ための活用事例

被害生徒は中学２年生の女子である。当該生徒が小学６年の時に、両親が離婚した。原因は父親から母親に対するＤＶであった。母親は父親の暴力を恐れ、父親から逃れ、身を隠しているため現在は所在が不明である。両親の離婚後、当該生徒と弟は一時期父親の方に引き取られており、その際に父方祖父から性的虐待を受けた。当該生徒はこのことをずっと誰にも話さずに隠していた。現在、当該生徒は父親とは離れ、母方祖父母宅で弟と暮らしている。中学２年生になったある日、当該生徒は父親とのやりとりの中で、過去の性的虐待についてフラッシュバックがあり、不安定な状態になった。そのため、配置校のＳＣによる当該生徒へのカウンセリングを実施し、心の安定を図るとともに、学校の対応について支援会を開いた。また、当該生徒の了承を得て母方祖父母にこの事実を話し、見守りを依頼した。ＳＣによるカウンセリングの継続と学校の支援により、当該生徒の心の安定化が図られ、登校ができる状態になっている。

【事例３】教職員のカウンセリングマインドのための活用事例（⑮）

新採用教員を対象に、ＳＣによるカウンセリングマインドに関する研修を実施した。学校現場では指導的態度および受容的態度のどちらもが児童生徒との関わりにおいて重要である。そのことを前提に、受容的態度の視点を取り扱うことで児童生徒への関わり方、姿勢を考える機会となることをねらいとした。その際、カウンセリングの基本的な考え方や姿勢の説明を行った。また、参加者がカウンセリングマインドをもって児童生徒とどのように関わればよいかについて、ロールプレイ形式で演習を行った。各参加者によって関わり方の違いがある中、どの様なところが受容的であったか、参考になったかについて話し合いの時間を設けた。新採教員が、カウンセリングの姿勢がどのようなものであるかを学び、参加者同士で自他の特徴に目を向けて認め合う場となり、今後の子どもへの関わりにいかされる研修となった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

ＳＣの配置率について、中学校は２４年度（７１．３％）→２５年度（８４．４％）→２６年度（９９．０％）→２７・２８・２９年度（１００％）と向上してきた。また、小学校においても、２４年度（３９．３％）→２５年度（５０．７％）→２６年度（５７．７％）→２７年度（６８．９％）→２８年度（８５．４％）→２９年度（１００％）と増加している。

また、配置率の増加に伴い、２４年度は、２６，６５０件であった相談件数が、２８年度は、１０９，５６３件と増加しており、各学校におけるスクールカウンセラーの活用が高まっている。特に、学業・進路、友人関係、不登校についての相談が多く、これらの課題に対する改善に向けてスクールカウンセラーが尽力している。

（２）今後の課題

本県の課題として、以下の３点が挙げられる。

１点目は、専門性の高いスクールカウンセラー等やスーパーバイザーの人材確保である。本県には、臨床心理士養成大学がなく、臨床心理士の数が少ない。このことも人材確保を困難にしている要因である。

２点目は、本県が採用しているスクールカウンセラー等には、若年者が多いため、スクールカウンセラー等の専門性を高める研修の機会や場を今後さらに充実させる必要がある。

そして３点目として、スクールカウンセラー等をより効果的に活用するために、スクールカウンセラー等と教職員との協働体制についてさらに強化する必要がある。これについては、スクールカウンセラー等の勤務時間の短さや配置日数の少なさといった配置環境に加え、各学校の支援体制や組織体制等の弱さも大きく影響していると考えられる。したがって、これらについても研修会等で改善を図る必要がある。

福岡県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者等を、SCとして中学校を中心に配置し、それらを活用して学校における教育相談機能を高めるための調査研究を行い、もって不登校やいじめ等の生徒指導上の諸課題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成13年度から新たに活用事業として、臨床心理士等の「心の専門家」を県の非常勤職員として任用し、中学校へ配置している。また、平成17年度から、拠点校方式の活用によりSC等を県内すべての公立中学校に配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア 配置人数

小学校	:	3人
中学校	:	127人
義務教育学校	:	1人
高等学校	:	23人
中等教育学校	:	1人
特別支援学校	:	17人

イ 配置校数

小学校	:	14校
中学校	:	207校
義務教育学校	:	1校
高等学校	:	31校
中等教育学校	:	1校
特別支援学校	:	20校

ウ 資格

（ア）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 165人
- ②大学教授等 1人

（イ）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 4人

エ 主な配置形態

- （ア）単独校
 - 64中学校（週1日・1回8時間）
 - 3小学校（週1日・1回8時間）
 - 2高等学校（週1日・1回8時間）
 - 1中等教育学校（週1日・1回8時間）
 - 20特別支援学校（週1日・1回4時間又は7時間）
- （イ）拠点校
 - 143中学校（週1日・1回4時間）
 - 1義務教育学校（週1日・1回4時間）
 - 29高等学校（週1日・1回8時間）
- （ウ）対象校
 - 11小学校（配置計画あり。）
 - 65高等学校（配置計画はなし。要請に応じて派遣）
- （エ）5日制SCSV 中学校6校（週5日・1回4時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

県内に配置されている S C

(2) 研修回数(頻度)

- ア 年に 1 回程度 S C 連絡協議会を実施している。
- イ 福岡県臨床心理士会が月 1 回程度の自主研修を実施している。

(3) 研修内容

- ア S C による実践報告及び情報交換

(4) 特に効果のあった研修内容

- ア S C を効果的に活用した教育相談体制の充実について
※ S C 及び配置中学校担当者を対象に研修会を実施した。
 - ①各学校における教育相談体制の成果と課題についてまとめる。
 - ②教育相談を組織的に実施していく上で大切な教育相談体制や学校内外関係機関との連携、マネジメントの方法等の具体的方策についてグループ協議を実施する。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ア S V の設置の有無
有(県内 6 教育事務所に配置。週 1 回 1 2 ～ 2 0 時間)
- イ 活用方法
 - (ア) 所管教育事務所管内の他の S C への指導助言
 - (イ) 所管教育事務所管内の小・中・義務教育学校及び特別支援学校の小・中学部で突発的に発生した不慮の事故・事件において、サポートチームの一員として児童生徒等の心のケアや保護者対応を中心とした指導助言
 - (ウ) その他、所管教育事務所管内の各種相談事業に対する指導助言
 - (エ) 各教育事務所配置の S C S V は、管内小学校の「校内いじめ対策委員会」において、専門家としての指導助言を行う。

(6) 課題

- ア 緊急支援(災害対応含む)における S C の効果的な活用についての啓発及び情報共有
- イ S C S V による経験年数が浅い S C 等への指導助言等の充実

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例 1】・校内適応指導教室との効果的な連携、保護者等に対する助言・援助に S C を活用した事例(①不登校、⑥家庭環境)

1 対応ケースの概要

- ・該当生徒は友人関係への不安を理由に 6 月下旬から不登校。
- ・家族構成は母親、本人の 2 人家族。
- ・担任が家庭訪問をした際に、会うことはできる。
- ・日中は一人でゲームをして過ごしている。

2 取組経過

- ・7 月上旬、担任の勧めで母親と一緒に S C との面談を行った。
- ・面談にて、本人が「友達からずる休みをしていると思われるのではないか」と発言したことで、友人関係への不安が理由で登校できない状態にあることがわかった。
- ・2 学期から週 2 回の担任による家庭訪問とカウンセリングの日にあわせた週 1 回の登校を実施した。
- ・9 月中旬から、登校した日に校内適応指導教室で 1 時間過ごすこととした。
- ・S C は、月 1 回母親へカウンセリングを実施することで、学校や家庭での様子について情報共有するとともに、母親への心理的なケアも行った。
- ・10 月中旬、本人と母親が地域の適応指導教室を見学した。見学した結果、本人が地域の適応指導教室よりも校内適応指導教室に通いたいとの思いを持ったため、校長面談を行い、正式に週 1 回校内適応指導教室を利用するようになった。
- ・3 学期から週 2 回校内適応指導教室に登校するようになった。

3 成果と課題

(成果)

- ・カウンセリングを実施することで、登校につなげることができた。
- ・ＳＣ、担任、校内適応指導教室担当者が適宜情報交換をし、そこで得られた協議内容を学校で共有することで、本人とのかかわりにズレが生じないように配慮することができている。
- ・母親の理解のもと情報共有を行っているため、学校と関係機関との連携がスムーズに行われている。ＳＣが月１回母親に対してカウンセリングを行い、心理的なケアを行ったためと考えられる。
- ・ＳＣが母親とカウンセリングを行う中で、家庭での課題についても話し合うことができた。

(課題)

- ・チームで不登校への支援を行うために、ＳＣやＳＳＷなど活用できる人的資源の存在を周知するとともに役割についての理解を促進する必要がある。
- ・ＳＣが校内適応指導教室を利用する生徒により関わるができるために、より効率的な活用方法を検討する必要がある。

【事例２】保護者のＤＶで不安定になっている生徒への対応事例（⑬児童虐待）

1 対応ケースの概要

- ・該当生徒は不定愁訴により度々保健室に来室。父母の離婚調停により精神的に不安。
- ・家族構成は母親、姉、本人の３人家族。父親は別居。
- ・父の母に対するＤＶを見たり、母から過去のことを聞かされたりすることによるストレス。
- ・母親からの家事の強要と家事ができなかった際の叱責が辛いとの訴え。
- ・ストレスによるアトピー性皮膚炎、不眠があるため、些細なことでも感情的になる。

2 具体的な取組

- ・ＳＣが定期的にカウンセリングを行うことにより、心的負担を吐き出させ、ストレス等を解消させる。
- ・継続的なカウンセリングを行うことで把握した家庭での様子や状況を担任や養護教諭、学年職員と情報共有をし、職員全体で様子を見ていくようにした。
- ・母親へのカウンセリングを勧めた。
- ・家庭への介入を見据えて、ＳＳＷや関係機関との情報共有を行った。

3 成果と課題

(成果)

- ・ＳＣが相談しやすい状況をつくったことで、母親の話だけでなく、友人関係や進路に関する悩みを話することができるようになり、心の問題を多面的にとらえることができるようになった。
- ・ＳＣが継続的に支援したことで、学習意欲の向上が見られるようになった。
- ・ＳＣに相談すると気持ちが楽になったことを体感したことで、苦しくなった時は養護教諭にもすることができるようになった。
- ・情報共有を行い、チームで取り組むことで、変化を見逃さず適切な対応ができるようになった。また、危機的な状況になった際の対応も想定し、体制を整えることができた。

(課題)

- ・安全に家庭生活を送ることができる状況になっていないため、継続的なカウンセリングを実施するとともに、関係機関との連携を密にする必要がある。
- ・母親へのカウンセリングを実施できなかった。母親も精神的に不安定になっているので、今後もカウンセリングを勧めていく。

【事例３】性的な被害を受けた生徒への対応事例

1 対応ケースの概要

- ・家族構成は父親、母親、本人の３人家族。
- ・当該生徒には自傷行為が確認されている。
- ・自傷行為が認められたので、担任の勧めによりＳＣからのカウンセリングを受けた。
- ・カウンセリングの中で、両親の不和と部活動が気になり自傷行為を行ったことを話した。
- ・ＳＣが母親と面談を行い、自傷行為についての情報共有をした。この際、母親から当該生徒が傷つく出来事が発生しているため、再度カウンセリングを行ってほしいとの訴えがあった。
- ・再度カウンセリングを実施した中で、昨年度、性的被害を受けたことが生徒間で知られており本人へのからかいが頻繁に行われていることの訴えがあった。

2 具体的な取組

- ・性的被害を受けたとの訴えがあったため、ＳＣは養護教諭と一緒に話を聞き、聞き取った内容を母親に伝えとともに学校内での本人の安全の確保と今後の対応について検討した。
- ・保護者、ＳＣ、学年職員、養護教諭で情報共有し、本人の安全を第一に考えたケア、加害生徒への対応、からかいや噂への対応を協議し実行した。
- ・性的被害については、外部機関の協力のもと加害生徒とその保護者に事実確認を行った上で、加害生徒へ学校と外部機関から指導を行った。
- ・保護者同士の協議の結果、加害生徒が転校するに至ったため、転校先に加害生徒の見守りを依頼した。

3 成果と課題

（成果）

- ・ＳＣが継続してカウンセリングを行い、相談しやすい状況をつくったことで、本人が一人で我慢する必要がないことを理解し、問題への介入をすることができた。
- ・情報共有を行うとともに、外部機関の協力を得ることで、学校内での安全確保と見守りの体制を強化することができた。
- ・加害生徒の転校等、学校内の環境が変化したことにより、被害生徒が落ち着きを取り戻し、学校生活を肯定的にとらえているような発言が多くみられるようになった。

（課題）

- ・フラッシュバック等へ対応するために、本人の安全について引き続き配慮するとともに、医療機関へ繋ぐ必要がある。
- ・母親の精神的負担が大きく、不安定な状態である。学校内での当該生徒の見守り体制を維持することで安心感を与える必要がある。

【事例４】生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラム実践事例（⑩教育プログラム）

1 ねらい

相手を大切にしようとする気持ちが、よいコミュニケーションには必要であることに気付く。（他者理解）

2 取組内容

○自分だけでなく、相手の気持ちを大切にすることがよりよいコミュニケーションにつながることに気付くために、「待ち合わせ場面」と「昼休み場面」の２つの場面を設定し、ロールプレイを実施した。

- （ア） 最初に、ストレスを理解し、その軽減には「セロトニン」を増やすために呼吸法や筋弛緩法を使ってリラックスするとよいことを確認する。
- （イ） 人とのコミュニケーションには通常「おどおどさん」「おこりんぼさん」「さわやかさん」の３つの伝え方があることを知る。
- （ウ） 生活の中で「おどおどさん」「おこりんぼさん」「さわやかさん」の３つの伝え方によって、相手の感じ方が大きく違うことを体験する。
- （エ） 「おどおどさん」「おこりんぼさん」「さわやかさん」の伝え方はそれぞれどのような点に気をつけているかを知る。
- （オ） ＳＣのまとめとして、自分だけでなく、相手の気持ちを大切にすることがよりよいコミュニケーションにつながることを知る。

3 成果と課題

（成果）

- ・「待ち合わせ」や「誘いの断り方」など自分の生活に近い場面設定で、伝え方を少し変えるだけで、自分や相手の気持ちが変化する事を感じとらせることができた。
- ・相手のことを考えすぎると自分がストレスを感じることに、自分のことだけを考えると相手を不快な思いにさせることに気づかせることができた。
- ・ＳＣ２名と学年主任、教頭等が短時間ながら事前の授業打ち合わせを行ったことにより、スムーズに授業を進めることができた。

（課題）

- ・日常生活において、生徒に自他のことを考えたコミュニケーションを定着させるために、継続して支援することを学校、家庭、地域が連携して組織的に行うこと。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 相談件数 ※政令市を除く

総相談件数は59,804件（前年度比2,017件増加）で、１校当たり平均 293.2件であった。

イ 相談者の内訳（図１参照）

教員からの相談が約５割、子どもからの相談が約３割を占め、校内でのＳＣの活用が定着してきている。さらに、保護者からの相談も約１割であり、ＳＣの認知についても進んでいる。また、小学校への派遣件数は、8,002件であり全体の13.4％となっている。

ウ 相談内容の内訳（図２参照）

不登校 18,463件（30.9％）、発達障がい 10,497（17.6％）、友人関係 5,482件（9.2％）、家庭環境 5,266件（8.8％）、教員との関係 712件（1.2％）、いじめ 997件（1.7％）

相談内容の約３割は「不登校」に関する内容であり、不登校対応としてのＳＣの重要性を示している。「その他」については、学級、部活動における人間関係、発達障がい傾向の生徒への対応、言葉の発達の遅れ、別室登校の生徒への対応や指導方針、ネグレクト、ＤＶ、心理検査が挙げられており、相談内容が多岐にわたっており、ＳＣの専門性が学校内で活用されていることがわかる。

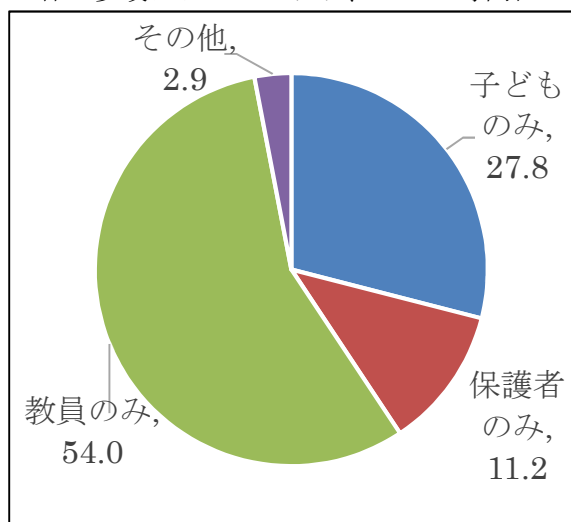


図１＜相談者の内訳＞

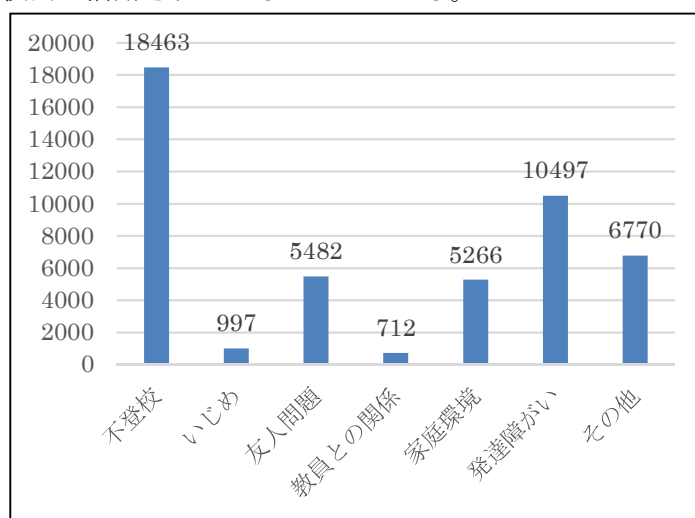


図２＜相談内容の内訳＞

（２）今後の課題

ア 教職員に対しての心理的手法に基づく児童生徒理解を学ぶ研修の充実

イ 保護者に対するＳＣの役割等の周知

ウ ＳＣによる教職員へのフィードバックを通じた情報共有の時間確保

エ 家庭との連携のためのＳＣを講師とした保護者対象の研修会の開催

オ 特別な支援を要する児童生徒への対応に関するＳＣの効果的な活用方法の周知

佐賀県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、生徒指導上の諸問題への対応は、学校において重要な課題である。このため、生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を県内全ての公立の中学校（分校1校を除く）及び義務教育学校後期課程に配置し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての公立中学校（分校1校を除く）及び義務教育学校後期課程に、スクールカウンセラーを配置している。特に、不登校生徒が多い学校には、配置時間数を増やす重点配置をしている。また、教育センターにスクールカウンセラーを配置し教育相談事業の充実を図っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数

小学校	: 3人
中学校（義務教育学校後期課程含む）	: 44人
高等学校	: 0人
中等教育学校	: 0人
特別支援学校	: 0人
教育委員会等	: 2人

※配置校数

小学校	: 1校
中学校（義務教育学校後期課程含む）	: 90校
高等学校	: 0校
中等教育学校	: 0校
特別支援学校	: 0校
教育委員会等	: 1箇所

※資格

（1）スクールカウンセラーについて

- | | | |
|--|-----|-------------------------------------|
| ①臨床心理士 | 44人 | （※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。） |
| ②精神科医 | 0人 | |
| ③大学教授等 | 0人 | |
| ④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 | 0人 | |

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 1人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

※主な配置形態

単独校	90 中学校	(週2日・1回4時間) もしくは (週1日・1日8時間)
対象校	1 小学校	(緊急配置)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

県内の公立学校に配置されるスクールカウンセラー等

(2) 研修回数(頻度)

年度当初に1回

(3) 研修内容

- ・行政説明
- ・グループ協議

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・グループ協議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 無
- 活用方法 —

(6) 課題

平成28年度から県教育委員会主催での研修を実施している。研修会ではスクールカウンセラー等が教育現場において、専門性を十分に発揮し、児童生徒が抱える問題の改善・解決に資するよう、相談業務を遂行する上での課題や留意点についてそれぞれの経験に基づき協議・情報交換を行った。研修回数を増やせば、より一層様々なケースに対応する能力や資質の向上が図られるが、各学校における勤務時数が減るので、なかなか増やせない状況にある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校の背景にあった家庭的な問題が、担任、学年主任、養護教諭、行政、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携により改善された事例

9月まで1日も休まなかった生徒が、9月下旬から「人の目が気になる」、「わざと避けられる」、「悪口を言われているようだ」と訴えることが多くなり、10月は欠席が増えた。父子家庭で、制服の汚れ等が一因と考えられ、父親からの欠席の連絡が入らないことも多かった。教育相談部会で情報を共有し、スクールカウンセラーを交えて、今後の支援について話し合った。その中で、スクールカウンセラーは、この生徒は自分で段取りをつけることが苦手で、何からどう手を付けてよいかわからないが、他の人が段取りをつけてやることで動けると助言した。また、本人の努力だけでは現状を変えることが困難であると指摘した。

そこで、学校は保護者との連絡を密にし、民生委員や町の福祉課との連携を図った。11月も10月と同じぐらい欠席が増えたので、ケース会議を開き、日常生活の支援、家庭・学校を含めた居場所づくりに力を注ぐことを確認して、役割分担と支援策を協議した。すると、12月は休みが減り、父親も学校に連絡をするようになった。

【事例2】義父からの暴力で、家の中にいるのがつらい生徒への活用事例

当該生徒は担任に、義父からたびたび暴力を受けていることを泣きながら打ち明けた。当該生徒の話によると、義父はしつけに厳しく、また、当該生徒が義父の思い通りにならないとすぐに暴力を振った。特に母親の留守中に暴力は増え、一時はあざが6個くらいになったこともあった。担任は母親に、このことを伝えようとしたが、当該生徒は、義父の暴力がさらにエスカレートする可能性があり義父に言わないでほしいと訴えた。担任は、このような場合、どのような対処をすべきかスクールカウンセラーに相談し、スクールカウンセラーによる当該生徒のカウンセリングが始まった。

母親への事実の伝達については、カウンセリング内容を踏まえて、母親へと適切に伝えたことで暴力がエスカレートしていくことを防ぐことができた。実際には、義父に知られないよう配慮した形で、担任と教育相談担当で母親に伝えた。その事実には母親は、義父が少し厳しすぎるとは思っていたが、そこまで当該生徒が傷ついていたとは思っていなかった。母親は、義父に事実を伝え、それ以降当該生徒への暴力はなくなった。

しかし、当該生徒の義父に対する恐怖は消えなかった。カウンセリングから、その背景には、小さい頃から見知らぬ大人に対して不安や恐怖を抱いていたということもわかった。継続したカウンセリングを通してその不安や緊張をなくす方策を探っている。

【事例3】性の知識が乏しく性被害を受けた生徒のための活用事例

同級生から性被害を受けた生徒は、学校に配置しているスクールカウンセラーが異性であったため、緊急に同性のスクールカウンセラーを配置してカウンセリングを行った。当該生徒は幼く、性行為に関する性の知識を持っておらず、すぐには事の重大さを認識することができなかった。そのため、長期にわたり定期的に本人及び保護者にカウンセリングを行った。

※ホームページでの公開予定があり、事例が特定される恐れがあるため詳細は記述できない。

【事例４】自分を知る、他人を知るための活用事例

自分や他人に対し、一つの面からだけでなくいろいろな面からみることで、お互いを認め合い、新たな自分を知ることができるようになるためにスクールカウンセラーが学級担任と協力して授業を進めた。

手順は①「自分の木」をつくるワーク、②その人について思いつくことを「葉っぱ」に書く、③木の枝に貼り付ける、④次の人に回すである。（②③④を繰り返す）

友達のよいところを考えてみることで普段は気づかない一面を見つけ、また、友達の「木」を見て、別の友達が書いた「葉っぱ」のコメントを見ることで、自分が知らない友達の一面にも気づくことができた。スクールカウンセラーは、人のいろいろな面を見ることは、お互いを認め合うことができ、人付き合いが更になんか楽しくなったり豊かになったりすることを伝えた。

授業後、スクールカウンセラーは各人の出来上がったそれぞれの「木」について、円滑な人間関係が築かれるようにアドバイス等を行った。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

本事業の実施により、県内全ての公立中学校の生徒及び保護者が、心理等の専門家であるスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制整備ができている。悩みや不安等を抱えている生徒やその保護者が身近な学校において専門家に相談できることは非常に有益であり、スクールカウンセラーによる相談は、平成２９年度中学校総計のべで１３１８１人に上っている。

また、社会経済状況の急激な変化や保護者の意識の多様化などに伴い、生徒が抱える問題が複雑多様化している現下において、心理等の専門家であるスクールカウンセラーによる生徒や保護者へのカウンセリングやその内容を踏まえた学校等による支援や援助は不可欠である。スクールカウンセラーが行う研修会や講演については、平成２８年度５９８回、平成２９年度６９９回と増えている。

その他、事業対象の公立全中学校からの報告に見られる主な成果として、問題を抱えた生徒やその保護者の情緒面での安定や専門的なアドバイスの有効性が挙げられている。

（２）今後の課題

各学校からスクールカウンセラーの配置時間数の増を要望されることが多い。限られた予算の中で、生徒数や不登校数、活用状況等に応じ適切な時間数の配置をする必要がある。

また、平成２９年度は中学校のみ、県の主体事業として国からの補助金をもらいながらスクールカウンセラー事業を行っていた。小学校、県立学校のスクールカウンセラー事業及びスクールソーシャルワーカー事業と合わせて、事業負担をどのようにしていくのか課題である。

長崎県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等を早期に発見し、適切に対応するために、学校においては全職員の共通認識のもと、専門家との連携を積極的に行い、確実に機能する相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを関係市町教育委員会及び県立の中学校、高等学校、特別支援学校に配置し、児童生徒の問題行動等の解決に資することを目的とする。（「平成29年度スクールカウンセラー配置事業実施要項」より）

（2）配置・採用計画上の工夫

各学校から配置希望の書類提出を受け、「不登校児童生徒数」、「いじめの認知件数」、「暴力行為発生件数」、「中途退学者数」等の問題行動の状況や地域・学校の実態を総合的に判断し、配置を決定している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（配置人数）

小学校	: 113人
中学校	: 133人
高等学校	: 25人
中等教育学校	: 0人
特別支援学校	: 2人
教育委員会等	: 1人

（配置校数）

小学校	: 113校
中学校	: 133校
高等学校	: 22校
中等教育学校	: 0校
特別支援学校	: 2校
教育委員会等	: 1箇所

（資格）

- | | |
|--|-------|
| ①臨床心理士 | : 74人 |
| ②精神科医 | : 0人 |
| ③大学教授等 | : 2人 |
| ④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 | : 0人 |

（スクールカウンセラーに準ずる者について）

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年

以上の経験を有する者 3人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 25人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

(主な配置形態について)

単独校	99中学校	(35週・1週6時間)
	62小学校	(35週・1週3時間)
	21高等学校	(35週・1週6時間) ※中高一貫校及びSV配置校は1週8時間
	2特別支援学校	(35週・1週3時間) 定時制3課程設置校は1週10時間
拠点校	1高等学校	}
	33中学校	
対象校	1中学校	}
	51小学校	
		(月1日・1回3時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

①スクールカウンセラー ②スクールソーシャルワーカー

(2) 研修回数(頻度)

1回/年

(3) 研修内容

SCとSSWによる合同研修会。チーム学校を意識した対応について、有識者による講義及びグループ協議を行った。

(4) 特に効果のあった研修内容

地域のSCとSSWが顔を合わせる貴重な機会であり、グループ協議で意見を交わし、演習等を通じて理解を深めた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法 各スクールカウンセラーは、SVに電話やメールで相談する。

(6) 課題

○研修プログラムの工夫(講義、演習、協議等の研修形態)

○心理に関する各専門分野、経験年数に応じた知識や技能を高めるための研修の実施。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校への対応のための活用事例（①④）

- （１）対象：高校２年男子生徒
- （２）主訴：対人関係不安を原因とした不登校
- （３）結果：複数回カウンセリングを実施。別室登校を続けながら、参加できる授業を少しずつ増やす等、教室復帰に向けた計画を生徒とＳＣと一緒に考えた。また、カウンセリングを通して生徒本人が身につけなければならないコミュニケーション能力等を伝えた。継続的な対応の結果、生徒の表情は穏やかになり、前向きな授業参加ができるようになった。

【事例２】児童虐待のための活用事例（⑬）

- （１）対象：高校２年男子生徒
- （２）主訴：不登校気味で生徒本人の健康問題も懸念される
- （３）結果：生徒にＳＣが面接を実施したところ、抑うつ傾向が見られた。また、保護者もうつ状態が疑われネグレクト状態になっており、家庭全体への支援が必要な状態であることが判った。学校はＳＳＷにも支援を要請し、チームで対応に当たることとした。学校の働きかけで要保護児童対策地域協議会が開催され、教職員・ＳＣ・ＳＳＷが同席し、関係機関との情報共有や役割分担を確認し、連携して支援することになった。その後、家庭は行政の支援を受け、家庭環境が改善したため安定した学校生活を送れるようになった。

【事例３】校内研修のための活用事例（⑮）

- （１）対象：特別支援学校の教職員４０名
- （２）主訴：教職員向け研修会
- （３）結果：「丁寧な関わりが求められる児童生徒の理解と対応」という演題で講演を実施。本校に在籍する児童生徒を念頭に、①虐待が子供に及ぼす影響、②被虐待児童へのケア、③発達障害の子どもへの関わり、という３つのテーマに分けて、ＤＶＤ視聴も交えての講演。発達障害の子どもたちの対応では、不適切な行動を減らすより、適切な行動を増やすことを目的とすることなど１０の項目を対応上の基本的な留意点として整理して伝えた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

配置校から提出される実績報告書によると、スクールカウンセラー配置校での相談後の状況については、「一定解消」及び「解消」が約４２％となっており、スクールカウンセラーの「早期介入」、「早期対応」で心に悩みを抱える児童生徒への支援が成果をあげている。

さらに、児童生徒の抱える問題は、年々深刻化・複雑化しており、今後も現在担当しているスクールカウンセラーの配置を希望すると回答した学校が、約９２％を占めるなど、本事業に対してさらなる期待が寄せられている。

（２）今後の課題

ＳＣの配置を希望する学校に対して継続的に対応できるよう配置を進めているが、離島部など交通が不便な地域が多く、小規模校を多く抱えるなど地理的な理由から、人材確保が難しい。

また、拠点校方式の導入で配置校数は増加したが、１校あたりの対応が手薄になった、拠点校からエリア校に移動に時間がかかる等、デメリットを訴える声も聞かれる。費用対効果も考えながら戦略的な配置を検討する必要がある。

熊本県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成２９年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、問題行動等に対応するとともに、児童生徒等の心のケアに資するため、熊本県スクールカウンセラー設置要項に基づき、スクールカウンセラー等を学校や教育事務所等に配置して、児童生徒等の心の相談に当たるとともに、学校における教育相談体制の充実を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

- 市町村立小中学校への配置については、各教育事務所等を通じて、下記の項目について各学校の状況を把握し、スクールカウンセラーの配置校を決定している。
 - ・ 不登校の児童生徒の出現率
 - ・ 平成２８年熊本地震の影響で心のケアが必要な児童生徒数
 - ・ 家庭環境（基本的な生活習慣の未定着等）
 - ・ 人間関係（コミュニケーション能力不足）
 - ・ 悩みを抱える児童生徒数（自分の感情をコントロールできない、特別な支援を必要とする）
 - ・ 別室登校や教育支援センターで学習する児童生徒数 等
- 県立高校への配置については、学校規模や定時制の併設有無、平成２８年熊本地震の影響度合い等に応じて、配置時間数を傾斜配分している。また、学校の実態やニーズに合わせて勤務時間、勤務日数を各学校で弾力的に運用してよいこととしている。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置人数】

	通常配置	熊本地震に係る配置
小学校	１３人	
中学校	４３人	
高等学校	４２人	２２人
中等教育学校	０人	
特別支援学校	０人	
教育委員会等	１６人	１１人

【配置校数】

	通常配置	熊本地震に係る配置
小学校	９８校	４７校
中学校	１０５校	１９校
高等学校	５４校	２０校
中等教育学校	０校	０校
特別支援学校	３校	１校
教育委員会等	１０箇所	５箇所

(1) スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者、④①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者（※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）

①臨床心理士 67人

②精神科医 0人

③大学教授等 0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者、②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者、③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者、④①～③以外の者が都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、
5年以上の経験を有する者 14人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者
０人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と
認めた者 〇人

【主な配置形態・配置時間等について】

単独校 8 中学校 (週 2 日・1 回 6 時間)

0 小学校

県立中学校 3 中学校（月 2 回・1 回 4 時間）

県立高校 54 高校（月2回、1回3時間）

(月 1 回、1 回 4 時間)

拠点校 3 1 中学校

対象校 30中学校 (週2日・1回6時間)

捌点校 5 小学校

対象校 13小学校 (週2日・1回6時間)

巡回校 80 小学校

3 3 中学校 (9教育事務所、1教育委員会に配置)

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

○外部専門家による学校支援充実事業連絡協議会

対象：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー、各教育事務所等指導主事）

○スクールカウンセラー活用事業連絡協議会

対象：スクールカウンセラー、各教育事務所等指導主事、山鹿市教育委員会担当者

（２）研修回数（頻度）

年２回

（３）研修内容

○外部専門家による学校支援充実事業連絡協議会

外部専門家等の派遣及び配置の趣旨徹底、事業の円滑な推進を目的とし、事業の説明や、地域ごとの協議を行う。

○スクールカウンセラー活用事業連絡協議会

平成２９年度…「学校における不登校支援の課題や成果について」

（４）特に効果のあった研修内容

- ・「プログラム集等を用いた『ストレス対処教育』の実践例について」の実践発表
- ・「学校における不登校支援の課題や成果について」をテーマとして、課題や事例をもとにグループ協議

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 なし

○活用方法

（６）課題

○事業の趣旨徹底や情報共有のため、配置校の教職員や管理職も交えて研修を行ってほしいという要望がある。

○実践例（成功例、失敗例）を基にした協議の時間をもっと確保してほしいという声がある。

○教育相談コーディネーターとＳＣの連携、学校との連携が効果的に図られていない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害等のための活用事例（⑫）

- 不登校傾向があり、保健室登校である生徒に対しＳＣからカウンセリングしていただき、またその保護者に対してもカウンセリングしていただいた。発達障がいという診断は出ていたものの、高校入学後の病院受診もなく、高校側の手立ても考えにくかったため、病院受診を勧めていただいた。その後、学校と病院、保護者が集まってカンファレンスを設け、その生徒についての手立てや今後の目標等について話し合いを行った。その後、少しずつ教室での授業にも参加できるようになった。

【事例1】不登校生徒のための活用例（⑪）

- 保健室登校を続けていた生徒が、スクールカウンセラーとの面談を継続することで悩みやつらさを出ることができた。また、自分の内面と向き合う方法についてスクールカウンセラーから教示されたことにより、前向きに行動できるように変容し、保健室登校から、教育支援センターでの学習へと移行することができた。また、スクールカウンセラーと教職員が連携して対応することができたことで、生徒の気持ちも安定してきた。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

- 児童虐待を受けたことが原因で転入した児童や保護者について、当初は担任が中心となり配慮していたが、当事者の子供や保護者がどのような思いでいるかなど、プライバシーに関することを聞くことが困難であった。しかし、カウンセラーとの面談により、子供や保護者の思いの把握ができ、学校も情報を共有することができた。そのことによって、子供、保護者ともに以前に比べ気持ちの落ち着きが感じられるようになった。

【事例3】

- 事例なし

【事例4】校内研修のための活用事例（⑮）

- 校内研修において、スクールカウンセラーから児童生徒へのアプローチ法について、担任を中心にきめ細かいアドバイスがあった。児童生徒に対してスモールステップで目標を設定し具体的な声かけの方法を学ぶことができた。その後の教育活動に生かすことができ、資質向上につながった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 学校職員、保護者と連携することができ、学校の状況もよく理解できた。
- 心の健康、ストレス対処講話を教職員とＳＣとで内容を検討し、定期的に行うことができた。
- ケース会議等に定期的に参加することで、学校やＳＳＷ等の他の外部専門家と連携することができ、子供、保護者の支援ができています。
- 保護者がカウンセリングを受けることで、不安の解消につながり、子どもとの関係も改善された。
- 定期的に訪問した小学校において、児童への個別対応のみならず、保護者面接、教職員へのコンサルテーション、授業参観、ケース会議、通信発行等、多様な活動がニーズに応じて展開できた。
- 評価については、本県独自の評価様式（教育相談体制の整備について、ＳＣについて等）を作成し、その結果を次年度の配置等に生かしている。
- スクールカウンセラーを欠席の目立ち始めた初期の段階（不登校傾向）で９７．２％活用することができた管内においては、３月末における不登校の出現率（在籍全児童生徒数に対する不登校児童生徒数）が０．３１と低く抑えられた。スクールカウンセラー等の外部専門家の早期活用は有効である。

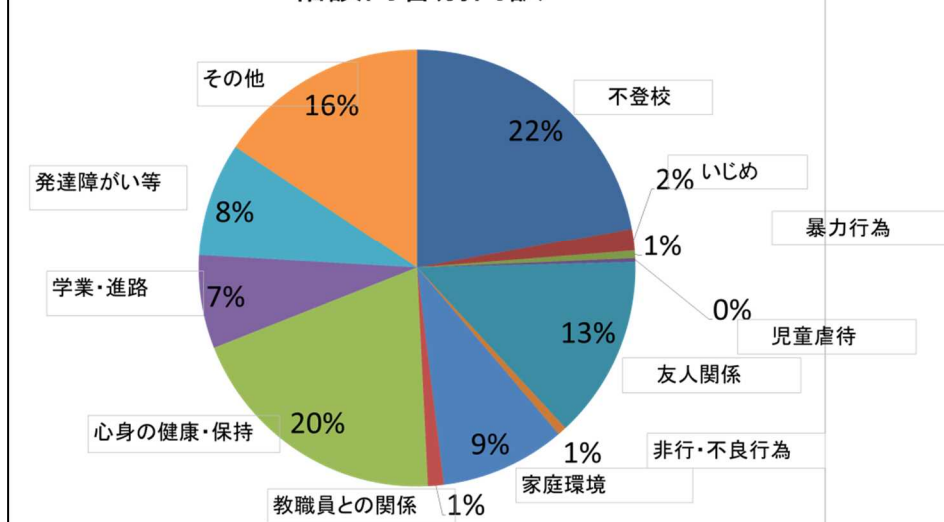
【平成２９年度の相談受理件数（相談者別割合、相談内容割合）】

小中学校

●スクールカウンセラー配置校・教育事務所等（地震配置も含む）総計

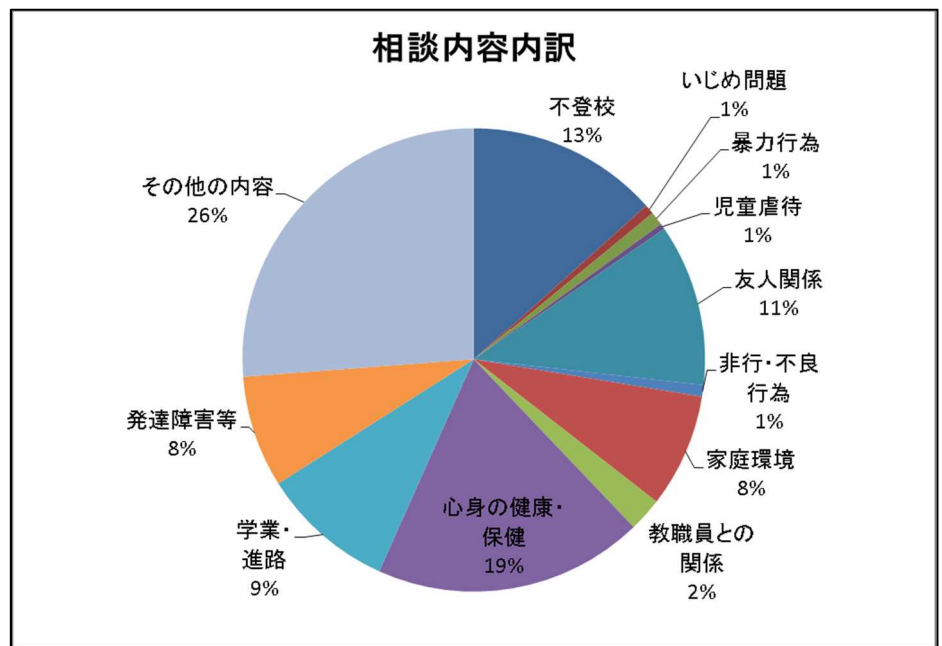
相談者 (延べ人数)	相談内容												合計 (人)
	不登校	いじめ 問題	暴力 行為	児童 虐待	友人 関係	非行・不良 行為	家庭 環境	教職員との 関係	心身の健 康・保健	学業・ 進路	発達障がい 等	その他	
小 計	3,504	256	90	44	2,138	105	1,467	186	3,135	1,092	1,339	2,474	15,830

相談内容別内訳



高等学校

学校種	相談者	相談内容											合計 (人)	
		不登校	いじめ問題	暴力行為	児童虐待	友人関係	非行・不良 行為	家庭環境 (④、⑥を除く)	教職員との 関係	心身の健康・ 保健	学業・ 進路	発達障害等		その他の内容
	高等学校 件数	769	39	54	23	653	46	455	135	1,083	535	447	1,505	5,744



(2) 今後の課題

- カウンセリングの依頼が多く、それぞれのカウンセリングの時間を十分に確保することができない。
- 時間的な制限があり、継続的な支援や緊急時の対応が難しい。
- 教育相談コーディネーターを交えた研修が必要である。
- カウンセリングやケースの対応に追われ、時間的に教職員に十分なフィードバックを行えていない。
- P T A 向けの S C による講話の要請や、保護者、教員向けの講話の要望が多く、とても良いことであると感じるが、相談件数が多く十分に対応できていない状況である。
- スクールカウンセラーが配置されていない学校の要請が多く、対応できるカウンセラーが不足している。また、各小中学校においても勤務総時間、日数の関係で十分に対応できていない現状がある。カウンセリングを必要としている全ての児童生徒に対応し、継続的なカウンセリングを行うという点では対応が難しい。教育事務所から S C を派遣し、対応しているが各学校の訪問時間を調整する必要がある、未然防止という点からの活用が十分にできていない。そのため、スクールカウンセラーの配置拡充をさらに進めていく必要がある。
- スクールカウンセラーを欠席の目立ち始めた初期の段階での活用率が 5 1 . 8 % の管内では 3 月末時点での不登校児童生徒の出現率が 1 . 1 6 と高いため、スクールカウンセラー等の外部専門家の早期活用をさらに図っていきたい。

大分県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実に図ることが重要な課題となっている。このため児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、それらを活用する際の諸課題について調査研究を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

配置された当該校を担当する単独校方式のほかに、地域や学校の実情により複数の学校において調査研究を行う必要がある場合には、中学校区程度の地域を単位として、その地域内にある学校の中の1校を拠点となる学校とし、当該校と地域内若しくは近隣地域の他の学校をあわせて担当できる小中連携方式を行っている。また、同一のスクールカウンセラーを小規模校同士の2つの中学校に配置する拠点校・対象校方式も併せて行っている。また、県内16市町にスーパーバイザーを配置して、スクールカウンセラーのスーパーバイズや未配置校におけるカウンセリング等を行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

（ア）配置人数

小学校	：	28人
中学校	：	63人
高等学校	：	21人
義務教育学校	：	1人
特別支援学校	：	2人
教育委員会等	：	2人

（イ）配置校数

小学校	：	76校
中学校	：	125校
高等学校	：	25校
特別支援学校	：	3校
義務教育学校	：	1校
教育委員会等	：	1箇所

（ウ）資格について

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士	52人	（※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
②精神科医	0人	
③大学教授等	4人	
④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者	0人	

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 6人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 16人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

(エ) 主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

単独校	42中学校	(週1日・1回4時間)	(週1日・1回6時間)	(週1日・1回8時間)
	38小学校	(週1日・1回4時間)	(週1日・1回8時間)	
	25高等学校	(週1日・1回4時間)	(週1日・1回6時間)	
	3特別支援学校	(週1日・1回2時間)		
	1義務教育学校	(週1日・1回8時間)		
拠点校	55中学校(小中連携30校、中中連携25校)			
		(週1日・1回4時間)	(週1日・1回6時間)	(週1日・1回8時間)
対象校	28中学校 38小学校	(週1日・拠点校の時間内における対応)		

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

大分県教育委員会が配置している全てのカウンセラー、教育委員会関係者、学校関係者

(2) 研修回数（頻度）

年間3回（第1回目は県で4月、第2回目は市町村毎に5月～12月、第3回目は県で3月）

(3) 研修内容

カウンセリング業務についての情報交換、いじめ・不登校に関する講義、グループ協議（事例検討）

(4) 特に効果のあった研修内容

児童養護施設代表による支援が必要な児童生徒への対応についての講義、カウンセラー業務を推進するための情報交換、スクールソーシャルワーカーと合同の事例検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置

16市町に1名ずつ配置。通常のスクールカウンセラー配置校にスーパーバイザー枠の4時間をプラスして配置。

○活用方法

スクールカウンセラーへの困難事例等のアドバイス。

スクールカウンセラーの未配置校におけるカウンセリングや学校教職員へのコンサルテーション。

市町村教育委員会やスクールソーシャルワーカーと連携した、支援方法のアドバイス。

(6) 課題

他のスクールカウンセラーとの勤務時間がなかなか合わず、相談活動ができにくい。

他のスクールカウンセラーと相談する際、公的なメールや電話がなく私用のメールや携帯を使っている。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】長期にわたる自傷行為と希死念慮がある生徒のための活用事例（⑤・⑧）

スクールカウンセラーによる全員面接の中で、本人の友人の生徒から情報提供があり自傷の事実が発覚。速やかに校長・学級担任・養護教諭で対応を協議し、生徒を観察しながら情報収集を行う。数日後、新しい傷が発覚したため、担任が本人と面談して、友だち関係に悩んでいることやリストカット、アームカットをカッターナイフでしたことがあるという内容を聞き取る。その後、母親に連絡し報告と相談を行い、学校と家庭の連携を確認する。

次の日、市教委へ報告と相談。本人、保護者とスクールカウンセラーの面談を早急に実施すること、スーパーバイザーの活用も視野に入れることを確認。さらに次の週、本人、保護者を個別にスクールカウンセラーが面談して、リストカットは小学5年の頃から、過去に風邪薬を大量に服用したことや自分の首を絞めたことがあることや今でも週1～2回はリストカットしていることなどの新たな情報を得る。その後の保護者との面談で、保護者も心配していることなどがわかり、スクールカウンセラーと学校、保護者で注意深く見守っていくことを確認する。

その後、自傷行為は止まっていたが、昼休みに本人が保健室で友人と「気絶ごっこ」を行い、友人が立ちくらみ症状が出て転倒。動画サイトから友人にやり方を伝えたのは本人であることが判明した。その後欠席が2日続いたが、スクールカウンセラーが勤務する日に登校したので、スクールカウンセラーが本人と面談し、うつ病チェックを行ったところ、うつ病の症状が認められたため、本人に通院を勧める。その後スクールカウンセラーが母親と面談し、本人との面談結果と医療機関の受診について助言する。その後、夏季休業中に本人が医療機関を受診したものの、夏季休業は本人が元気なために病气と診断されなかった。その後2学期以降は、本人から信頼を得ているスクールカウンセラーが継続的に面談を行い、調子が上向きになり、それ以降自傷行為や希死念慮を示すことはなくなり、元気に登校している。

【事例2】いじめを受けて精神的に不安定になった生徒のための活用事例（②）

中3年生の女子生徒は、1学期初めに、同学年の女子生徒からのいじめにあい、精神的に不安定となるなど、教室での生活が楽しくなくて保健室で心身を休めることが多かった。

生徒指導部会やケース会議において、学級担任・養護教諭からスクールカウンセラーに相談し、スクールカウンセラーは、これまでの学校生活での人間関係や学校外での生活の様子などを聞きながら、本人のニーズに合わせながらカウンセリングを継続した。また、それと並行していじめに関係した女子生徒へのカウンセリングも計画的に行い、それぞれの生徒の人間関係改善につなげた。その後本人の精神的な状態は日々変化し、不安定なときは自分自身を傷つける恐れもあるので、本人については、スクールカウンセラーを含めたケース会議で具体的な対応を話し合い、教職員全体での継続した見守りを行った。

毎週金曜日のスクールカウンセラー来校日は、スクールカウンセラーの方から本人に、できるだけ継続的に相談に来てほしいと声かけを行い、本人の方からもニーズがあれば必要に応じて相談に行くなど、時には保護者も含めた継続的な関わりを続けた。今現在本人は、スクールカウンセラーによる計画的・継続的な働きかけや全職員でのきめ細かな対応の成果もあり、本来の自分自身を取り戻し、高校進学という夢の実現に向けて頑張っている。今後も自分の夢の実現に向けて自分を見失わないように、高校合格後も、高校側との連絡会で、本人についての的確な情報交換を行い、充実した高校生活が送れるように見守ることを確認した。

【事例3】起立性調節障がいと診断された生徒のための活用（①）

中学1年生の女子生徒は、中学校入学後は成績優秀で運動部に属し、明朗で活発な学校生活を送っていた。しかし、2学期頃より次第に登校する時間までの起床や準備をすることに時間がかかるようになり、午前中の授業に参加することが困難になってきた。体調不良により欠席が多くなったため、病院を受診したところ、器

質的な問題はないが起床時の低血圧があり、起立性調節障がい診断を得た。しかし、服薬するものの一向に状態が改善しないことから、母親は担任の紹介を経て、スクールカウンセラー（以下スクールカウンセラー）との面接を望んだ。母親から成育史を聴くと、本人は元来おとなしく運動部に所属するようなタイプではなかったということであった。また、人間関係も特定の人と仲良くするのみで、広く部活動のメンバーと交流することがにわかには信じられなかったが、奮起している本人を応援していたのであるということであった。本人は1年次の後半はほとんど欠席が続いたため、スクールカウンセラーと本人が出会ったのは2年生に進級後であった。

スクールカウンセラーは経緯を語る母親と本人に対しこれまで読書や静かな行動が合っていたところ、急に部活・遠距離通学・課題・友人関係など交感神経が盛んに使われる環境になって、副交感神経が優位に立っていない。少し疲れたのかもしれない。相談室で少し休んでから授業に参加すれば元気になるかもと解釈を伝えた。母親も本人も面接を快諾。本人はスクールカウンセラー勤務日に合わせ、午後から授業に参加し、毎週放課後は面接に向き合うこととなった。スクールカウンセラーは本人の興味がある話題にチャンネルを合わせ、温かい交流を心掛けた。また本人に対し本人は、登校したら授業に取り組むし、わからないことを質問して頑張っている。こころの問題ではないと思います。体調を整えればきっと大丈夫>というメッセージを送り続け、本人の自尊感情を尊重する態度で会い続けた。

次第に本人は自分の体をどのようにコントロールすれば同級生と同じように活動できるかということに興味を持ち始め、スクールカウンセラーと相談しながら前向きに努力するようになった。強歩大会に参加したいと願い、「自分の力で歩き出したいのです」と訴えた。そこで、毎日家から遠い店舗まで歩いて買い物に行くなどの努力をした。結果は参加不可能であったが、本人は自分なりに頑張った結果に満足した様子であった。また、「登校日を増やしたい」「1時間目のテストを受けたい」と願い、スクールカウンセラーと練習した布団の中でできる体操をして血圧を上げ、かろうじて間に合うことができるなど、本人の中に湧き上がる「自分の力で歩き出したい」という思いが少しずつ実現していった。

【事例4】家庭で暴言を吐く生徒のための活用事例（⑥）

7月初旬に、中学校3年の女子生徒が家庭内で母親や妹に暴言をぶつけ、父親から叱責されたことで、自分から「24時間子供SOSダイヤル」に電話をかけた。（父親から物を投げつけられたと訴える）

機関より市教委、市教委から学校に連絡があり、すぐに家庭に電話をし、家庭訪問で事実確認をした。学校では、何のトラブルもなかった生徒であった。学校が昨夜の電話をするに至った経緯を母親から聞く中で、本人がひどい言葉を妹や母親にかけていたので、帰宅した父親から叱られ、電話したことがわかった。このような暴言は初めてではなく、小学校時代からもあり、中学校に入って6月くらいから頻繁に家庭で暴言を吐くようになった。

7月中旬にスクールカウンセラーが保護者とのカウンセリングを実施し、成育歴から、これまでつながっている医療等の関係機関の話も聞き、母親にアドバイスをする。本人のストレスがたまることなど情報共有し、夏休み中の声掛けの必要性、2学期の対応を考えるため、夏休み中から定期的にカウンセリングを行う。

スクールソーシャルワーカーとも連携し、10月初旬に拡大ケース会議を開き、これまで本人にかかわってきた医師や施設、家庭への派遣支援者と今後のことについて、協議をした。現在も継続指導中である。本人には、医療的なケアも必要であるが、スクールカウンセラーのアドバイスから学校でクールダウン等ストレスを溜めない措置の方法を提案し、本人が納得の上、運用している。本人が家庭にいる時間が長くなる時が心配ではあるが、ずいぶんストレスをコントロールできるようになってきている。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成２９年度間に行われた延べ相談件数は、３１，１６１件となっており、スクールカウンセラー配置事業をスタートして過去最高の相談件数となった。配置は２３０校であり、１校あたり平均１３５件の相談件数となる。年間３５週勤務と考えると１日当たり平均３．９件の相談件数となっている。
- 相談内容を見てみると、不登校が６，７１４件で最も多くなっており相談件数の２１．５％となっている。発達障がい３，７２２件、心身の健康・保健が３，４０２件、友人関係が３，３２８件、学業進路が１，９５６件と続いている。いじめ問題は５５３件と数的には少ないものの、カウンセラーに訴えて初めていじめが認知したという事例もあり、様々な問題解決にスクールカウンセラーが大きな役割を担っていることがわかる。
- 「チーム学校」の中で、スクールカウンセラーの役割が近年ますます重要になってきており、いじめや不登校におけるケース会議の中で、心理の専門家ならではのその児童生徒のアセスメントによる見立てが有効な支援となっている。
- 問題解決のためのカウンセリング業務だけでなく、近年では児童生徒・保護者向けの講演会や授業観察、教職員のコンサルテーションなど、いじめ・不登校等を生まない取組も県内各所で進められている。こうした取組を今後も広げていきたいと考えている。

（２）今後の課題

- 「チーム学校」の中でスクールカウンセラーの役割がますます重要になってきている反面、スクールソーシャルワーカーなどの他の専門家との連携の在り方が課題となっている。そうしたスムーズな連携の際に必要なってくるのが学校内のコーディネーター役の教職員の存在であり、このコーディネーターがいかに機能するかが課題である。そこで、本県では、平成３０年度から全ての公立学校において、こうした専門スタッフのコーディネート役を担う「教育相談コーディネーター」を校務分掌上に配置・指名するとともに、「教育相談コーディネーター」研修会を実施し、どのような業務があるのかということやケース会議の運営方法などの研修を実施した。
- 全ての配置校は週１回勤務となっているが、カウンセリングの予定を立てたり、スクールカウンセラーも入ったケース会議を設定したりする際に、日程が組みにくい状況がある。また、事案が発生した際にすぐに対応できず、臨機応変な対応することが困難であり、週２日や週３日の配置を求める声が多い。また、週１回４時間の勤務では、カウンセリング業務のみで終了し、現在国や県が進めようとしている「チーム学校」として専門スタッフが入ったケース会議や教職員のコンサルテーション等に活用することが難しいのが実情である。
- スクールカウンセラーの人数と時間数を拡充し、週当たりの勤務回数や１日当たりの時間数を増やしたいと考えているものの、財政上の問題やスクールカウンセラーとしての人材確保の困難さがそれを妨げている。スクールカウンセラーが学校の職員定数となることが最も望ましいが、まだ先の話であり、今後も財政上の問題をクリアするとともに人材確保に向けて努力をしていかなければならない。

宮崎県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成２９年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校及び児童生徒の問題行動等への対応については、学校におけるカウンセリング機能等の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」の、活用方法、効果等に関する実践的な配置事業を行い、問題行動等の改善に資する。

（２）配置・採用計画上の工夫

中学校８３校を配置校として、また配置していない中学校を派遣校という方式でスクールカウンセラーを配置している。小学校から派遣要請があった場合は、中学校区内の配置校から派遣する。

県立学校においては、県内を４エリアに分け、各エリアに拠点校とし、県立高校４校にスクールカウンセラーを各１名配置している。

配置している学校での相談業務が円滑になるようにコーディネーター役を担うＳＣ担当教諭を置くようにしている。

（３）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置校数】

中学校 : １２５校

高等学校 : ３９校

【資格について】

（１）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 ２６人

②精神科医 ０人

③大学教授等 ２人

（２）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者 ０人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、５年以上の経験を有する者 １３人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者 ０人

【主な配置形態について】

配置校 ８３中学校（週１日・１回４時間）

派遣校 ４２中学校（スクールカウンセラーを配置していない中学校を１１エリアに分け、各エリア毎に年間３２時間を確保している。）

拠点校 ４高校（県立学校を県内４エリアに分け、各エリアに１校拠点校を置き、拠点校にスクールカウンセラーを配置する。各エリアで年間１２８時間を確保している。）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールカウンセラー及び配置校のスクールカウンセラー担当者

（２）研修回数（頻度）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・ＳＣ担当者合同研修会　：年１回

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会　：年２回

スクールカウンセラー中間評価　：年１回

（３）研修内容

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・ＳＣ担当者（各学校）合同連絡協議会】

ＳＣ・ＳＳＷ及び各学校におけるＳＣ担当者が一堂に会し、教育相談体制の充実を図るため、情報連携及び行動連携に向けた協議を行う。

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会】

ＳＣ・ＳＳＷ相互の連携を深め、様々な問題行動等に対して、効果的に活動するための方策等について協議を行う。

【スクールカウンセラー中間評価】

ＳＣの日頃の活動状況について、配置されている学校から提出される評価表をもとに、フィードバックを実施し、業務の改善を図る。

（４）特に効果のあった研修内容

ＳＣ・ＳＳＷ・ＳＣ担当者（各学校）が一堂に会し、連絡協議会を開催することにより、ＳＣ・ＳＳＷの連携が図られるとともに、各学校の担当者が会に参加することにより、制度の徹底はもちろん、成果や課題が共有され、各学校の教育相談体制の充実に効果を上げている。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置：無

（６）課題

- スクールカウンセラーを配置している学校における教育相談体制の充実に向けては、各学校の担当者も含めた連絡協議会を開催することにより、制度の周知徹底はもとより、活用に向けた成果や課題の共有が図られた。しかしながら、高等学校は本年度初めてスクールカウンセラーを配置したこともあり、活動時数の管理や有効な活用方法について課題が見られた。有効な活用方法や成果のあった事例について、今後の研修会で共有できる場を設定していきたい。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】人間関係に課題を抱える生徒のための活用事例（①、④）

中学校３年生の女子生徒が、人間関係のトラブルにより、一時期学校に行くことができなくなった。また、自傷行為も認められたため、本人及び保護者への支援の一環としてスクールカウンセラーによるカウンセリングを行った。最初のカウンセリングで、友だちとの付き合い方の悩みについて話をすることができたことをきっかけに、女子生徒へ人間関係の構築について支援を行うことができた。

女子生徒は、その後もスクールカウンセラーと定期的にカウンセリングを行い、現状を報告するとともによりよい人間関係作りについてアドバイスをもらっている。

女性生徒の保護者も心配していたが、スクールカウンセラーと面談を行い、女子生徒への支援の在り方について助言をもらいながら不安を軽減することができた。

【事例２】学校生活に課題を抱える児童のための活用事例（⑦、⑧）

小学校５年男子児童が、学校での生活に落ち着きがないために学級担任からの指導が多いといった困り感を保護者が訴えてきたので保護者及び児童に対してカウンセリングを行った。保護者の話を聞くと、男子児童が学校で落ち着いて生活できないことで学級担任から指導されることが多いことについて、不満を抱いているとともに処法が分からないとのことであった。カウンセリングの内容を学級担任や生徒指導担当者につなぎながら、学級担任と保護者が話し合いの場を多くもつようになり、その結果、男子児童の生活面に少しずつ落ち着きが見られるようになった。

【事例４】ＳＣと学級担任が連携したいじめ防止のための活用事例（②）

中学校の配置スクールカウンセラーが、学校生活についてのアンケートを全生徒対象に実施した。ＳＣが学級担任にいじめ防止のための学級活動について提案し、年間を通して実践を行った。学級活動後にアンケートを実施し、生徒の変容を分析しながら生徒の変容や気になる生徒についてスクールカウンセラーが学級担任に情報提供を行った。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 活動実績の推移について

年度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
対応件数	7, 9 9 2	7, 3 1 1	6, 6 2 4	6, 8 8 5	7, 7 5 8

スクールカウンセラーの相談活動内容は年々複雑化しており、対応が難しくなっている。その内訳として、不登校（２，２０１件）や心の健康（１，０３４）、発達障がいなどの性格行動（８７１件）が多くなっており、臨床心理士などの専門性をより必要とする事案の増加がうかがえる。

○ 不登校児童生徒への指導結果の状況「H 2 8 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

不登校児童生徒へのスクールカウンセラーの対応については、「H 2 8 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を見ると、「指導の結果、登校するまたは登校できるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置として、小・中学校ともに「登校を促すため、電話をかけたり迎えに行ったりするなどした」、「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な支援を行った」とほぼ同様の数値で「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」があげられるなど、成果を上げていることがうかがえる。

(2) 今後の課題

- 学校におけるスクールカウンセラーの配置等に関する要望は年々高まっており、その対応件数も増加している。配置人数の増加については、予算や人材確保が大きな課題であり、配置状況は現場のニーズに十分対応できていない状況がある。
- スクールカウンセラーの資質の向上については、県教育委員会主催で実施する研修会のほか、臨床心理士会や教育相談学会など様々な団体がそれぞれの構成員を対象として研修会を実施しているが、スクールカウンセラーに準ずる者については研修の機会がやや乏しく、資質向上の機会確保が課題である。

鹿児島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の対応に当たっては、学校における教育相談体制の充実を図ることが重要である。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として、すべての教育事務所にスクールカウンセラーを配置し、小中高校に派遣し、児童生徒の問題行動等の解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての中学校に派遣する。小学校，高等学校においては，希望する学校のうち県教育委員会が，地域，学校の実態等に応じて派遣校を決定する。

生徒指導上の課題が多く，カウンセリング等の必要性がある事案が多数発生している学校を最重点派遣校とし，週1回の年間35回配置している。

スクールカウンセラー等の採用においては，公募するとともに県臨床心理士会の推薦を受け，採用している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※ 配置人数

小学校	： 17人
中学校	： 60人
義務教育学校	： 2人
高等学校	： 21人
中等教育学校	： 0人
特別支援学校	： 0人
教育委員会等	： 0人

※ 配置校数

小学校	： 99校
中学校	： 219校
義務教育学校	： 2校
高等学校	： 31校
中等教育学校	： 0校
特別支援学校	： 0校
教育委員会等	： 0箇所

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士	51人	（※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
②精神科医	0人	
③大学教授等	1人	
④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者	0人	

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 13人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

※ 主な配置形態について（8教育事務所に配置）

最重点派遣校	8 中学校	（週1日・1回3時間）	（週1回・年間35回）
定期派遣校	131 中学校	（月1日・1回3時間）	（月1回・年間12回）
	2 義務教育学校	（ " ）	（ " ）
随時派遣校	80 中学校	（年間1～2回3時間）	
	99 小学校	（ " ）	
単独校	31 高等学校	（年間10回・1回3時間）	

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラー，各教育事務所指導主事等，市町村教育委員会指導主事等，関係高等学校担当者

（2）研修回数（頻度）

年2回 ※2回目は，スクールソーシャルワーカーと合同で研修会を実施

（3）研修内容

研究協議，情報交換，講師による講演等

（4）特に効果のあった研修内容

地区別による情報交換（各教育事務所ごと，職種ごと）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

ア SVの設置 有

イ 活用方法

- ① スクールカウンセラーに対する指導・助言
- ② スクールカウンセラー研修会等における指導・助言
- ③ 緊急事案や困難事案に対するカウンセリング

（6）課題

スクールカウンセラー配置事業の効果的な実施において，研修会等を活用して，スクールカウンセラーと市町村教育委員会の指導主事の情報共有や支援の検討を行うことが重要であるが，離島の多い本県では，研修会の参加に宿泊が伴うなど，時間や旅費等の確保が難しく年2回の研修会を開催するに留まっている。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校傾向の児童生徒のための活用事例（①不登校）

- スクールカウンセラーの取組
 - ・ 別室登校を続けている児童生徒に対してカウンセリングを行う。
 - ・ 別室での学習の時間に寄り添い支援を行う。
 - ・ 担任との会話をつなぐ。

【事例2】スクールカウンセラーと教職員との連携の活用事例（①不登校）

- 他機関との協働などの工夫
 - ・ 担任とスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーが協力して不登校児童生徒の家庭訪問を実施し，児童生徒や保護者に対する支援を行う。

【事例3】学習面や対人関係に悩んでいる児童生徒のための活用事例（⑩発達障害等）

- スクールカウンセラーの取組
 - ・ 児童生徒へのカウンセリングを行う。
 - ・ 保護者からの依頼を受け，心理検査等を実施し，児童生徒のアセスメントを行う。
 - ・ アセスメントの結果を基に，具体的な指導の在り方や支援方法を教師や保護者に助言する。

【事例4】児童生徒への適切な支援のための活用事例（⑮校内研修⑯教育プログラム）

- スクールカウンセラーの取組
 - ・ 夏季休業中に近隣の小中学校の教職員に対しカウンセリングの研修を行う。
 - ・ 職員研修や学校保健委員会での教職員に対して，ストレスマネジメントやカウンセリング技法についての講話を行う。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

不登校児童の状況

年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
小学校	２８９ (０．３２)	３０７ (０．３４)	２９４ (０．３３)
中学校	１，４５８ (３．２２)	１，４０８ (３．１６)	１，３６９ (３．１４)

- ・ 増加の一途をたどっていた不登校の児童生徒の在籍者数（小学校は平成２８年度、中学校は平成２７年度がピーク）が減少してきた。特に、中学校の不登校生徒の在籍者数が大幅に減少しており、教職員とスクールカウンセラーが連携したチーム学校による取組が効果を上げていると見られる。

（２）今後の課題

- ・ 派遣回数及び派遣時間（１日３時間）に限りがあるため、継続したカウンセリング等を実施することが難しい。決められた時間の中で効果的な活用の在り方を検討していく必要がある。
- ・ 校内における相談活動が基本であるため、不登校児童生徒など、登校できない児童生徒への活用ができない。
- ・ 離島に臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラーが少なく、スクールカウンセラーの派遣に多額の旅費がかかる。そのため、派遣回数が限られてしまう。

沖縄県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為などの問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー及びこれに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へ配置し、活用及び効果等に関する実践的な取り組みを推進し、学校における児童生徒理解及びカウンセリング機能等の充実と児童生徒の問題行動の解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ① 小中連携、兄弟ケースへの対応を考えて、可能な限り中学校校区内に同一のスクールカウンセラーを配置している。
- ② 前年度配置校からの要望や配置校を訪問し、SC 本人の希望や児童生徒等の状況等を確認し配置している。
- ③ カウンセリングの継続のために同じ SC を希望する学校については、できるだけ変更がないよう配慮している。
- ④ カウンセリングにできるだけ切れ目がないよう年度当初から SC の活用ができるよう、学校配置や辞令交付を行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置校数】

小学校	: 185校
中学校	: 149校
高等学校	: 60校
特別支援学校	: 15校

（4）スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士 55人
- ② 精神科医 0人
- ③ 大学教授等 1人

（5）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 14人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 40人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

(6) 主な配置形態について

① 単独校

1 2 中学校（週 1 日・1 回 4 時間、1 回 2 ～ 4 時間）

9 小学校（週 1 日・1 回 3 時間）

4 高等学校（週 1 日・1 回 4 時間）

② 拠点校

1 1 2 中学校（週 1 日・1 回 4 時間）（週 2 回・1 回 3 時間、1 回 2 時間）（週 5 日・1 回 3 時間）

③ 対象校（配置計画あり）

2 2 中学校（週 1 日・1 回 2 時間～7 時間）（週 2 回・3 時間×2）

1 4 3 小学校（週 1 日・1 回 3 時間）

4 2 高等学校（週 1 日・1 回 4 時間）

1 特別支援学校（週 1 日・1 回 4 時間）

④ 対象校（配置計画なし）

3 中学校（週 1 日・1 回 2 ～ 3 時間）

3 3 小学校（週 1 日・1 回 2 ～ 3 時間）

1 4 高等学校（週 1 日・1 日 4 時間）

1 4 特別支援学校（週 1 日・1 回 4 時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者
- 市町村教育委員会指導主事
- 各教育事務所指導主事
- 義務教育課指導主事、県立学校教育課指導主事

(2) 研修回数（頻度）

- 県開催の研修会は年 1 回（委嘱状交付式並びに連絡協議会）
- 6 教育事務所で年 2 回（各教育事務所で地域の実情やニーズに合った研修を実施）

(3) 研修内容

- 貧困が原因と考えられる不登校の解消についての協議
- スクールカウンセラーの業務内容や効果的な活用、連携のあり方についての協議
- 緊急支援におけるスクールカウンセラーと教育委員会の役割についての協議

○ スクールカウンセラー等配置校担当教諭の情報交換

○ スクールカウンセラーの事例検討会

○ 講師を招聘した研修

演題：「緊急支援におけるスクールカウンセラーと教育委員会の役割について」

琉球大学法文学部准教授を講師に招き、講話及びワークショップにより理解を深めた。

(4) 特に効果のあった研修内容

○ 県子ども生活福祉部や貧困対策事業コーディネーターを講師に招き、本県の貧困に係る現状理解

○ 大学教授等を招聘した研修

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置 無

(6) 課題

○ スクールカウンセラー個々のスキルに差があるため、資質・能力の向上を図る研修が求められる。しかし、講師等の人材不足や他業務との兼職の者が多いため、定期的な事例検討会・連絡協議会等の欠席が見られる等の課題がある。

○ スーパーバイザーがいない状況にあるため、事例検討等において深まりに欠ける。スーパーバイザーの不在に課題がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】登校復帰に向けて活用した事例（①、④）

不登校の原因が友人とのトラブルであったことから、カウンセリングにおいて丁寧に聞き取りを行い、対友人との関係の在り方について自分の気持ちと向き合ったことで次第に落ち着きが見られた。本件については、完全な登校復帰には至っていないが、スクールカウンセラーとの面談を理由に登校し始めている。

【事例2】友人関係がうまく築けない児童生徒の支援において活用した事例（④）

不登校の原因が学級のグループ内の会話をきっかけとしていたことから、本人へのカウンセリングの実施とともに、その保護者への対応、学級の対応等について助言して頂いた。本件については、本人を取り巻く関係者の理解が深まったことにより、少しずつではあるが登校復帰に向かっている。

【事例3】緊急支援において活用した事例（⑧）

精神的に不安定な状態が見られたため、スクールカウンセラーの緊急支援を要請し、短期間に複数回のカウンセリングを行うなど、本人の心の状態の把握と安定に努めた。

カウンセリング後は、校長、教頭、担任、教育相談担当、養護教諭、生徒指導主任、学年主任等にフィードバックを行い、医療機関との連携も含めた今後の対応について話し合いを行った。

本件については、保護者にも対応等について助言を行うなど、関係者が一体となり本人を支えているが、不安定な状態が続いているため継続して支援を行っている。

【事例4】児童虐待の発見と支援において活用した事例（⑬）

親からの兄弟に対する虐待の疑いについて、それぞれの学級担任からスクールカウンセラーに相談があり、管理職や関係機関と連携し、当該家庭にチームとして支援することができた。支援については、兄弟が関わっている機関や関係校を含めた拡大チームを結成し、その中で、スクールカウンセラーをスーパーバイズとして依頼した。それをもとに最終目標と短期目標を立て、役割分担を行い、児童に適切な支援を行うことができた。

【事例５】教職員研修において活用した事例（⑮）

「発達障害の理解と対応」についてスクールカウンセラーを講師として活用し、発達に障害のある児童生徒の理解、学校生活に不応適傾向を示す児童生徒の保護者の対応方法、面談を継続することで見えた児童生徒の様子について講話を頂いた。

効果としては、発達に課題のある児童やその保護者への対応の在り方について理解を深めることができたこと。またストレスマネジメント講習、ソーシャルスキルトレーニング、発達と睡眠、教職員のメンタルヘルス等の講話を通して、理論に基づく実践力を高めることができたことである。

【事例６】発達に障害のある児童生徒の支援に向けて活用した事例（⑩）

授業中に落ち着きがなく集中力に欠ける様子が見られるため、スクールカウンセラーを活用し、学校や家庭での本人の様子、幼少期からの行動や発達のエピソード等の聴き取りを行い、発達障害の疑いがあるとの判断から、医療機関へ繋いだ。

支援については、主治医、学校（管理職や学級担任等）、スクールカウンセラーで本人への対応等について適宜情報交換を行い、配慮すべき点、具体的な対応について共通理解及び実践が図られるようにした。

その結果、障害の特性に配慮した対応ができるようになったことで、本人も学業に対し、前向きに捉えることができるようになった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ケース会議や教育相談部会、生徒指導部会への参加を通して、課題の共有化が図られた。ある学校においては、カウンセラーを教育相談部会の組織に位置づけ、定期的なケース会議や児童生徒、保護者との面談を行うことで不登校状態にある児童生徒の状況が改善した。
※参考：平成 28 年度不登校数 4 名、平成 29 年度 0 名
- 中学校を拠点とする管内の小学校に同じスクールカウンセラーを配置したことで、小・中学校間の連携がスムーズに構築でき、児童生徒や保護者との面談を効果的に行うことができた。
- 校内研修でいじめへの対応の在り方や、学級担任等と連携したストレスマネジメントの実施により、学校や児童生徒に対し、直接的な支援を行うことができた。
- 地区の小学校における不登校数が平成 28 年度と比較し、16 名減少（133 名→117 名）した。一方、中学校は 54 名増加（249 名→303 名）したが、スクールカウンセラーの働き等により、41 名が登校復帰を果たしている。
- 特別な支援を要する児童生徒への対応の在り方について、スクールカウンセラーの専門的な立場から、保護者や教職員に対し具体的に指導・助言したことにより、学校だけでなく家庭における支援についても改善が見られた。
- カウンセリングにより、心理的な課題を抱えている児童生徒とその保護者の困り感を軽減することができた。また専門的な立場からの助言は教職員にとっても精神的な支えとなった。

（２）今後の課題

- 問題を抱える児童生徒が増加してきたことにより、スクールカウンセラーの対応が追いつかない状況が見られる。児童生徒一人一人に十分な支援をしていくためには、スクールカウンセラーの増員、相談時間の増加等が必要である。
- 学校の意向に添った対応ができない等、スクールカウンセラーの資質に係る課題がある。児童生徒が抱える問題の背景が多様化、複雑化する中、対応の在り方や学校組織の一員として業務にあたる自覚等、スクールカウンセラーの資質向上を図る研修の充実が必要である。